

2021 年度 点検・評価報告書

フェリス女学院大学

目次

序章.....	1
第1章 理念・目的.....	3
第2章 内部質保証.....	8
第3章 教育研究組織.....	21
第4章 教育課程・学習成果.....	27
第5章 学生の受け入れ.....	51
第6章 教員・教員組織.....	58
第7章 学生支援.....	67
第8章 教育研究等環境.....	80
第9章 社会連携・社会貢献.....	90
第10章 大学運営・財務.....	98
第1節 大学運営.....	98
第2節 財務.....	108
終章.....	112

序章

フェリス女学院大学は、2015 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、大学基準に適合しているとの評価を受けた。

同時に、提言として「努力課題」5 項目、「改善勧告」1 項目の指摘を受けた。「努力課題」として、①音楽研究科の教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法に関する基本的な考え方が示されていないこと、②人文科学研究科及び国際交流研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対して「課程博士」として学位を授与することを規定していることが適切でないこと、③音楽学部演奏学科の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いこと、④人文科学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生比率が低いこと、また、国際交流研究科博士後期課程では入学者・在籍学生がいらないこと、⑤国際交流学部国際交流学科の編入学定員に対する編入学生比率が低いこと、の指摘があった。また、「改善勧告」として、音楽学部音楽芸術学科において、大学設置基準上原則として必要な教授数が 1 名不足していることの指摘があった。

本学としては受理した認証評価結果を真摯に受け止め、指摘を受けた事項については全学で共通認識を持ち、改善・向上に向けて取り組んだ。指摘事項についての「改善報告書」は 2019 年 7 月に提出し、2020 年 3 月には「改善報告書」の検討結果を受けた。その後も改善・向上に向けて継続して取り組んでいるところである。

2015 年度の実績評価結果への対応と並行して本学が活動を進めたのは、実効性のある PDCA サイクルを適切に機能させるための学内の組織体制の強化と、恒常的・継続的なさらなる教育の質の向上を図るシステムの構築であった。

2015 年度の実績評価時、本学では、自己点検・評価委員会規程に則り、毎年度、点検・評価活動を行っていた。大学基準協会が設定する大学基準の各項目に沿って各部門が点検・評価を行い、その結果を学長が委員長である「自己点検・評価委員会」において確認し、課題及び改善に向けた取組や計画等について共有していた。2018 年度からは、それに加えて、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を担保し、本学における教育研究活動をより一層向上させることを目的として「外部評価委員会」を設置し、学外者から自己点検・評価活動、その他本学の諸活動に対する提言・助言を受けている。さらに、2019 年度には、各部門で取り組んでいる自己点検・評価が教育研究活動の改善や向上に有効につながっているかを点検・評価し、本学の内部質保証の推進に責任を負う委員会として、学長を委員長とする「全学内部質保証推進委員会」を立ち上げた。これに伴い、「自己点検・評価委員会」の委員長を事業推進担当副学長に変更し、「全学内部質保証推進委員会」及び「自己点検・評価委員会」それぞれの機能的な役割を明確に規定することを始めとした、本学の内部質保証推進体制の見直しを行った。2019 年度に提出した「改善報告書」に関しても、本学の内部質保証の推進に責任を負う「全学内部質保証推進委員会」が、指摘事項に対する取組や改善状況について確認・検証を行った。

本学では、2020 年度まで、大学の長期計画『Ferris Univ.2020』と 4 年を 1 期とする大学中期計画「17-20 PLAN」のもとで事業を進めてきた。2020 年 4 月施行の私立学校法の一部改正を踏まえ、学校法人フェリス女学院としての中期計画を策定し、そのもとに大学・中高・事務局の中期計画を位置付ける体制となった。第 1 章に詳述するが、「全学内部質保証推進委員会」は、従来の大学中期計画を学院中期計画の一部として展開し移行する際にも、その中心的役割を担い、自己点検・評価や外部評価の結果に関連づけながら検討を進め、その機能を果たした。

長中期の計画を推進して行くのと同時に、教育の営みは「恒常的・継続的な PDCA サイクルを適切に機能させた背景の上に成り立つもの」であることも同様に重要であり、『Ferris Univ. 2020』のもとで実施してきた事業も継続して推進している。そうした個々の事業については大学内で各年度の事業計画としてまとめ、進捗を管理している。毎年度、「全学内部質保証推進委員会」において自己点検・評価結果及び外部評価結果を検証した後は、学長がその検証結果をもとにした行動計画「検証結果に基づく行動計画」を作成している。行動計画については、大学評議会・大学院委員会での議を経て、学長から、課題を持つ所管部門に対し改善を指示している。当該部門では、改善に向けた計画を策定し、必要に応じて事業計画に盛り込んだうえで対応を進め、改善状況を「自己点検・評価委員会」、「全学内部質保証推進委員会」及び次年度事業計画・予算ヒアリング時に報告する仕組みとし、PDCA サイクルを機能させている。学長を委員長とする「全学内部質保証推進委員会」では、学内の様々な課題に対して必要に応じて改善方策を検討し、当該部門に対応を働きかける役割も担っている。

このように、フェリス女学院大学では、現在、大学内の自己点検・評価による検証機能と、中期計画・事業計画による事業の推進・進捗管理とが実効性を持つ形で有機的に機能しており、教育研究の改善・質の向上に向けた取組が、学長のリーダーシップのもとで全学的かつ迅速に進められている。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

フェリス女学院の創立者メアリー・E.キダーは、日本におけるキリスト教伝道と女子の教育を目指して1869年8月に来日した。翌1870年には横浜のヘボン施療所の一角でヘボン夫人の私塾を引き継ぐ形で教育事業を開始する。これがフェリス女学院の始まりである。この私塾は1875年にフェリス・セミナリーという形に整い、1889年にはフェリス和英女学校となった。そして、キダーの当初の思いである「キリスト教の信仰に基づく女子教育」を守り受け継ぐ形で発展を遂げている（資料1-1）。

社会が大きく変化する歴史の中にありながら、「キリスト教の信仰に基づく女子教育」は揺らぐことなく学校関係者のあいだで連綿と引き継がれてきた。現在教育理念として定着している「For Others」は、よくある創始者等のことばとしてではなく、後代（1920年代）に学校関係者のあいだで聖書の言葉に基づいて自然と使われるようになったものである。「For Others」は「他者のために」と訳することができるが、さらに近年、本学は「他者と共に」という共生の問題意識も大切にし、現代のさまざまな問題に取り組んでいる。「For Others」はその意義、輝きを失うことはなく、日々の実践と結びついている（資料1-2【Web】）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

設立当時から守り育んできた建学の精神と教育理念をもとに、大学及び大学院の目的及び使命を「大学学則」及び「大学院学則」に定めている（資料1-3 第1条、資料1-4 第1条）。

大学学則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は、キリスト教を教育の基本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教育を授け、専門の学問を教授研究し、もって真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。

大学院学則

(目的)

第 1 条 フェリス女学院大学大学院は、キリスト教を教育の基本方針となすフェリス女学院大学の建学の精神に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、理論及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。

学部においては、各学部の教育研究目的を定め、大学学則第 2 条の 2 に掲げている（資料 1-3 第 2 条の 2）。この教育研究目的に基づき、各学部学科における人材養成目的も定めている（資料 1-5 pp.75-77、pp.85-86、pp.96-97、pp.111-113、pp.127-129、pp.138-139）。研究科においては、各研究科の教育研究目的を定め、大学院学則第 4 条の 2 に掲げている（資料 1-4 第 4 条の 2）。この教育研究目的に基づき、各研究科専攻における人材養成目的も定めている（資料 1-6 p.31、p.45、p.61、資料 1-7【Web】～1-15【Web】）。

大学・大学院の目的及び使命、学部・研究科の教育研究目的は、大学学則、大学院学則に明示している。学部の各学科における人材養成目的については、毎年度配布する学生要覧、大学院要覧に掲載し、学生、教職員に周知している。また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部学科及び各研究科専攻の人材養成目的を掲載し、社会への周知を図っている。受験生に対しては、大学案内に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている（基礎要件確認シート 1、2）（資料 1-3 第 2 条の 2、1-4 第 4 条の 2、資料 1-5 pp.75-77、pp.85-86、pp.96-97、pp.111-113、pp.127-129、pp.138-139、資料 1-6 pp.31-33、pp.45-46、pp.61-62、資料 1-2【Web】、1-16【Web】～1-25【Web】、1-7【Web】～1-15【Web】、1-26【Web】p.15、p.92）。

本学における全学共通科目である「CLA コア科目」は、科目構成の基本方針を「キリスト教を基盤として、未知の世界や多くの学問領域と出会い、探求、学修することを通じて、幅広い教養と科学的な思考力を身に付ける。」「建学の精神・教育理念を具現化した科目を通じて、学生一人ひとりが本学で学ぶことの意義や価値を自覚すること」としている（資料 1-5 p.47）。5つの科目群のうちキリスト教科目は、本学の理念・目的の理解を深める科目となっており、特に「キリスト教Ⅰ」は必修科目としている。キリスト教科目の内容の検討にあたっては、キリスト教研究所が助言・提言を行うなど、大きな役割を果たしている。キリスト教研究所は、キリスト教、キリスト教文化及びキリスト教学校教育について学術的研究を行い、広く学内外へ成果を発表するとともに、本学の教育の改善に寄与し、学則第 1 条の目的及び使命を達成することを目的に 2015 年に設置された機関である（資料 1-27）。

また、学内の主なキリスト教活動としては、次のようなものがあげられる。入学式、学位授与式は、キリスト教の礼拝の形式で執り行っている。授業実施期間中は昼の時間帯にチャペルサービス（礼拝）を、緑園キャンパスでは月～金曜日の毎日、山手キャンパスでは木曜日に週1回行い、前期・後期に各1回、キリスト教講演会を開催し、キリスト教科目の履修者に出席を促している。ここ数年のキリスト教講演会は、前期において学長が学院の歴史とあわせて建学の精神や教育理念について講演しており、学生が自校史について学ぶ機会となっている。さらに講演会の内容は、宗教センターが講演及び諸行事の記録として発行する『待望』に掲載され学内関係者に配布されることから、1年次生以外の学生及び教職員が、あらためてフェリス女学院について理解を深める機会にもなっている（資料1-28）。

本学では、毎年度、卒業年次生を対象とした満足度調査を実施している。調査では、母校への愛着度を確認する設問を設けているが、建学の精神・教育理念を知っている（「よく知っている」「少し知っている」の合計）と回答する学生は例年90%を超える割合となっている。4年間の教育や諸活動を通じて、建学の精神・教育理念が学生たちに浸透していることの証左の一つといえる（資料1-29～1-31）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、将来を見据えた中長期計画として、グランドデザイン及び中期計画を策定している。学院創立150周年にあたる2020年度までは、10年の期間で設定する長期計画「大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』」と、4年間で1期として設定した中期計画を策定し、そのもとで単年度の事業計画に取り組んできた。2021年度以降は、2020年4月施行の私立学校法の一部改正を踏まえ、学校法人フェリス女学院としての中期計画を策定し、そのもとに大学・中高・事務局の中期計画を位置付ける体制となった。学院中期計画の策定にあたっては、150周年以降の本学院が目指す教学ビジョンである「フェリス女学院ミッションステートメント」が定められ、これを実現するための計画として「フェリス女学院中期計画2021-2025」が策定された（資料1-32【Web】、1-33）。この際に学院中期計画の1期を5年間とすることになり、大学はこのもとで、大学中期計画「21-25 PLAN」を進めている。なお、学院中期計画が策定される1年前に、大学では2030年を見据えた大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』を策定し理事会でも承認済みであったことから、大学中期計画「21-25 PLAN」は、「フェリス女学院ミッションステートメント」、「フェリス女学院中期計画2021-2025」、大学グランドデザイン『Ferris Univ.2030』を融合するかたちで具体的な行動計画に落とし込んだものとなっている（資料1-34【Web】）。

大学中期計画「21-25 PLAN」の策定においては、二つの軸で検討を進めることとした。一つは『Ferris Univ. 2020』の延長線上にあって、さらなる発展を目指す諸計画、もう一

つは、時代の転換点に立って、これまでとは異なる新しい目標を実現する諸計画である。検討に際しては、それぞれタスクフォースを設置することとし、前者については、本学の実教育研究活動の質の向上を目的として設置した全学内部質保証推進委員会のもとに「検証評価タスクフォース」を、後者については、将来計画委員会のもとに、学部・学科を超えて本学の改革案を議論するタスクフォースを設置することとした（資料 1-35～1-39）。

「検証評価タスクフォース」は、学長、全学教育担当副学長、事業推進担当副学長、3 学部長、大学選出理事、教務部長、入試部長、大学事務部長、大学事務部次長で構成されている。上位委員会である全学内部質保証推進委員会では、自己点検・評価や外部評価の適切性及び有効性の検証を行っていることから、検証評価タスクフォースによる中期計画の策定においても、この検証結果を有効に関連づけながら検討を進めた。

なお、大学将来計画委員会のもとで進める諸計画については、「検証評価タスクフォース」での検証を参考に検討を進めることとした。

大学では、2013 年度から 4 年間で 1 期とする中期計画を策定してきており、大学中期計画「21-25 PLAN」は 3 期目の計画となる。前 2 期の中期計画と同様に、建学の精神「キリスト教の信仰に基づく女子教育」と教育理念「For Others」のさらなる明確化・具体化を最上位目標に掲げ、「新しい時代を切り拓く女性」を大学が育成すべき人材像としている。なお、2021 年度に開始した「フェリス女学院中期計画 2021-2025」では、この 5 年間で学院が長期的に発展していくための「教学の自己変革」の期間と位置づけている。大学中期計画「21-25 PLAN」は、上記の目標のもと 2021 年度に計画に沿って取組を開始したが、学院の「教学の自己変革」の方針を受けて、大学においても 2021 年度中に「変革方針」を策定し、教学改革を進めることとした。（以降、2020 年度に策定した大学中期計画「21-25 PLAN」を「大学中期計画「21-25 PLAN」（2020 年度策定版）」とし、2021 年度に「変革方針」に基づき再編成した中期計画を「大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）」とする（資料 1-33 pp.13-29、1-40 pp.13-22）。

このことに伴い、大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）では編成を変更し、次の 6 つの改革を柱として取組を進めて行くこととした。

- 1.あるべき学部学科構成への変革
- 2.キリスト教活動のさらなる活性化
- 3.「新しい時代を切り拓く女性」を育成する教育・事業展開
- 4.本学の特徴を際だてる教育改革
- 5.選ばれる大学となる入試改革
- 6.大学運営を支援する組織改革

なお、上記のような新たな展開が期待される事業を推進して行くのと同時に、教育の営みは「恒常的・継続的な PDCA サイクルを適切に機能させた背景の上に成り立つもの」であることも同様に重要であるとして、『Ferris Univ. 2020』のもとで実施してきた事業も継続して推進することとした。個々の事業については大学内で各年度の事業計画としてまとめ、引き続き事業の進捗管理を行うこととした（資料 1-41）。

本学では、毎年 4 月に、学長による「中期計画・事業計画説明会」を開催している。全学で統一した方向性のもと各部門の取り組みが進むよう、学長から年度の方針が示され

るとともに、中期計画やそれをより具体的な事業に展開した事業計画について説明がされている。大学内の全教職員で中期計画や事業計画を共有するとともに、その進捗を確認し、新たな年度のスタートとしている（資料 1-42）。

1.2. 長所・特色

- ・ 本学の理念・目的の理解を深める科目としてキリスト教科目を開設し、特に「キリスト教Ⅰ」は必修科目としている。キリスト教科目の内容の検討にあたっては、キリスト教研究所が助言・提言を行うなど、大きな役割を果たしている。また、年に 2 回開催する「キリスト教講演会」のうち、前期の講演会では、学長が学院の歴史とあわせて建学の精神や教育理念について講演しており、学生が自校史について学ぶ機会となっている。例年実施している卒業年次生を対象とした満足度調査では、母校への愛着度を確認する設問を設けているが、建学の精神・教育理念を知っている（「よく知っている」「少し知っている」の合計）と回答する学生は例年 90%を超える割合となっている。
- ・ 毎年 4 月に、学長による「中期計画・事業計画説明会」を開催している。中期計画・事業計画、年度の方針を大学内の全教職員で共有する機会を設け、全学で統一した方向性のもと各部門の事業・取組を進めている。

1.3. 問題点

なし。

1.4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神及び教育理念のもとに、大学及び大学院の目的及び使命を定め、学部においては各学部の教育研究目的を、大学院においては各研究科の教育研究目的を「大学学則」「大学院学則」に明記している。また、教育研究目的のもとに各学部学科、各研究科専攻の人材養成目的を定め、学生要覧、大学院要覧、大学公式サイトを通じて学生、教職員に周知するとともに、社会に対しても公表している。また、学生が建学の精神及び教育理念の理解を深められるよう、キリスト教の授業の開設や、講演会等の機会を設けている。

学院創立 150 周年を迎えた 2020 年には、本学院が目指す教学ビジョンである「フェリス女学院ミッションステートメント」が定められ、これを実現するための計画として「フェリス女学院中期計画 2021-2025」が策定された。「フェリス女学院中期計画 2021-2025」は学院が長期的に発展していくための「教学の自己変革」の 5 年間と位置付けられ、大学中期計画も「教学の自己変革」の実現に向け、2021 年度に現状を客観的に認識するための検証を行い、その検証結果を踏まえた「変革方針」を定めた。大学はこの「変革方針」のもとで、大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）に取り組んでいる。

以上のように、本学では、建学の精神及び教育理念に基づき教育研究目的を設定し、公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期計画を明確にしておき、大学基準に照らして、理念・目的を実現する取組が適切であると判断できる。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

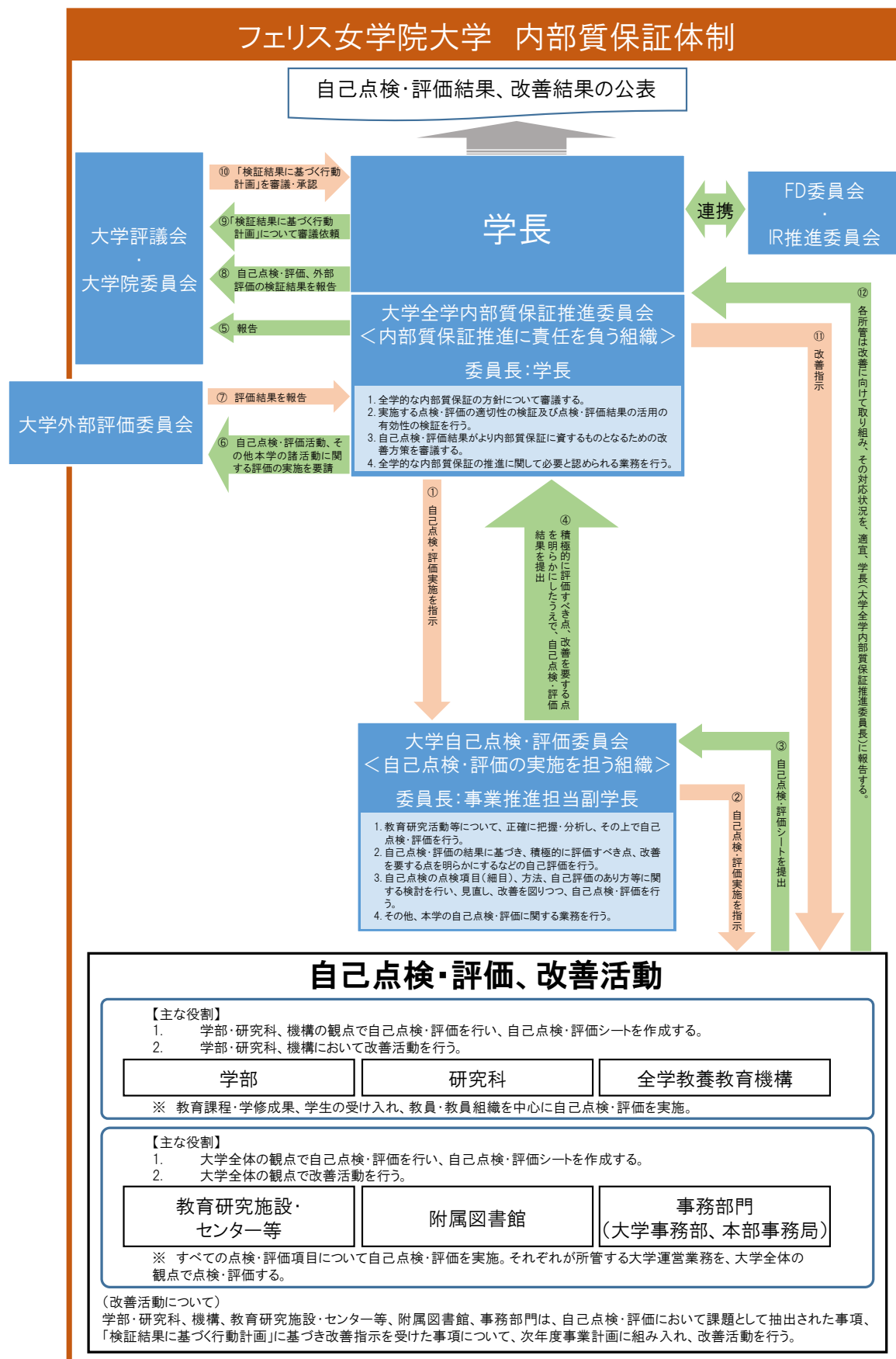
本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を制定しており、この中で全学的な内部質保証の方針として次のとおり「内部質保証に関する方針」を定めている。

本学は、不断の点検・評価を行い、本学の教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明し、教育研究活動等の恒常的・継続的な質の向上に努める。そのために客観的かつ効果的で妥当性のある点検・評価の工夫を講じるとともに、その結果を大学の改革・改善に結び付ける実効的な内部質保証システムを整備・検証する。また、社会に対する説明責任を果たすため、組織運営と諸活動の状況について背局的に情報公開を行う。また、上記を具現化するために「内部質保証の基本的な考え方及び手続」を別に定める。

「内部質保証に関する方針」をふまえて、本学における内部質保証の基本的な考え方や全学的な手続を示したものが「内部質保証の基本的な考え方及び手続」である。「フェリス女学院大学教育研究活動の方針」、「内部質保証の基本的な考え方及び手続」とともに、各学部教授会及び大学評議会で資料として配布し、教職員間で内容を共有している。さらに、大学公式サイトでも公表している。（資料2-1【Web】～2-7）。

「内部質保証の基本的な考え方及び手続」に定めるとおり、本学では、フェリス女学院大学学則に掲げる目的を実現するため、三つの方針に基づく教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明し、恒常的・継続的に教育研究活動等の質の向上を図ることとしており、これを、内部質保証の目的としている。

図 2-1 内部質保証体制図（資料 2-3）



本学における内部質保証を推進する組織は、全学内部質保証推進委員会である（資料 1-35）。全学内部質保証推進委員会では、内部質保証に関する全学的な方針の策定、点検・評価の適切性や点検・評価結果の活用の有効性の検証、本学の自己点検・評価結果がより内部質保証に資するものとなるための改善方策の検討などを行っている。

本学における自己点検・評価は、学部・研究科、各部門において毎年度実施しているが、自己点検・評価の具体的な実施方法の検討や自己点検・評価結果のとりまとめを行う組織は、自己点検・評価委員会である（資料 2-8）。自己点検・評価委員会では、学部・研究科、各部門で実施した自己点検・評価結果をもとに教育研究活動等について把握・分析し、自己点検を行う。その結果に基づき、積極的に評価すべき点、改善を要する点を明らかにするなどの自己評価を行い、全学内部質保証推進委員会に報告している。

全学内部質保証推進委員会は、自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価結果を大学評議会及び大学院委員会に報告すると同時に、改善を要するとされた事項について確認・検証し、全学的な観点で改善に向けて取り組む事項などについて検討を行う（資料 2-9、2-10）。自己点検・評価委員会や全学内部質保証推進委員会での確認・検証結果と合わせて、後述する外部評価委員会からの提言・助言を受けて、学長は「検証結果に基づく行動計画」をまとめ、大学評議会・大学院委員会の承認を得たうえで、担当部門に対応を要請することとしている。なお、「検証結果に基づく行動計画」に挙げられた課題のうち、早急に対応が必要な事項や担当部門のみで改善活動を進めていくことが難しいと判断されるものについては、全学内部質保証推進委員会も関わって改善方策を検討し課題改善に向けた取組を促すなど、全学内部質保証推進委員会は担当部門を支援する役割も担っている。

このように、自己点検・評価の実務を担う自己点検・評価委員会と、全学的な観点から検証を行い改善・向上を促す全学内部質保証推進委員会が、それぞれの機能を果たすことで本学としての内部質保証を推進しており、各委員会規程にも任務を規定し役割分担を明確化している（資料 1-35、2-8）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である全学内部質保証推進委員会は、2017 年度から設置に向けた検討を開始し、2019 年度に設置された（資料 2-11、2-12）。それまでは、例えば 2015 年度に受審した第 2 期認証評価において「努力課題」「改善勧告」の指摘を受けた事項については、既存の委員会である自己点検・評価委員会を中心に改善に向けた取組を進めるなど、本学における PDCA サイクルを推進する機能は自己点検・評価委員会が担い、その役割を果たしてきた（資料 2-13）。

一方で、第 3 期認証評価に向けた準備を進める中で、本学における内部質保証の実効性を高めるためには、さらなる体制整備が必要との認識に至った。まず取り組んだのが、外部評価委員会の設置である。それまで実施してきた自己点検・評価活動の客観性を担保

し、本学における教育研究活動をより一層向上させることを目的として委員会を設置し、学外者から、自己点検・評価活動、本学の教育研究活動に対する提言・助言を受ける体制を整備した（資料 2-14）。

さらに、各部門で取り組んでいる自己点検・評価活動や PDCA サイクルが、本学の教育研究活動の質の改善や向上に有効につながられているかを全学的な観点で点検・評価する組織として、学長を委員長とする全学内部質保証推進委員会を設置し、本学の自己点検・評価活動の妥当性・実効性を担保することとした。これに伴い、自己点検・評価委員会の委員長を、学長から事業推進担当副学長に変更し、全学内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会の機能的な役割を明確に規定し、現在の体制に至っている（資料 2-15）。

全学内部質保証推進委員会は、学長を委員長とし、事業推進担当副学長、全学教育担当副学長、各学部長・研究科長、大学事務部長、大学事務部次長によって構成される（資料 1-35）。委員会の任務については、「全学内部質保証推進委員会規程」第 3 条に規定しており、本学の全学的な内部質保証を推進するため、点検・評価の適切性や点検・評価結果の活用の有効性を検証、自己点検・評価結果がより内部質保証に資するものとなるための改善方策を検討することとしている。なお、2020 年度及び 2021 年度は、取り扱う案件により、教務部長、入試部長、大学選出理事を追加した拡大委員会を開催している（資料 1-37、2-16）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- | |
|---|
| 評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 |
| 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 |
| 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み |
| 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 |
| 評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 |
| 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 |
| 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保 |

本学では、「フェリス女学院大学教育研究活動の方針」において、「教育課程・学修成果に関する方針」及び「学生の受入れに関する方針」を定めている（資料 2-17【Web】、2-18【Web】）。

「教育課程・学修成果に関する方針」

本学は、理念・目的の実現のために、学位授与に必要な能力、知識、及び技能などを示した「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を定める。また、「卒

業認定・学位授与の方針」に基づいた「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を定める。

「学生の受入れに関する方針」

本学は、理念・目的の実現のために、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）や「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、入学希望者に求める学習歴、学力水準、能力などを明らかにした「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を定める。

また、本学では大学全体の人材養成目的及び三つの方針を定めており、人材養成目的において掲げる各能力は三つの方針それぞれに関連づけて、一貫性を担保している。各学科の人材養成目的・三つの方針は大学全体の人材養成目的・三つの方針を具体化する形で策定しており、全学的な整合性を図ったうえで設定されている（資料 1-16【Web】）。

現行の三つの方針は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」平成 28 年文部科学省令第 16 号、平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行）を受け、2016 年度に、学長の諮問機関である学部長会議において、全学的な見直しに関する方向性を確認の上、事業推進担当副学長、教務部長、入試部長を中心に既存の方針を改訂する形で策定を行った。2016 年度時点において、全学内部質保証推進委員会は設置されていなかったが、改訂の際には、現在の全学内部質保証推進委員会と同じメンバーで構成されている学部長会議が、全学的な整合性を図るための役割を担った（資料 2-19、2-20）。

研究科の人材養成目的及び三つの方針については、従来、研究科の人材養成目的のみであったものを、2021 年度に各専攻の人材養成目的を設定した。人文科学研究科と国際交流研究科においては 2022 年度に向けてカリキュラム改正を行ったことに伴いカリキュラム・ポリシーの修正も行った。また、音楽研究科は 2023 年度の研究科の改編に向けて、人材養成目的及び三つの方針の改正を行った。これらについても全学内部質保証推進委員会において進捗を管理し、それぞれの研究科や専攻において、定められた方針に沿って検討した。

内部質保証に関する方針及び手続については、「フェリス女学院大学教育研究活動の方針」における「内部質保証に関する方針」のもと、内部質保証の目的や具体的な手続き等も含めた「内部質保証の基本的な考え方及び手続」に定めている（資料 2-2【Web】）。「内部質保証の基本的な考え方及び手続」に示された内部質保証におけるプロセスを図に表したものが「フェリス女学院大学内部質保証システム体系図」である（資料 2-3【Web】）。各年度初めには、内部質保証のプロセスを年間スケジュールに落とし込んだフロー図も作成し、全学内部質保証推進委員会で審議の上、関係委員会に報告しており、これに沿って進められている（資料 2-21）。点検・評価活動が方針に示されたプロセスに沿って実施されていることの検証は、例年、自己点検・評価及び外部評価がすべて終了する 10 月に全学内部質保証推進委員会において行い、その結果を大学評議会・大学院委員会に報告している（資料 2-22、2-23）。

本学における自己点検・評価活動は、毎年度、全学内部質保証推進委員会において決定した実施方針を受け、自己点検・評価委員会のもと、各学部・研究科及び各部門（大学教

務委員会、学生委員会、大学国際センター委員会、入試 MM 委員会、図書館運営委員会、教職課程委員会、大学情報センター運営委員会、宗教センター運営委員会、ボランティアセンター運営委員会、キリスト教研究所運営委員会）において実施されている（資料 2-24、2-25）。自己点検・評価の項目は、大学基準協会が定める大学基準を準用しており、大学全体及び学部・研究科の観点で点検・評価を行うこととしている。自己点検・評価結果を記入する様式として、本学が作成した「自己点検・評価シート」を用いており、各学部・研究科では大学基準 4、大学基準 5、大学基準 6 を中心に点検・評価を行っている。各部門においては、大学基準 1 から大学基準 10 について、それぞれが所管する大学運営業務に応じて担当し、大学全体の観点で点検・評価を行っている。「自己点検・評価シート」には、各基準における点検・評価項目ごとに「現状説明」「特に効果があがっている点」「今後改善が必要な点」を記入する欄を設けており、評価すべき点と改善を要する点を明らかにしやすいよう工夫している（資料 2-26、2-27）。

各学部・研究科では、「自己点検・評価シート」をもとに、学部長・研究科長、学科主任・専攻主任、教務主任・教務責任者、入試主任・入試責任者等で構成される主任等会議を中心に自己点検・評価を行い、各学部教授会・研究科委員会において報告し、構成員間で共有している（資料 2-28）。また、各部門においては、「自己点検・評価シート」をもとに所管委員会において自己点検・評価を行っている。自己点検・評価にあたっては、「今後改善が必要な点」として抽出した事項について、当該部門としての対応策も検討している。このように各学部・研究科や各部門で行われた自己点検・評価結果が、自己点検・評価委員会に提出される。

なお、2020 年度自己点検・評価の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の状況についても点検・評価の対象とすることを全学内部質保証推進委員会で決定し、これを受けて自己点検・評価委員会において、「自己点検・評価シート」に各部門において講じた対応・対策を記入する欄を設けること、大学基準 2、4、5、7、8 を担当する部門は必ず記入することなどの詳細を審議し、各学部・研究科、各部門に対して自己点検・評価の実施を依頼した。

自己点検・評価委員会では、各学部・研究科、各部門からの自己点検・評価結果の報告をもとに、積極的に評価すべき点、改善を要する点を明らかにし、それを当該年度の自己点検・評価結果としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している（資料 2-29～2-31）。

全学内部質保証推進委員会では、自己点検・評価委員会において改善を要するとされた事項について確認するとともに、全学的な観点で改善に向けて取り組む事項などについて検討を行う。あわせて、前年度からの継続課題となっている事項については、進捗状況も確認している（資料 2-32）。このような全学的な観点からの点検・評価の結果、担当部門における対応が十分でないものや、複数学部、複数部門にわたるような課題で、全学的な方針のもとに取り組む必要がある事項については、全学内部質保証推進委員会でも改善に向けた方策を検討し、当該部門に対応を要請するとともに、状況に応じて支援・助言を行っている（資料 2-33、2-34）。具体的には次のような事例である。

① 担当部門において対応完了と判断したが、全学的な観点から継続課題とした事例

以前から、「学習成果の適切な把握と評価」「学習成果の測定結果の適切な活用」について課題となっていたが、2020年度の点検・評価において、担当部門から、これまで取り組んできた活動により一定の成果が見られたことから対応を完了する旨の報告があった。しかし、全学内部質保証推進委員会としては、さらなる教育の質の向上に向け、対応が必要であると判断し、当該部門と意見交換の場を設け、継続して取り組んでいくことを確認した。

② 複数学部・研究科に共通する課題について

人文科学研究科及び国際交流研究科の博士後期課程の現行カリキュラムにおいて、コースワークとリサーチワークの位置づけが明確になっていないこと、3研究科ともに専攻ごとに人材養成目的を設定する必要があることなどが課題となっており、課題の性質上、一体的に取り組むことが望ましいことから、3研究科で足並みをそろえて検討していくことを全学内部質保証推進委員会において確認した。各課題の具体的な検討は、当該研究科を中心に行うが、その進捗状況は全学内部質保証推進委員会の事務担当部門である企画・広報課が管理し、3研究科がお互いの検討内容や進捗状況を共有しながら検討できる体制で進めた。

③ 早急に対応する必要がある課題について

国際交流研究科の博士後期課程において、設置基準上必要とされる教員数を充足できていないことが判明した。法令に抵触している状況にあり対応が急がれる課題であったことから、全学内部質保証推進委員会で審議の上、大学院委員会において、学長から当該研究科長に対し急ぎ対応することを要請した。

上記のような対応もふまえて、学長は、自己点検・評価委員会から報告される「自己点検・評価結果」、外部評価委員会から報告される「外部評価報告書」、さらに全学内部質保証推進委員会で行う点検・評価の適切性及び点検・評価結果の活用の有効性の検証をもとに、「検証結果に基づく行動計画」をまとめ、大学評議会・大学院委員会での審議を経たうえで、担当部門に対し、適切な措置を講じるよう改善指示を行っている(資料2-35)。具体的には、例年11月に各学部・研究科、各部門を対象に実施する次年度事業計画・予算のヒアリングの際に、課題への対応状況を確認し、必要と判断された場合は事業計画に追加・反映するなど、改善に向けて適切な措置を講じるよう指示している。なお、点検・評価の過程で急ぎ対応することが必要と判断した事項については、年度初めに設定した年間スケジュールに拘らず、課題が顕在化した時点で大学評議会・大学院委員会において報告あるいは審議したうえで、必要な措置をとることとしている。

担当部門においては、課題として抽出した事項や改善指示を受けた事項を次年度事業計画に組み入れるなどしたうえで改善活動を行い、さらに、その対応状況を前年度の自己点検・評価結果を確認する自己点検・評価委員会(6月)、全学内部質保証推進委員会(7月)及び次年度事業計画・予算のヒアリング時(11月)に報告することとしている。このような体制で各学部・研究科、各部門の自己点検・評価結果を改善・向上の取組につなげることで計画性及び実行性を高め、PDCAサイクルを機能させるよう工夫している。

(資料 2-3【Web】)。

なお、2020 年度自己点検・評価では、新型コロナウイルス感染症への対応・対策も点検・評価の対象としていることから、各学部・研究科、各部門において講じた措置について自己点検・評価委員会で確認するとともに、全学内部質保証推進委員会において全学的な観点で点検・評価を行った。点検・評価の観点は、大学基準協会から提示されている「2022 年度の大学評価及び短期大学認証評価について」に沿うこととし、2020 年度に学内で実施した各種調査結果(「授業実施状況調査(授業開始編及び授業終了編)」「授業アンケート」「学生生活状況に関する緊急アンケート」「2020 年度新入生アンケート」)、FD 活動報告等も用いて行った(資料 2-33、2-36)。

認証評価機関等からの指摘事項への対応については、大学基準協会の第 2 期認証評価受審時(2015 年度)に指摘された項目に関して改善に向けた対応を進め、2019 年 7 月に「改善報告書」を提出した。指摘された項目は合計 6 項目あり、「改善勧告」1 項目、「努力課題」5 項目であった。認証評価結果を受領後、自己点検・評価委員会を中心に、関係する部署・委員会が調整を図りながら対応を進め、その進捗については自己点検・評価委員会で随時確認を行った。2019 年度に全学内部質保証推進委員会を設置してからは、対応状況を同委員会にも報告することとし、課題の改善に向けて適切に対応していることを全学的に確認しながら進めた。「改善報告書」に対する大学基準協会からの検討結果は 2020 年 3 月に示され、大学院における在籍学生数比率、編入学生数比率において、引き続き一層の努力が望まれるとの意見を付されたものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとの評価を受けた(資料 2-37)。

点検・評価における客観性、妥当性の確保については、2019 年度に全学内部質保証推進委員会を設置したことに伴い、自己点検・評価委員会の委員長を学長から事業推進担当副学長に変更し、自己点検・評価を全学的に確認する自己点検・評価委員会と、点検・評価結果を改善に反映し、改善に向けた方策を審議する全学内部質保証推進委員会の役割を明確化した。これにより、「内部質保証の基本的な考え方及び手続」に定める組織体制を構築し、自己点検・評価の妥当性を向上させた。

また、2018 年度には外部評価委員会を設置し、学外の参画を得て、自己点検・評価活動その他本学の諸活動に対する助言・提言を受ける機会を設けることにより、本学における自己点検・評価の客観性を担保することに繋げた。外部評価委員会は、全学内部質保証推進委員会のもとに置かれ、事業推進担当副学長を議長とし、学外委員として学長が委嘱する者 3 名程度、学内委員として大学事務部長を構成員としている。例年、自己点検・評価委員会でまとめた「自己点検・評価結果」及び本学の教育研究活動の成果をまとめた「事業報告書」を資料として意見交換を行ったうえで、評価を実施しているが、2021 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応状況についても評価の対象とすることとした(資料 2-38)。評価結果をまとめた「2021 年度外部評価報告書」は、議長から全学内部質保証推進委員会に提出され、全学内部質保証推進委員会で確認の上、大学評議会及び大学院委員会に報告される。また、全学内部質保証推進委員会では、自己点検・評価結果とあわせて外部評価結果についての検証を行い、全学的な課題として判断するものについては、「検証結果に基づく行動計画」に含めて改善を図っていくこととしている(資料 2-39)。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づく教育情報の公表として、同規則に定められている事項を中心に大学公式サイト「情報公開」ページに掲載している。また、本学では教職課程を設置していることから、「教育職員免許法施行規則」第 22 条の 6 に基づく「教員の養成の状況についての情報」も「情報公開」ページに掲載している（基礎要件確認シート 5）（資料 2-40【Web】）。

自己点検・評価結果は、全学内部質保証推進委員会によって公表することと規定しており、同委員会で確認のうえ、毎年の自己点検・評価結果及び各学部・研究科、各部門で作成した自己点検・評価シートを公表している（基礎要件確認シート 4）（資料 2-41【Web】）。

財務情報については、財務関係書類として、予算書、決算書、監査報告書、事業計画書、事業報告書を学校法人フェリス女学院の公式サイトに公表しており、大学公式サイト「情報公開」ページにリンクを貼り、掲載している（基礎要件確認シート 6）（資料 2-42【Web】）。

その他、学校安全計画に関する情報も、関連法令に基づき公表している（資料 2-43【Web】）。

教育情報は、学内の会議で確定した情報や文部科学省等の調査で報告した数値を 5 月～6 月上旬を目途に掲載している。自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会での点検・評価、外部評価委員会による評価を行った後、全学内部質保証推進委員会で確認の上、公表している。財務情報は、5 月開催の理事会において前年度決算が承認された後、すみやかに掲載している。

大学公式サイトで公表する情報は、企画・広報課が年度末に点検の上、各項目の担当部門に更新依頼を行っている。年度途中で変更が生じた項目については随時更新し、常時最新の情報が公表できるよう努めている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の検証は、当該年度の自己点検・評価及び外部評価が終了するタイミング（10 月）で全学内部質保証推進委員会において行っている。2021 年度は、第 17 回全学内部質保証推進委員会（2021 年 10 月 13 日開催）におい

て、「点検・評価プロセスの適切性」及び「点検・評価結果の活用の有効性」の二つの観点で検証を行った。「点検・評価プロセスの適切性」については、毎年度初めに作成する「自己点検・評価に関する各委員会の流れ」及び各委員会規程に規定された役割等に照らし、自己点検・評価及び外部評価が適切に行われているかを検証した（資料 2-22）。「点検・評価結果の活用の有効性」の検証については、大学基準協会の定める「評価の指針」のうち、大学基準 2「内部質保証推進組織による教学マネジメント」の項目に沿って行った。検証結果は、大学評議会・大学院委員会に報告している（資料 2-23）。またこの検証により、改善が必要と判断するプロセスや実施体制が抽出された場合には、学長が策定する「検証結果に基づく行動計画」として取り上げ、全学内部質保証推進委員会が担当部署となって改善方策を検討することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応・対策についての点検・評価については、各学部・研究科、各部門において講じた措置について、全学内部質保証推進委員会で検証し、2020 年度に取り組んだ新型コロナウイルス感染症への対応・対策は、教育の質を保証し、学修を継続するための支援等として概ね適切に行われたと評価したが、新型コロナウイルス感染症への対応の 2 年目となる 2021 年度については、前年度の反省をどのように活かしたのか、また大規模大学とは異なる小規模ならではの課題への対応といった観点で検証を行う必要があることなどを確認した（資料 2-33）。

毎年度行う自己点検・評価では、全学内部質保証推進委員会によって内部質保証に関する点検・評価も行っている（資料 2-44、2-26 pp.6-9）。2020 年度自己点検・評価では、特に効果があがっている点、今後改善が必要な点として、次の事項が抽出された。

（1）特に効果があがっている点

- ①全学内部質保証推進委員会が発足したことで、本学における点検・評価、内部質保証を推進する組織体制がこれまでより明確になり、教育研究活動の質の向上に向けた取組の活性化に繋がった。

（2）今後改善が必要な点

- ①「内部質保証に関する全学的な方針」が第 2 期認証評価の際に設定した内容のため、第 3 期認証評価に向けて見直しの必要がある。
- ②全学内部質保証推進委員会は発足して間もないため、今後、委員会自体の定期的な自己点検・評価、検証を行っていく必要がある。
- ③2020 年 2 月に文科省が公表した「教学マネジメント指針」の中で「公表することが考えられる内容」とされている項目のうち、本学として対応していないものについては、公表内容・公表方法等について担当部署と相談の上検討していく。

「（2）今後改善が必要な点」のうち、①については、「検証結果に基づく行動計画」の一つとして前年度からの継続課題であったが、2021 年度に見直しを行い、大学評議会・大学院委員会での承認を経て、学内関係者で共有を行った。③については、「検証結果に基づく行動計画」には組み入っていないが、全学内部質保証推進委員会における課題として取り組むこととしている。

なお、全学内部質保証推進委員会は、2019年度の発足以来、教育研究活動の質向上に向けて年々その活動の幅を広げ、実績を上げている。しかし、従来の成熟した組織体系のなかで、本来期待される教学マネジメントを牽引する実質的な組織としての位置には未だ至っていない。今後、発足後の活動状況や役割の有効性について検証し、本学の教育研究活動のさらなる質の向上を図るうえでよりふさわしい組織として機能向上に向けた見直しが必要である。また、全学内部質保証推進委員会を本学における全学的な教学マネジメントの中心として機能させるためには、既存の各種委員会や教授会、大学評議会とのあいだに実効性のある組織的な連携体制の構築も求められる。例えば、教育内容の企画・設計、運用における実質的な検討は大学教務委員会で行われている。また、大学FD委員会は学長が委員長となっているが、現時点では全学内部質保証推進委員会との連携は不十分である。さらには、全学内部質保証推進委員会の構成メンバーの観点からも検討が必要と考えられる。2020年度は、次期中期計画を策定する年であったが、その検討を行うにあたり、全学内部質保証推進委員会のもとにタスクフォースを設置し活動を行った（資料1-37）。タスクフォースは、学長、全学教育担当副学長、事業推進担当副学長、教務部長、入試部長、大学選出理事、大学事務部長及び大学事務部次長をメンバーとしたが、タスクフォースでの検討は、教育の質保証を主眼とする全学内部質保証推進委員会の取組と、中期計画・事業計画を関連付けるうえで有効であったことから、この実績をふまえて全学内部質保証推進委員会の構成員の再編成や既存委員会との機能整理などを検討していくことも考えられる。

IR機能に関しても、本学では学長を議長としたIR推進委員会を設置し、学生対象の「新入生アンケート」や「学生満足度調査」等を行っているが、現状では教育研究の質の向上に十分に資する活動が行われているとは言い難い。IR推進委員会のあり方の見直しも含めて、実効性のあるIR機能の向上が喫緊の課題である（資料2-45）。

2.2 長所・特色

全学内部質保証推進委員会の設置により、自己点検・評価結果を教育研究活動の改善につなげるプロセスの実効性が高まった。全学内部質保証推進委員会において、自己点検・評価結果及び外部評価結果を検証した後、学長がその検証結果をもとにした行動計画（「検証結果に基づく行動計画」）を作成し、大学評議会・大学院委員会での議を経て、課題の所管部門に対し改善を指示している。当該部門では、改善に向けた計画を策定し、必要に応じて事業計画に盛り込んだうえで対応を進め、改善状況を自己点検・評価委員会、全学内部質保証推進委員会及び次年度事業計画・予算ヒアリング時に報告する仕組みとしている。さらに、学長を委員長とする全学内部質保証推進委員会は、必要に応じて改善方策を検討し、当該部門に対応を働きかける役割を担っており、改善に向けた取組を学長のリーダーシップのもとで全学的かつ迅速に進めることが出来ている。

2.3 問題点

全学内部質保証推進委員会は、2019年度の発足以来、教育研究活動の質向上に向けて有効に機能の幅を広げている。しかし、従来の成熟した組織体系のなかで、本来期待される教学マネジメントを牽引する実質的な組織としての位置には未だ至っていない。今後、

発足後の活動状況や役割の有効性について検証し、本学の教育研究活動のさらなる質の向上を図るうえでよりふさわしい組織として機能向上するよう、見直しが必要である。

2.4. 全体のまとめ

本学では内部質保証に関する方針」を定め、この方針をふまえて、「内部質保証の基本的な考え方及び手続」を定め、大学公式サイトで公表している。

本学における内部質保証を推進する組織として、2019年度に学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置した。全学内部質保証推進委員会では、内部質保証に関する全学的な方針の策定、点検・評価の適切性や点検・評価結果の活用の有効性の検証、本学の自己点検・評価結果がより内部質保証に資するものとなるための改善方策の検討などを行っている。内部質保証体制の整備の過程においては、それまで本学におけるPDCAサイクルを推進する機能を担っていた自己点検・評価委員会の委員長を、学長から事業推進担当副学長に変更し、それぞれの委員会の役割を明確に規定したほか、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を担保し、本学における教育研究活動をより一層向上させることを目的として外部評価委員会を設置した。このように全学内部質保証推進委員会のもとに、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会を置くことで、本学における内部質保証体制の妥当性・客観性を担保している。

自己点検・評価活動は、全学内部質保証推進委員会の示す実施方針に基づき、自己点検・評価委員会の指示もと、各学部・研究科及び各部門において実施されている。各学部・研究科、各部門では「自己点検・評価シート」をもとに所管委員会において自己点検・評価を実施し、その結果を、自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会では、各学部・研究科、各部門からの報告をもとに、積極的に評価すべき点、改善を要する点を明らかにし、それを当該年度の自己点検・評価結果としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している。

全学内部質保証推進委員会では、自己点検・評価委員会において改善を要するとされた事項について確認するとともに、全学的な観点で改善に向けて取り組む事項を明確にし、あわせて、前年度からの継続課題となっている事項については、進捗状況も確認している。このような全学的な観点からの点検・評価の結果、担当部門における対応が十分ではないものや、複数学部、複数部門にわたるような課題で全学的な方針のもとで取り組む必要がある事項については、全学内部質保証推進委員会として改善に向けた方策を検討し、当該部門に対応を要請するとともに、状況に応じて支援・助言を行っている。

全学内部質保証推進委員会において、改善に向けて取り組むべき課題として抽出した事項をもとに、学長は「検証結果に基づく行動計画」を策定し、大学評議会・大学院委員会での審議を経たうえで、担当部門に対し、適切な措置を講じるよう改善指示を行っている。担当部門においては、課題として抽出した事項や改善指示を受けた事項を次年度事業計画に組み入れるなどして改善活動を行い、さらに、その対応状況を自己点検・評価委員会、全学内部質保証推進委員会及び次年度事業計画・予算ヒアリング時に報告することにしてしている。このような体制で自己点検・評価結果を改善・向上の取組につなげることで計画性及び実効性を高めている。

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の検証は、当該年度の自己点検・評価及び

外部評価が終了する 10 月に全学内部質保証推進委員会において行っている。また、毎年度行う自己点検・評価の際に、全学内部質保証推進委員会も部門の一つとして、内部質保証に関する点検・評価を行っている。

上記のとおり、本学では「内部質保証の基本的な考え方及び手続」に沿って点検・評価を行い、三つの方針に基づく教育研究活動の質の向上を図っている。その中心となる全学内部質保証推進委員会は、2019 年度の発足以来、教育研究活動の質向上に向けて有効に機能の幅を広げている。しかし、従来の成熟した組織体系のなかで、本来期待される教学マネジメントを牽引する実質的な組織としての位置を確立しているとは言えない。引き続き、学内組織との連携体制の構築、委員会構成員の見直し、FD や IR 機能の充実化なども含めた実質的な機能及び体制の強化が求められる。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を制定しており、この中で「教育研究組織に関する方針」を次のように定め、公表している（資料3-1【Web】）。

本学は、理念・目的の実現のために、学部及び大学院を設置し、あわせて研究所・センター等の組織を置き、教育研究組織を編成することにより高等教育機関として社会の要請に応える。

フェリス女学院は、1870年にアメリカの改革派教会から派遣された女性宣教師メアリー・E.キダーによって、キリスト教精神に基づいた日本最初の近代的女子教育機関として創立された。大学は、1947年に設置した専門学校(英文科、家政科、音楽科)から1950年に短期大学、1965年に大学へと発展改組し、現在の組織に至っている（資料3-2【Web】）。

本学では、理念・目的（詳細は基準1参照）の実現のための教育研究組織として、文学部（英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科）、音楽学部（音楽芸術学科、演奏学科）、国際交流学部（国際交流学科）の3学部・6学科、またこれらの学部を基礎とする人文科学研究科（英語英米文学専攻、日本語日本文学専攻、コミュニケーション学専攻）、音楽研究科（音楽芸術専攻、演奏専攻）、国際交流研究科（国際交流専攻）の3研究科・6専攻からなる大学院を設置している。なお、音楽学部は、音楽分野の教育に対する現代社会の要請に応え、実社会との接続やグローバル化に対応し得る新しい教育を目指し、2019年度に、従来の2学科体制から「音楽学部音楽芸術学科」のみの1学部1学科体制に改組統合した。演奏学科は2019年度から募集を停止している。これを踏まえ、音楽研究科においても、学部と同様に、2023年度に「音楽研究科音楽芸術専攻」のみの1研究科1専攻の体制に変更することを決定しており（演奏専攻は募集停止とする）、2022年4月に文部科学省に本件に関する届出を行うこととしている。

文学部は、開学当初からキリスト教を教育の基本方針とし、英語圏の「ことば」と文化の教育に力を入れてきた短期大学英文科を発展改組し、開設された学部である。大学開学当時は英文学科、国文学科の2学科を擁し、その後、短期大学家政科を発展改組する形で、より幅広く豊かな教養を以って社会の要請に応え得る教育を実現すべく国際文化学

科を開設した。当学科は後に国際交流学部へと発展改組している。1993 年度には「国文学」を「世界の中の日本文学」として位置付けるべく、国文学科から日本文学科に名称変更を行った。また、英文学科と日本文学科を橋渡しする理念・カリキュラムとして設置した「コミュニケーション科目群」を発展させ、科学的論理に基づく理解と実践力をもち、多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成を目指し、2004 年度にコミュニケーション学科を開設した。英文学科及び日本文学科については、より実態と教育研究目的に則した学科名称への変更届出を行い、2014 年度から英語英米文学科、日本語日本文学科へと名称を変更した。このような流れを受けて、文学部は本学の教育理念に基づき、現在、「人文科学の領域に関する高度の教育研究を行い、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた人材を養成する」ことを教育研究目的とし、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科の 3 学科を設置している。

音楽学部は、文学部同様に短期大学時代に置かれていた音楽科を発展改組し、1989 年度に開設された学部である。学院開設当時から、キリスト教教育のもと、「英語圏の「ことば」と文化」と併せて非常に大切にされてきたのが音楽教育である。音楽学部開設当時は声楽学科、器楽学科、楽理学科の 3 学科を擁した。その後、開学当初から行われてきた音楽教育の伝統を守りつつも、時代の変化へ対応し、音楽と社会とのつながりをより強く意識した教育組織体制とするために、2004 年度には、楽理学科を音楽芸術学科に名称変更し、翌年度には声楽学科と器楽学科を演奏学科へと改組した。さらに、2019 年度には、音楽分野の教育に対する現代社会の要請に応え、実社会との接続だけでなく、グローバル化にも対応し得る新しい教育を目指し、従来の 2 学科体制から「音楽学部音楽芸術学科」のみの 1 学部 1 学科体制に改組統合した。演奏学科は 2019 年度から募集を停止している。このような流れを受けて、音楽学部は本学の教育理念に基づき、現在、「音楽の領域を中心とした高度の教育研究を行い、現代文化に対する理解を深めることにより、社会に積極的にかかわる、創造性豊かな人材を養成する」ことを教育研究目的として、音楽芸術学科、演奏学科の 2 学科を設置している。

国際交流学部は、アジアとヨーロッパの文化、経済、政治、歴史、言語を学修し、グローバルな視点から世界に生起する諸問題をとらえる人材を育成するために文学部国際文化学科を発展改組し、1997 年度に開設された学部である。本学の教育理念に基づき、「国際交流の領域に関する高度の教育研究を行い、グローバリゼーションの時代にふさわしい、専門分野の枠を越えた総合的知識を身に付けた人材を養成する」ことを教育研究目的として、国際交流学科の 1 学科を設置している。

大学院は各学部を基礎として組織されており、人文科学研究科、音楽研究科、国際交流研究科の 3 研究科を擁している。

人文科学研究科は、1991 年度に人文科学研究科（英文学専攻・日本文学専攻）修士課程を開設した。1995 年度には博士課程前期・後期に改組し、人文科学研究科（英文学専攻・日本文学専攻）博士後期課程を開設した。2008 年度にはコミュニケーション学専攻（博士前期課程）を開設し、その後 2010 年度にコミュニケーション学専攻（博士後期課程）を開設した。なお、英文学専攻、日本文学専攻については、基礎となる学部において名称変更を行ったことを受け、2018 年度に英語英米文学専攻、日本語日本文学専攻に名称変更を行い、現在に至っている。

音楽研究科は、1998 年度に音楽研究科（声楽専攻・器楽専攻・創作表現専攻）修士課程を開設し、2004 年度に創作表現専攻を音楽芸術専攻に名称変更、2009 年度に声楽専攻と器楽専攻を演奏専攻に改組した。なお、基礎学部である音楽学部が 2019 年度に改組統合したことを受け、音楽研究科においても、学部と同様に、2023 年度に「音楽研究科音楽芸術専攻」のみの 1 研究科 1 専攻の体制に変更することを決定している（演奏専攻は募集停止とする）。

国際交流研究科は、2001 年度に国際交流研究科博士課程前期・後期を開設している。

上記学部・研究科のほかに、教育研究の拠点となる附属機関・諸機関等を含め、現在は次のとおりの設置となっている。

学部	文学部	英語英米文学科 日本語日本文学科 コミュニケーション学科
	音楽学部	音楽芸術学科 演奏学科
	国際交流学部	国際交流学科
研究科	人文科学研究科 （博士前期課程・博士後期課程）	英語英米文学専攻 日本語日本文学専攻 コミュニケーション学専攻
	音楽研究科（修士課程）	音楽芸術専攻 演奏専攻
	国際交流研究科 （博士前期課程・博士後期課程）	国際交流専攻
機構	全学教養教育機構（CLA : Center for the Liberal Arts）（資料 1-3 第 2 条の 4、資料 3-3）	
附属機関	附属図書館（資料 1-3 第 41 条、資料 3-4）	
附属研究施設	キリスト教研究所（資料 1-3 第 42 条、資料 1-27）	
特定分野を所管する諸機関	教職センター、情報センター、学生支援センター、国際センター、言語センター、宗教センター、ボランティアセンター（資料 1-3 第 42 条の 2、資料 3-5～3-11）	

これらの附属機関、諸機関等は、学問の動向や社会的要請も踏まえ、設置または発展改組を行っている。

例えば、2017 年度には、本学における教養教育（共通科目）の運営を担う組織として「全学教養教育機構（CLA : Center for the Liberal Arts）」（以下、「全学教養教育機構（CLA）」）を設置した。それまで、共通科目「基礎教養・総合課題科目」及び「語学科目」の運営は、それぞれ所管の委員会において行われてきたが、全学教養教育機構（CLA）の設置により、機構長である全学教育担当副学長のもとで、全学的な運営を推進していく体制が実現した。カリキュラムに関しては、学生が体系的に学ぶことができるよう教養教育

(共通科目)としてのカリキュラム・ポリシー、カリキュラム・マップを整備した(資料 1-5 pp.46-49)。また、授業科目についても、現代社会で必要とされる知識、語学運用能力、課題発見・課題解決の方法を修得できるよう配慮した編成となっている。全学教養教育機構(CLA)の設置とそのもとでの新たな教養教育の実施は、2020年度までの大学長期計画「グランドデザイン『Ferris Univ.2020』」における教学改革の一つとして進めてきたが、あわせて国際センターの整備にも取り組んだ。キャンパス内外の国際交流活動をさらに活性化し、留学を志す学生と受入留学生の支援を担う機能の充実を図るため、前身である留学生センターを踏まえる形で2017年度に設置した。国際センターでは、海外留学の各プログラムの説明会や語学検定対策講座などの語学学習支援、認定留学支援を目的とした相談会などの派遣留学の支援、また、交換・私費の受入留学生の学修面、生活面での支援、さらには受入留学生と本学学生の交流活動などが活発に行われている。

また、2020年4月に緑園キャンパスの附属図書館に、学生の主体的な学びの環境を整える一環としてラーニングコモンズを設置し、2022年4月にはラーニングコモンズを活用し、学生のリテラシー向上のための主体的な学修を支援・促進することを目的とした学修サポートセンターを開設することとしている(資料 3-12～3-14)。学修サポートセンターは全学教養教育機構(CLA)と連携して活動する機関として設置し、当面は正課外のライティング指導のみを行う予定であるが、2023年度以降は段階的に正課としてのライティングの授業の開設、さらには情報リテラシーやリサーチスキルなど、学生が身に付けるべき基本的なスキルの向上に資する機能を拡充していく予定である(資料 1-40 pp.18-19)。

以上のように、社会的な要請や学問の動向、学生の主体的な学びの促進に資するよう配慮しながら、学部・研究科、附属機関、諸機関等の改組・新設を行い、本学が掲げる理念・目的を実現するために必要な教育研究組織を整備している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、各学部・研究科においては、学部長・研究科長、学科主任・専攻主任、教務主任・教務責任者、入試主任・入試責任者等で構成される主任等会議において毎年自己点検・評価を実施し、各学部教授会及び研究科委員会で確認、共有することとしている(資料 2-28、2-27 p.3、p.15、p.26、p.38、p.50、p.61)。また、附属機関、諸機関等の組織の適切性については、各センターを運営するそれぞれの委員会において、毎年自己点検・評価シートをもとに点検・評価を実施し、活動内容及び実績をふまえて検証を行っている(資料 2-26 pp.10-24)。各学部・研究科、附属研究所、センター等における自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している(資料 2-29)。自己点検・評価委員会で確認された点検・評価結果は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評

価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定することとしている（資料 2-35）。

近年の学部・研究科における改善・向上に向けた取組事例としては、2023 年度に向けた音楽研究科の改革に関する検討があげられる。音楽研究科の基礎学部である音楽学部が、2019 年度に音楽芸術学科及び演奏学科の 2 学科体制から音楽芸術学科の 1 学科体制に改組統合したことを受け、音楽研究科及び将来計画委員会において検討を進め、音楽研究科においても、学部と同様に、2023 年度に「音楽研究科音楽芸術専攻」のみの 1 研究科 1 専攻の体制に変更することを決定しており（演奏専攻は募集停止とする）、2022 年 4 月に文部科学省に本件に関する届出を行うこととしている。（資料 3-15、3-16）。

附属機関、諸機関等における取組事例としては、2017 年度の全学教養教育機構（CLA）の設置及び国際センターの整備があげられる。全学教養教育機構（CLA）は、2020 年度に開設 4 年目となり、全ての学年において当該機構における共通科目「CLA コア科目」を履修する体制となった。これを受け、全学教養教育機構（CLA）の検証及び CLA コア科目の教育効果の検証に着手し、大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）の中でカリキュラムの新たな展開に向けて取り組むこととしている（資料 1-40 pp.14-15）。全学教養教育機構（CLA）と同様に、国際センターも 2020 年度に開設 4 年目を迎えたことから、大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）において、同センターにおける国際交流活動について検証を行うとともに、海外派遣留学の支援及び受入留学生を中心としたキャンパス内外の国際交流活動の活性化・多様化に取り組むこととしている（資料 1-40 pp.18-19）。

また、2022 年度には、学生のリテラシー向上のための主体的な学修を支援・促進することを目的とした学修サポートセンターを開設することとしている。まずはライティングスキル向上のための支援に着手し、将来的には情報リテラシーやプレゼンテーションスキル、リサーチスキル向上のための支援にも発展させる予定である（資料 1-40 pp.18-19）。

3.2. 長所・特色

学部・研究科、附属機関、諸機関等については、その目的に照らして恒常的に検証が続けられている。また検証結果を踏まえ、社会的な要請や学問の動向、学生の主体的な学びの促進に資するよう配慮しながら、改組・新設等を行い、本学が掲げる理念・目的を実現するために必要な教育研究組織を整備している。

3.3. 問題点

なし。

3.4. 全体のまとめ

本学は、理念・目的を実現するため、社会の動向、大学を取り巻く環境の変化に沿いつ

つ改組転換を行ってきた。2017年度の全学教養教育機構（CLA）及び国際センターの設置、2019年度の音楽学部内の改組統合、2022年度の学修サポートセンターの設置等を経て、現在、3学部6学科、3研究科6専攻、1つの機構、及び9つの附属機関、諸機関等を擁した組織となっている。さらに、2023年度には音楽研研究科を改組統合し、1研究科1専攻とすることを決定している。各学部・研究科、附属機関、諸機関では、その適切性についての自己点検・評価を毎年行っている。自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認するとともに、全学内部質保証推進委員会に報告している。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定することとしている。「検証結果に基づく行動計画」の具体的なアクションプランは各年度の事業計画に盛り込むこととしている。このように、自己点検・評価を中心としたPDCAサイクルのもと、教育研究組織を適切に整備している。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、建学の精神及び教育理念のもとに教育研究目的を定め、これを「大学学則」「大学院学則」にそれぞれ規定している（資料1-3 第2条の2、1-4 第4条の2）。この教育研究目的の実現のため、各学部学科及び各研究科専攻において人材養成目的を置き、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」）を定めている（基礎要件確認シート7）（資料1-5 pp.76-77、pp.85-86、pp.96-97、pp.128-129、pp.138-139、pp.112-113、資料1-6 pp.32-33、pp.62、p.46）。

学部においては、卒業認定・学位授与に関する全学部共通の方針を以下のように定め、学科ごとにDPを設定している。

大学全体の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

フェリス学院大学は、人材養成目的の実現のため、以下の能力を修得し、卒業要件を満たした者に対して学位を授与する。

1. 基本的教養および専門分野における様々な知識・技能を修得し、活用する能力。
2. 高度な外国語運用能力および専門的な日本語運用能力。
3. 批判的な思考力と高い倫理性をもとに、自ら課題を発見・解決し、現代社会に存在する諸問題に対処する能力。
4. 他者と効果的にコミュニケーションを図り、自己を的確に表現し発信する能力。
5. 多様な文化・価値観をもつ他者を理解し、他者のために働き、他者と共生する能力。
6. 進取の気性に富み、伝統を尊ぶ精神をもち、新しい価値を創造する能力。

各学科のDPは、大学全体のDPに基づき、各分野に求められる知識、技能、態度などを具体的に定めている。

例えば文学部コミュニケーション学科では、人材養成目的（教育研究目的）において「多文化理解、共生コミュニケーション、表現とメディアの領域における科学的アプローチによる学びをとおして、科学的論理に基づく理解と実践力をもち、多文化共生社会の構築に貢献する有為な人材を養成する」と定めており、DPに「多角的かつ幅広い視点・視野をもち、データに基づいた理論分析・批判的思考をとおして社会において生ずる様々な課題を発見し、それを解決する能力が身に付いている」などの、学生が身に付ける能力を示している。各学科のカリキュラムマップには、各学科のDPで示す身に付けるべき資質・能力と科目の対応を示しており、教育課程との関連を明確にしている。

大学院においては、大学院学則第 1 条に目的として「キリスト教を教育の基本方針となす本学の建学の理念に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、理論及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を養成する」と定めている。これに基づき、DP には専攻ごとの専門性に
応じて学生が身に付ける能力を示している。例えば、人文科学研究科英語英米文学専攻は次のとおりである（資料 1-4 第 1 条）。

博士前期課程：

英語英米文学の領域における高度な専門知識と研究方法を修得し、多様化する社会に専門的見地から社会人・職業人として貢献できる証として、修士論文を提出し、かつ最終試験（口頭試問）に合格した者に対して「修士（文学）」の学位を授与する。

博士後期課程：

英語英米文学の領域において自立した研究者として必要とされる高度な専門知識と研究方法・技法を修得し、多様化する社会に専門的見地から職業人・研究者として貢献できる証として、独創的な見地で新たな研究領域を開拓した博士論文を提出し、かつ最終試験（口頭試問）に合格した者に対して「博士（文学）」の学位を授与する。

大学院に関しては、本学大学院としての目的、研究科の人材養成目的及び専攻の DP それぞれを明確に示しつつも連関させ、合わせて、大学院要覧で具体的な科目名や修了要件を説明することにより、授与する学位に相応しい教育研究が行われていることを示している。

DP は、大学公式サイトを通じ広く社会に公表するとともに、在学生に対しては学生要覧・大学院要覧に掲載することにより周知している（基礎要件確認シート 7）（資料 1-5 pp.76-77、pp.85-86、pp.96-97、pp.128-129、pp.138-139、pp.112-113、資料 1-18【Web】～1-20【Web】、1-22【Web】、1-23【Web】、1-25【Web】、資料 1-6 pp.32-33、pp.62、pp.46、資料 1-8【Web】～1-10【Web】、1-12【Web】、1-13【Web】、1-15【Web】）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
・教育課程の体系、教育内容
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」）は、学部においては学科ごとに、研究科においては専攻ごとに、それぞれの DP において掲げる知識・技能などを修得させるために、次のように編成されている。

〈学部〉

学部においては、DPと同様に、大学全体のCPを定め、それに基づき各学科のCPを設定している(基礎要件確認シート7)(資料1-5 pp.76-77、pp.85-86、pp.96-97、pp.128-129、pp.138-139、pp.112-113)。各学科のCPの基本となる大学全体のCPは次のとおりである。

大学全体の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

フェリス女学院大学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識・技能などを修得させるために、次のような方針でカリキュラムを編成している。

1. 教養および専門的知識・技能を修得させるために、共通科目・専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

4年間を通して学修の基礎となる共通科目として、必修科目「キリスト教」を中心に、「知のフロンティア科目」、「実践教養科目」、「フェリス教養講義科目」、「健康・スポーツ科目」、「語学科目」、「留学生科目」を開設し、「全学教養教育機構（CLA）」のもとに置く。また、実践的教養を深めることを希望する学生のために「Ferris+ 実践教養探求課程」を置く。

専門科目に関しては、各学部学科に、専門分野の中核となる知識・技能を体系的に学修できるよう科目を適切に配置する。

科目間の関連や科目内容の難易度を表現するナンバリングを行い、カリキュラムの構造を分かりやすく示すためにカリキュラムマップを作成する。また、学生一人ひとりが主体的な学びができるよう適切なアドバイスを行う。

2. 各学生が、必要とする言語運用能力を身に付けるために、多彩な語学科目、語学コースを置く。語学科目には、「英語」、「初習外国語」、「教養外国語」、「日本語」からなる4つの科目群（10言語）を置き、学生が自らの希望に応じて選択することを可能とする。また、語学コースには、「インテンシブ・コース」、「スタンダード・コース」、「2か国語履修コース」を置く。
3. 新しい時代を切り拓くことを可能とする課題発見・解決の方法を修得させるために、1年次から4年次まですべての年次に、批判的な思考を培う少人数編成の演習科目を配置する。
4. 研究・就業・生活などで必要とされるコミュニケーション能力を身に付けるために、各演習科目、学外での実習科目およびアクティブ・ラーニング型の演習科目など、インタラクティブな授業を置く。
5. 他者と協働・共生できる力を身に付けるために、異なる文化や、多様な社会的価値観をもつ他者を理解し、幅広い視野をもつための授業を置く。
6. 分析力・理解力・表現力を高め、新しい価値を創造する能力を身に付けるために、各専門分野の専門的知識・技能を修得させる、双方向的かつ少人数の授業や各種演習科目を置く。

最終学年では、卒業論文・卒業制作・卒業プロジェクト・卒業演奏などの形で、学生は4年間の学びを総括する。

各科目の授業のシラバスには、受講生に求める課題や学修内容、事前・事後学修の内容等を記載するとともに、評価方法・評価基準についても明記する。また、成績評価については、厳正な評価を行うことを目的としてガイドラインを設け、このガイドラインを公表する。

本学のCPでは、DPの達成のために学生が体系的と整合性が担保されたカリキュラムで学べるよう定めている。教育課程を「教養および専門的知識・技能を修得させるために、共通科目・専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成」することとし、そのための授業形態として「講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講する」ことを定めたうえで、共通科目・専門科目における具体的な授業科目区分を明示している。また、科目間の関連や科目内容の難易度を表現するナンバリングを行い、カリキュラムの構造を分かりやすく示すためにカリキュラムマップを作成し、学生要覧に掲載している（資料1-5 pp.78-79、pp.88-89、pp.98-99、pp.130-131、pp.140-141、114-115）。

例えば、文学部英語英米文学科では、DPに定める「イギリス・アメリカをはじめとする英語圏の言語・文学・文化・歴史・社会・思想に関する専門的知識」を身に付けるため、CPにおいて、「イギリス・アメリカをはじめとする英語圏の言語・文学・文化・歴史・社会・思想に関する高度な知識の修得のため「英語圏の文化と社会」、「英語圏の文学と芸術」、「英語学」の各科目群を設け、系統的な学修ができるよう講義・演習科目を配置する。これらは、(a)少人数クラスによる演習科目、(b)各専門領域の基礎知識を修得するための科目、(c)各領域の専門科目、(d)分野を横断する複合領域的な科目、から構成されており、カリキュラムマップが示すようにこれらを段階的に履修することにより、英語圏の言語・文学・文化・歴史・社会・思想に関する幅広い知識を得ながら、徐々に専門性を深めていくことができる。その他、幅広い教養を身に付けるために全学共通の教養教育を選択必修として課し、また自由選択科目として他学部・他学科科目を広く履修することもできる。」としている。

また、本学では、全学部生が4年間にわたって学ぶことのできるリベラル・アーツ教育の拠点として、全学部の共通科目を運営する「全学教養教育機構（CLA：Center for the Liberal Arts）」（以下、「全学教養教育機構（CLA）」）を設置している。全学教養教育機構（CLA）においてもCPを置いており、大学全体のDPに基づき次のように設定されている（資料1-5 p.46）。

- ① 「語学科目」「留学生科目」「CLA コア科目」で編成される。
- ② 教育内容として「本学の伝統を受け継ぎ、キリスト教的価値観に関する正確な理解を基に、「自分たちが生きる世界」「ボランティア精神がもつ力」「女性のキャリア」「新しい文化創造の可能性」「音楽の力」「女子教育の歴史とその意味」について広く考え、理解を深める」ものである。
- ③ CLAにおける学びをとおして、どの学部の学生も「新しい時代を切り拓く」ために必要な現代の教養、能力を身に付けることができる。

学際的、実践的教養科目を開講している「CLA コア科目」は、全学教養教育機構(CLA)のCPに基づいて、「5つの科目群(キリスト教科目、知のフロンティア科目、実践教養科目、フェリス教養講義 For Others 科目、健康・スポーツ科目)と1つの課程(FERRIS⁺実践教養探求課程)」で構成されている(資料1-5 pp.47-54)。

〈大学院〉

大学院においては、DPで示す「高度な専門知識と研究方法」「多様化する社会にその専門的見地から職業人・研究者として貢献できる能力」を身に付けるため、研究科目(コースワーク)及び演習科目(リサーチワーク)を設置することを明示している。例えば、人文科学研究科日本語日本文学専攻のCPは次のとおりである。

博士前期課程：

日本語日本文学各分野の広範囲の領域に関する研究科目(コースワーク)及び演習科目(リサーチワーク)を適切に組み合わせた少人数制の専門教育や修士論文指導をとおして高度な専門的知識や研究方法を修得し、社会人・職業人として社会に貢献できる高度な能力及びその基礎となる豊かな教養を養う。

博士後期課程：

日本語日本文学各分野の広範囲の領域に関する研究科目(コースワーク)及び演習科目(リサーチワーク)を適切に組み合わせたカリキュラムを設置する。少人数制の専門教育や博士論文指導をとおして高度な専門的知識や研究方法を修得し、職業人・研究者として社会に貢献できる高度な能力及びその基礎となる豊かな教養を養う。

CPは、大学公式サイトを通じ広く社会に公表するとともに、在学生に対しては学生要覧・大学院要覧に掲載することにより周知している(基礎要件確認シート7)、(資料1-5 pp.76-77、pp.85-86、pp.96-97、pp.128-129、pp.138-139、pp.112-113、資料1-18【Web】～1-20【Web】、1-22【Web】、1-23【Web】、1-25【Web】、資料1-6 pp.32-33、pp.62、pp.46、資料1-8【Web】～1-10【Web】、1-12【Web】、1-13【Web】、1-15【Web】)。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり 評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性、体系的な編成

〈学部〉

学部に関しては、大学全体の DP に掲げる知識・技能などを修得させるために、大学全体の CP において、「共通科目・専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講する」ことを定めている。これに基づいて策定された各学科の CP においては、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分等が明示されており、それに沿った教育課程を編成している。

いずれの学部学科も必修科目として演習科目を全学年に設置し、順次性に配慮し、開講している。1 年次の演習科目（文学部「R&R（入門ゼミ）」、国際交流学部「導入演習」、音楽学部「基礎演習」）は各学部とも初年次教育として開講し、本学の学位課程を履修していくために必要な基礎的・基本的な知識・技能を身につけられるようにしている。2 年次には専門性を加味した内容とし、3 年次には各自特に関心のある分野・テーマについての調査・研究を行い、4 年次にはその成果を「卒業論文」「卒業制作」「卒業プロジェクト」としてまとめることとしている（国際交流学部では、一部、専門科目の履修を卒業論文に替える制度がある）。

また、演習科目と有機的に結びつけて履修する講義科目や、学修の成果を実践的に展開させるための実習科目を選択科目として開講し、各学部学科の専門分野に対する関心を広げ、知識を身に付けるために十分な科目数を体系的に設置している。

教育課程の編成においてカリキュラムの構造を明確にするため、カリキュラムマップを作成し学生要覧に明示している（資料 1-5 pp.78-79、pp.88-89、pp.98-99、pp.130-131、pp.140-141、114-115）。カリキュラムマップは、各学科だけでなく、CLA コア科目、語学科目、教職課程、日本語教員養成講座においても設定している（資料 1-5 pp.48-49、pp.55-57、資料 4-1 p.4、p.59）。カリキュラムマップにおける各科目はナンバリングコードの「レベルコード」や、DP で示す「身に付けるべき資質・能力」とも対応させており、学生が教育課程の順次性と体系性を理解しやすいよう配慮している。各授業科目の内容や履修方法はシラバスで学生に周知している。シラバスでは「授業の概要」「到達目標」「成績評価基準」「授業計画」などのほか、「履修前提科目、関連科目」も示しており、科目選択の手がかりとして必要な情報を提供している。

〈大学院〉

大学院に関しては、各専攻の CP 沿い、研究科目（コースワーク）及び演習科目（リサーチワーク）を設置し、博士前期課程・修士課程では周辺領域を補完するための選択科目を置くとともに、指導教授による個別指導である論文指導により教育課程が編成

されている。学位取得までの流れについては、カリキュラム構成とともに論文指導に至るスケジュール等を大学院要覧に掲載し、情報提供している。

2 教養教育と専門教育の適切な配置

「共通科目」は、全学教養教育課程（CLA）を拠点に展開される「CLA コア科目」「語学科目」「留学生科目」に分類される。「CLA コア科目」は、キリスト教を基盤として、未知の世界や多くの学問領域と出会い、探究、学修することを通じて、幅広い教養と科学的な思考力を身に付けることを目的としており、5つの科目群（キリスト教科目、知のフロンティア科目、実践教養科目、フェリス教養講義 For Others 科目、健康・スポーツ科目）と1つの課程（FERRIS⁺実践教養探究課程）を設けている（資料 1-5 pp.46-54）。

「語学科目」は、英語及び初習外国語（フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、朝鮮語）において、インテンシブ・コースを含む5種類のコースを展開し、各言語で段階別の履修ができるよう設計されている。また、教養外国語3言語（イタリア語、古典ギリシャ語、ラテン語）と日本語も開講している。専門科目を学ぶための手段としてだけでなく、現代人にとって必須の言語コミュニケーション能力の育成に加え、その言語を使用する国々の文化を理解することを目標として掲げている（資料 1-5 pp.55-69）。

外国人留学生のカリキュラムは原則として一般学生に準ずることとしているが、日本語運用能力を高めたり、日本に対する理解を深める科目群「留学生科目」として、「日本語科目」「日本事情に関する科目」を設置している（資料 1-5 pp.70-74）。

各学科のCPにおいては、「幅広い教養を身に付けるために全学共通の教養教育を選択必修として課し、また自由選択科目として他学部・他学科科目を広く履修することもできる」ことを明示している。各学科専門科目の多くが他学科の学生も履修できる「開放科目」となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。この開放科目制度を学生が有効に活用するうえでも、カリキュラムマップは重要な資料となっている。

3 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

各授業科目の単位に関しては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、基準を設けて単位数を定めている（基礎要件確認シート10）。

- ・「講義科目」は、15時間の授業をもって1単位とする。
- ・「演習科目」は、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ・「実技、実習及び実験科目」は、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

なお、音楽学部における実技科目は、「PA（パフォーミング・アーツ）科目群」において個人実技及びグループ実技（各種アンサンブル、教職実技、ミュージック・テクノロジー・ラボ、身体表現など）を開講しており、個人実技は15分、30分、45分、グ

ループ実技は 90 分と定め、相当する単位を付与している。時間数は学生要覧及び学生要覧別冊「開講科目表」に記している（資料 1-5 p.137、4-2 pp.62-65）。

さらに、単位制度の本質が授業時間だけでなく、予習・復習などの授業外学修時間を含めたものであることを強調するために、学則とは別に、学生要覧に「単位制度とは」「単位の計算」の項目を特別に設けて、学生への理解の徹底を図っている。授業外学修時間については、シラバスの「教室外（事前・事後）の学習方法」で必ず指示することとしている（資料 4-3）。

4 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

〈学部〉

文学部の教育課程は、3 学科ともに、1)入門、2) 基礎、3)発展、4)卒業論文等の 4 段階のレベルで専門性を高められるようにカリキュラムが設定されている。1)入門では、導入教育の「R&R（入門ゼミ）」及び学科専門の基礎を学ぶ各種 1 年次後期ゼミを、2) 基礎では、各学科専門分野の研究・調査の基礎を継続して学ぶ各種 2 年次ゼミを、3)発展では、卒業論文に向けて専門分野を深める「専門ゼミ」・「卒論ゼミ」を必修科目として配置している。これらの各学年に置かれたゼミ形式の授業で 4)卒業論文等に繋げている。

英語英米文学科では、必修科目としている上記の演習科目で自ら調査・研究する力を養い、英語圏の政治・歴史・思想・宗教に関する科目、英語圏の文学・視覚芸術・映画に関する科目、英語の歴史や構造を扱う英語学系の科目、English Skills/Advanced English（高度な英語運用能力及び深い思考を養う科目）、さらにイギリス・アメリカ・カナダでの現地実習科目の 6 つの部門で専門科目を構成している。English Skills/Advanced English については、語学コースの各科目に加えて履修することにより、さらに高度な英語運用能力を習得できるようにしている。現地実習科目は休暇期間中に行う短期語学研修で、交換・認定留学制度や英語英米文学科対象留学プログラムへの準備としても履修を勧めている（資料 1-5 pp.80-84）。

日本語日本文学科のカリキュラムは、日本語学・日本文学を柱として組み立てられている。日本語学は、日本語学と日本語教育学に、日本文学は上代文学・中古文学・中世文学・近世文学・近現代文学・漢文学に専門・細分化される。少人数の演習形式の科目、専門を学んで行くための基礎力を養成する科目、各専門分野の学問体系に沿った科目、分野を横断した学修や実習によって視野を広げる科目から構成された授業科目を段階的に履修することにより日本語日本文学に関する広い知識を得ながら、徐々に専門性を深めて行くことができるようになっている（資料 1-5 pp.90-95）。

コミュニケーション学科のカリキュラムは、コミュニケーション研究の入門編として「全体像を知る」、実証的研究法編としての「研究方法に取り組む」、各論の基礎編「コミュニケーションの基礎を学ぶ」と各論の専門科目である多文化理解・共生コミュニケーション・表現とメディアの 3 領域からなる「専門と出会う」が、階梯性をもって配置されている。また、それにコミュニケーション研究の解釈実践ともいえる「現代文化を読み解く」が加わる。並行して、「専門を深める」「専門を極める」のゼミ形式の授業により卒業論文・卒業制作に繋げている。特に「専門と出会う」は 3 領域がさらにそれぞれ

れ「知と出会う」と「フィールドへ出る」とで構成されており、「フィールドへ出る」は学内外でのワークショップや実習によって実践的に学ぶこととしている（資料 1-5 pp.100-107）。

音楽学部音楽芸術学科の教育課程は、「音楽の学びをとおして新たな価値を創造する」ことをコンセプトとして、「音楽で社会とつながる」ための学びを展開している。カリキュラムは、第 1 群から第 7 群（第 1 群：音楽の基礎を学ぶ／ミュージシャンシップを養う、第 2 群：キリスト教音楽を体験する、第 3 群：ミュージシャンシップを高める、第 4 群：音楽の背景を探る、第 5 群：音楽と社会を実践的に体験する（アクティブ・ラーニング科目群）／社会実践コミュニケーション、第 6 群：専門を深める一ゼミナールで社会とつながる、第 7 群：専門を極める）で構成されている。自由度の高いカリキュラムが特徴であることから、そのメリットを生かすような履修として、1 年次では第 1 群の科目を中心に音楽的基礎力を身に付け、2 年次では、第 3 群～第 5 群を中心に、幅広い分野の専門科目を履修するよう促している。上記科目群の他に、高度な技能、表現力を修得するための PA(パフォーミング・アーツ)科目群も設けている。学生は自身の学びや目標に応じて、個人実技又はグループ実技を選択することができる。個人実技に関しては、一定の条件を満たすと「修了証（コンサート・ディプロマ）」を得ることもできる（資料 1-5 pp.132-137、資料 4-4）。

国際交流学部の教育課程は、国際交流における総合的知識を自らの特性や志向に合わせて体系的に学べるように「プログラム制」を採用している。「国際協力」「文化交流」「人間環境」の 3 プログラムを設定し、各プログラムのテーマに沿った体系的学修ができるよう科目群を設置し、2 年次に進む段階で学生自らがプログラムを選択することとしている。また、各プログラムの軸となる科目を「推奨科目」として明示することで、プログラムの体系化を図っている。さらに、主に 1 年次生を対象として国際交流学部での学び全体に関する基礎的科目である「基幹科目」を配置した。また英語で専門分野を学ぶ科目や海外での現地実習を行う科目を、全プログラムに共通の「実践科目」として設定している。基幹科目 12 単位以上、プログラム科目 20 単位以上（うち推奨科目を最低 6 単位以上）を選択必修科目として修得することを卒業要件としている（資料 1-5 pp.116-125）。

〈大学院〉

各研究科において、コースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を適切に組み合わせて学修が行われるよう、カリキュラムを設定している。

例えば、人文科学研究科コミュニケーション学専攻博士前期課程では、選択必修Ⅰ（コア科目）において各分野の研究科目が配当され、選択必修Ⅱ（コア科目）で各分野の演習科目が配当されている。選択必修Ⅲでは指導教授による個別指導である修士論文指導が設置され、修士論文完成までの道筋をつくっている。さらに、社会科学的な調査・研究方法の習得を重視するため、実習科目の「リサーチメソッド」が設置されている。学部において社会調査士の資格を取得している場合は、リサーチメソッドの履修により専門社会調査士の資格を得ることができる。また、隣接分野科目として、北米の歴史や文化（社会・文化領域）、英語学や日本語学（言語分野）等の研究科目・演習科目

を配置し、コア科目の発展・応用研究を可能にしている。博士後期課程では、選択必修Ⅰにおいて各分野の特別研究科目(コースワーク)が、選択必修Ⅱにおいて各分野の特別演習科目(リサーチワーク)が配当され、選択必修Ⅲで博士論文作成のための指導が行われている(資料 1-6 pp.35-44)。

なお、人文科学研究科では、人材養成目的の地盤を固めるため、英語英米文学専攻、日本語日本文学専攻、コミュニケーション学専攻の 3 専攻の共通科目として、博士前期課程において「アジアの文化とジェンダー」「ヨーロッパ現代思想」「キリスト教の現代的課題」の 3 科目を設置している。

5 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する本学のキャリア教育は、授業科目と、就職課によるキャリア講座やサポートプログラムとで構成されている。授業科目としては全学教養教育機構(CLA)の CLA コア科目において各種の科目を開講している。具体的には、「キャリア形成の理解」からスタートし、「キャリア系の知識を深める」、「社会人基礎力の修得と実践」の 3 段階で理解を進め、グループワークやプロジェクト学修をとおして社会で求められる力を修得できる構成となっている(資料 1-5 p.53)。

また、単位認定されるインターンシップとして「キャリア実習(短期・長期)」も開講している(資料 4-5)。「キャリア実習」は、大学での学びの意味と組織や社会で求められるコミュニケーション力や自己管理力、チャレンジする力と結び付けて考えられること、自分の課題を発見し、行動につなげることができることを目標としており、事前及び事後研修を設け、より深い学びが得られるようにしている。企業や団体で実際の業務を任せいただくことで、働くことのリアルを学ぶことができる授業である。カリキュラム内では、実習前の研修を行い、ビジネスマナーや受入先の事業に関する学修、実習における目標を立てることで、学びを深める工夫をしている。過去の参加者が次年度の実習生を支援するピア・サポート制度や、実習終了後に、受入先・担当教員・就職課職員 3 者からのフィードバックの機会を設けるなど、多面的な気づきが得られるような仕組みも取り入れている。さらに、仕事を通じて、自身がどのように社会や他者の役に立つのかを意識し、働くうえで自分の強みをどのように活かせるか考えられるよう事前研修で指導している。これにより、「キャリア実習」での学びを通じて、本学の教育理念である「For others」が社会でどのように役立てられるのかを理解することに繋げている。このような、学びの量・質ともに高める工夫を講じていることが評価され、「2020 年度夏季キャリア実習」が「第 4 回学生が選ぶインターンシップアワード」(運営事務局：株式会社マイナビ)で優秀賞を授賞した(資料 4-6【Web】)。

各学科の専門科目にも、産業構造や労働環境について扱う講義科目や、グループワークやプロジェクト学修などの実習・演習科目がある。例えば音楽学部音楽芸術学科は、音楽の学びをとおして新たな価値を創造し、文化やビジネスシーンで活躍する人材を育成することを掲げており、アクティブ・ラーニング科目群の中で「音楽ビジネス」「音楽起業ワークショップ」「英語で音楽ビジネス」などのキャリア設計を視野に入れた科目を展開している(資料 4-7～4-9)。

6 教育課程の編成における全学内部質保証推進委員会の関わり

カリキュラム全体の運営は大学教務委員会が中心となっており行われる（資料 4-10）。カリキュラムの改正等は各学部学科・研究科専攻によって行われる見直しを、各学部・研究科に置かれた教務委員会において集約し、全学的委員会である大学教務委員会に提案する。毎年度の自己点検・評価も大学教務委員会において行われるが、自己点検・評価結果により課題とされた点が解決されない場合は、全学内部質保証推進委員会において検討され、改善に向けた活動の指示がされる。例えば、人文科学研究科と国際交流研究科において、コースワーク・リサーチワークの設定作業が着手されなかったことについては、全学内部質保証推進委員会において検討の結果、「検証結果に基づく行動計画」の 1 項目とされ、全学内部質保証推進委員会関与のもと、2 研究科においてコースワーク・リサーチワークの設定作業が進んだ（資料 2-33、2-34）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
・適切な履修指導の実施
・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

1 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

本学では、授業内外の学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、全学部において CAP 制を導入し、1 学期に登録できる単位数の上限を 24 単位としている。成績優秀な学生の履修登録単位数の上限設定の緩和措置として、直前学期の成績が「GPA3.0 以上かつ修得単位数 20 以上」に該当する学生は 28 単位まで履修登録可能とし、一方で、特別指導対象学生（1・2 年次前期・後期いずれかの学期に GPA1.30 以下かつ修得単位 15 以下であった学生）については、1 学期に登録できる単位数の上限を 17 単位としている。

なお、2018 年度入学者までを対象として、卒業や教職等の資格取得への影響など特別な事由がある 3 年次生・4 年次生については、「履修登録上限超過願」の提出により、学部教務主任または学科教務委員が承認した場合のみ上限を超過した履修を許可していた。しかし、学生の十分な学修時間の確保を最優先とし、単位の実質化を図る観点か

ら、当該例外措置については廃止することとし、現在に至っている（基礎要件確認シート 9）（資料 1-5 pp.19-20）

また、各学科の 3・4 年必修科目であるゼミ科目の履修に際しては、年次（もしくは在学学期数）のほか、「特定科目が履修済みであること」「一定の単位数を修得済みであること」といった履修条件を課し、効果的に教育を行うための措置を講じている（資料 1-5 pp.83-84、pp.94-95、pp.104-105、p.136、pp.123-124）。

履修指導については、学生の学修の実質化を図るためにも重要な位置づけとしており、年度初めに入学直後の新入生オリエンテーションや各学科の各年次オリエンテーション及び各科目群の説明会を行い、学生要覧に基づき、学修時間や予習・復習などの自習の必要性や計画的な学びについて指導を行っている。この他、専任教員の各科目群所管責任者による履修相談も行っている（資料 4-23）。科目選択にあたっては、カリキュラムマップやシラバスも重要な資料として活用されている。

また、本学では、大学全体の CP に、「学生一人ひとりが主体的な学びができるよう適切なアドバイスを行う」ことを明示しており、専任教員によるアカデミック・アドバイザー制度、オフィス・アワー制度などを全学的に導入している（資料 1-5 p.18）。アカデミック・アドバイザーは全学部学生一人ひとりに配置されており、学期ごとの定期的な面談により履修・学修に関する助言・支援を行うほか、学生からの学修や学生生活に関する日常的な相談に応じている。特に、成績が一定基準に満たない特別指導対象学生には、毎月の面談実施を義務付け、アカデミック・アドバイザー、学科及び関連する事務部門で情報を共有することによりきめ細やかな支援を行っている。全ての専任教員によるオフィス・アワー制度も設け、学生が予約なしで、かつ履修に関すること以外についても教員に相談できる仕組みとしている。なお、2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業を取り入れていたことから、学期始めの履修相談、アカデミック・アドバイザーによる面談、オフィス・アワーもオンラインに切り替えて実施した。

2 シラバスの内容及び授業内容とシラバスとの整合性の確保

シラバスの様式は全学的に統一しており、「講義題目」「授業の概要」「到達目標」「成績評価基準」「授業計画」「教室外（事前・事後）の学習方法」「テキスト」「参考資料（本、Web サイト、その他）」「成績評価方法」「課題（試験やレポート等）に対するフィードバック」「履修前提科目、関連科目」「実務経験」を基本としている。また、授業内外の学生の学修を活性化することにより効果的に教育を行えるよう、シラバスには「教室外（事前・事後）の学習方法」「テキスト」「参考資料（本、Web サイト、その他）」を明示し、学生の主体的な学びを促している（資料 4-12【Web】）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年度以降、遠隔授業も行われていることから、「入構制限等がない通常時の授業実施方法（基本的な授業実施方法、回数、遠隔授業の可否）」「遠隔授業を実施する場合・遠隔受講可の場合の授業の方式や利用するシステム」を提示する項目を追加している。

シラバス作成にあたっては、毎年 12 月初旬に全教員（非常勤講師含む）に「シラバス（授業計画）作成要領」を発信し、シラバス各項目の作成方法、方針を示している（資

料 4-13)。シラバスは 3 月上旬に Web 上で公表しているが、各担当者から提出されたシラバス案は、FD 委員会主導のもと Web 公開前に各カリキュラムの所管で点検を行っており、必要な場合には修正を求めることとしている（資料 4-14、4-15）。シラバスと授業内容の整合性については、上記シラバス点検によりカリキュラムとの整合性を担保している。

3 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

大学全体及び各学科における CP では、「研究・就業・生活などで必要とされるコミュニケーション能力を身に付けるために、各演習科目、学外での実習科目及びアクティブ・ラーニング型の演習科目など、インタラクティブな授業を置く」ことを明示しており、これに基づいた授業を行っている。

各授業ではレスポンスシートやコミュニケーション・カードの活用、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション（ディベート）、実技、実習、フィールドワーク、PBL（Project-Based Learning）型授業等、各種の手法を授業に取り入れて学生の主体的な授業参加を促している。

PBL（Project-Based Learning）型授業としては、主に次のような授業が挙げられる。

全学教養教育機構（CLA）に置かれた「FERRIS⁺（フェリスプラス）：実践教養探求課程」の学びの核となる少人数制の演習科目「プロジェクト演習」では、専任教員の指導のもと、地域社会の産業振興や環境問題、新しい文化の創造と発信、フェリス女学院 150 周年記念プロジェクトなど、実社会と結びついた課題を具体的に設定し、解決策や企画を立案・提案する方法を体験的に学ぶ。2018 年度から毎年 4 つの「プロジェクト演習」が開講され、各年度約 50 名の学生が履修している（資料 4-16、資料 4-17）。

英語「インテンシブ・コース」では、2021 年度から新たなカリキュラムをスタートさせ、「英語「Learner」から英語「User」へ」をコンセプトに「発信・表現」「分析・理解」科目で学んだ内容を生かす場として「プロジェクト」科目を開講している。アクティブ・ラーニング形式を採用することで、「英語“を”学ぶ」のではなく、「英語“で”学ぶ」ことによって、受け身ではなく、自ら発信できる能力を伸ばすこととしている（資料 1-5 pp.55-69、4-18【Web】）。

国際交流学部では、連携先を大学外部の企業や団体から選定し、課題に基づき展開した研究成果を広く公開していく科目「プロジェクトで学ぶ現代社会」を設置している（資料 4-19）。

2019 年度に「音楽で社会とつながる」をコンセプトとして改革を行った音楽学部音楽芸術学科は、社会における音楽の幅広い役割を知り、実践を通じて技術や知識を確かなものとするを目的とした「音楽と社会を実践的に体験する（アクティブ・ラーニング科目群）」を開講している。合わせて 1 年次から 4 年次まで各学年に演習科目を開講しているが、特に 3・4 年次の専門ゼミにおいてはアクティブ・ラーニング型の実践的な教育により専門知識やスキルによる課題発見・解決力の向上を図ることとし、集大成としての「卒業プロジェクト」に繋げている（資料 4-2 p.60）。

大学全体としては、学外での実習を単位認定するタイプの授業として、CLA コア科目のインターンシップ「キャリア実習（短期・長期）」、「ボランティア活動」がある。

これらの科目は実習を中心としながらも、担当教員による事前準備と事後の振り返りを十分に行之、単なる体験で終わらないように配慮している（資料 4-20、4-5）。

また、学生が興味関心のある科目を幅広く主体的に学ぶ制度として他学部他学科開放科目制度（最大上限 64 単位まで所属学科以外の専門科目を履修できる）や、学生が提案して授業を開講する「私たちが学びたいこと」がある（資料 1-5 p.52、資料 4-21）。

半年間または 1 年間、協定を締結している同志社女子大学（京都）で交換学生として学ぶ「国内留学制度」や横浜市内大学間協定により協定先の大学の授業を受講し単位認定する制度も活用されている（資料 1-5 pp.43-44、4-22【Web】）。さらに、海外の大学への留学制度も短期・長期それぞれの制度を充実させている（資料 1-5 pp.40-42）。

資格取得に関しても学生の学修に対するモチベーションを高める一助となっている。各学科に中学校・高等学校の教員免許状取得課程が認可されているほか、認定心理士、社会調査士の資格取得のほか、日本語教員養成講座の課程修了が可能となっている（資料 4-23【Web】）。

なお、本学では、授業外でも次のような学生の主体的な学びの支援を行っている。

語学学習については、授業外の時間帯に「語学学習カウンセリング」や「語学カフェ」制度を設け、学生の学習を支援している。「語学学習カウンセリング」は、学生が個別に語学の指導やアドバイスを受けることのできる制度で、ライティングの指導、検定試験対策や留学相談の他、語学学習に関わるさまざまな質問や相談に対応している。「語学カフェ」は、昼休みに語学担当のネイティブ教員や学生が言語センターに集まり、さまざまなトピックでディスカッションを行うことをとおして学生がコミュニケーションスキルを磨くことや、多文化への理解を深め、外国語の学習意欲をさらに高めることを目的としている。どちらの制度も、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、朝鮮語の 6 言語で実施している。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業が中心であったことから、オンラインでの実施となった（資料 4-24【Web】）。また、奨学会からの助成によって運営される語学検定試験受験料補助の制度を設け、語学検定試験の受験料の一部を補助することにより、語学検定試験受験のサポートを通じて、学生の語学力の伸長を支援している（資料 4-25）。さらに、現在、ライティング支援を中心とした学修サポートセンターの設置を計画している。本学の学生に必要な支援を探るため、1・2 年次生を対象にライティング指導予備調査等を実施し、試行的な活動を行うとともに、2022 年 4 月の開設に向けて体制の構築や本格稼働に向けた準備を進めている（資料 3-13、3-14、4-26）。

4 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

本学において、2021 年度後期の授業（レッスン科目、大学院の授業を除く）では 7 割以上の授業が履修者 30 名未満となっているが、単に少人数編成とするだけではなく、それぞれの授業形態に応じて適切な教育環境となるよう編成することを重視しており、科目によっては履修者数制限科目や学科選抜科目として授業開始前に履修者を選抜することとしている（資料 1-5 p.26）。

各授業の受講者数については、授業形態に合わせて適正な受講人数となるよう配慮

している。語学科目については英語インテンシブ・コースで1クラス15名を上限とするほか、英語科目についてはプレイスメント・テストにより習熟度別にクラスを編成している（資料1-5 pp.58-60）。

授業形態や授業内容、授業方法に鑑みて効果的な履修者数を設定している演習、実習、ワークショップ等の授業形態では、学科等でクラス指定や履修者の決定を行う「学科選抜科目」、初回授業時に担当教員が選抜を行う「初回授業時選抜科目」、大学が履修者の選抜及び履修登録を行う「履修者数制限科目」、実習等で事前に説明会への参加や申込手続きを要する「要手続科目」などを設け、適切な履修者数を維持できるようにしている。講義科目においても、履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度開講時は120名に制限するといった措置を講じ、1授業あたりの適切な学生数を担保している。履修希望者が上限を超えた場合には、あらかじめ設定した優先順位に従い、適切に選抜を行っている。ゼミなどの演習科目は20名程度を上限として設定している。

5 研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院生に関しては、指導教授の指導のもと、履修する科目を決定する。必要に応じて他研究科・専攻・学部の授業科目の履修も可能としているが、この場合も、指導教授の指導のもとで所属する研究科委員会の許可を得ることとしている。

大学院生に対する研究指導計画については、各研究科ともに大学院要覧に「履修のスケジュール」「カリキュラムの説明」「履修方法」に関するページを設け、研究指導計画について明示し、研究指導・学位論文作成指導を行っている（資料1-6 p.5、pp.34-44、pp.63-70、pp.46-60）。

博士前期課程（修士課程）では入学学期に「研究主題・指導教授届」を提出し、承認を得た指導教授の「修士論文指導」を履修する。博士後期課程では、毎年度始めに「研究計画書」、毎年度末に「研究報告書」を提出することを義務づけている。

また、学位申請論文作成や学位取得に関わるプロセスについても、中間発表・中間報告で複数の教員、学生が多角的に講評する機会を設けて、内容・水準が基準に到達できるよう指導の体制を組み、スケジュールを大学院要覧に明示している。

例えば、音楽研究科では、入学学期に研究主題を提出し、指導教授はこれに基づき研究指導を行い、最終年度には「修士研究指導」科目でレッスン・制作指導及び副論文作成指導を行っている。なお、音楽芸術専攻・演奏専攻いずれにおいても、「修士研究指導」（4単位）のみを論文指導の機会とするものではなく、各種の演習科目等をとおして段階的に論文執筆の準備を進めることが可能である。修士演奏の準備など個人指導は、全て選択PA（パフォーミング・アーツ）科目から履修する。選択PA（パフォーミング・アーツ）科目の履修上限単位は24単位とし、音楽芸術専攻では6単位まで、演奏専攻では9単位まで修了要件算入可としている。演奏専攻の実技科目には公開レッスン形式での研究を中心とする科目、学外での公演を最終目標とする科目、演奏後の学生間の相互評価により見識を深めるゼミ形式の科目、コンサート形式の試験を課す科目など、それぞれの到達目標に最適な形態が採用されている。

6 教育の質の維持・向上の観点からの新型コロナウイルス感染症対応・対策の適切性

新型コロナウイルス感染症の対応・対策として、本学では、2020年度の授業は全学的に、前期は遠隔授業、後期は遠隔授業を基本としながらも、対面授業でなければ十分に学修成果を保証できないと考えらえる科目については対面方式で実施した。遠隔授業の実施にあたっては、全学生を対象にPC・スマートフォン・タブレット端末の所有状況やオンライン環境に関するアンケート調査を実施し、受講の環境が十分に整っていない学生に対して、必要とする機器を無償で貸与することとした。このほかにも、図書館資料の無料自宅送付、コンビニにおける無料プリントアウトサービスの導入など、学生が遠隔授業を安心して受講するための各種学修支援を行った(資料4-27【Web】)。授業開始2週間が経過した時点で、学生及び教員を対象に「授業実施状況調査(授業開始編)」を実施し、学生に対しては、「設問1: 初回授業の案内がわかりやすかったか」「設問2: 初回授業は円滑に受講できたか」の確認を行ったところ、設問1は96%が、設問2は92%が「はい」を選択し、概ね順調に授業を開始できたことを確認した(資料4-28)。また自由記述のコメントについても分析を行い、この結果をふまえたFD勉強会「遠隔授業の特徴を活かした授業運営とは～これまでの振り返りとコロナ後の活用に向けて～」を6月に開催した。勉強会では前期授業の半分を終えた時点でのコロナ禍の授業実践について、3名の教員(各学部1名)が報告を行い、オンラインのメリット・デメリットや効果的な取組事例に関する情報を共有する機会となった(資料4-29)。後期には、「2020年度前期遠隔授業に関する調査(授業終了編)」を実施。教員対象の調査結果については、次年度カリキュラムにおいて取り組むべき課題や今後の遠隔授業の展望などを共有した(資料4-30)。また、2021年度シラバス作成にあたっては、上記遠隔授業に関する調査で明らかになった課題などもふまえ、シラバス執筆における注意点を盛り込むこととした。このような、教育の質を確保するための大学内でのさまざまな活動の結果、学期末の授業アンケートでは、授業への満足度は対面授業実施時と変化なく同程度を保つことができた。(資料4-31、4-32)。

点検・評価項目⑤: 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1: 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

評価の視点2: 学位授与を適切に行うための措置

- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

1 既修得単位等の適切な単位認定

単位の認定については、「大学学則」第 12 条及び「大学院学則」第 10 条に定めている。また認定する単位数については、大学設置基準第 21 条第 2 項及び第 23 条の規定に整合するよう、「大学学則」第 16 条及び「大学院学則」第 10 条の 3 に定めている。これらの規定を実質として運用するために、学事日程において休日授業日を設ける工夫をして 1 学期 15 週の授業期間を確保している（基礎要件確認シート 10）。

学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の大学等において修得した単位等については、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することができることを、大学学則第 14 条の 2、第 14 条の 3、大学院学則第 8 条の 2、第 9 条に定めるとともに、学生要覧及び大学院要覧にも明示している（基礎要件確認シート 12）。なお、大学院設置基準の一部改正に伴い、本学における単位認定の上限変更の検討を開始している。海外留学等で修得した単位については、各学科教務委員が対象学生と面談し、シラバス等根拠資料に基づく単位認定原案を作成したうえで、各カリキュラム所管の委員会、大学教務委員会、教授会で厳格に判断している。ただし、必修科目である「キリスト教」科目は、本学の建学の精神・教育理念の根本をなすものであるため、本学での履修を義務づけている。

2 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

本学では、成績評価基準を定め、学生要覧及び大学院要覧に明示している（資料 1-5 pp.34-36、1-6 p.20）。各科目における成績評価基準及び成績評価方法はシラバスに記載している。さらに、厳格な成績評価を行うことを目的として、学部の授業科目の成績評価についてはガイドランを設け、「S 評価と A 評価を与える学生の割合は履修登録者数に対して合計 50%を上限とする」とし、学生要覧に示している。なおこのガイドラインは、ゼミ、卒業論文指導にあたる科目など授業内容の性質上、適用しない科目もある。ガイドラインを超過した科目については、毎学期大学教務委員会・教授会で報告され、科目担当者に趣旨を繰り返し周知し、成績評価の厳格化に努めている。

2019 年度からは、成績評価の透明性の確保及び学生が自身の評価の相対的な位置を把握し、正確な自己評価を行うことを目的として、全学的に各学期の開講科目の成績分布を公表している（資料 4-33）なお、英語科目については英語教育運営委員会において以前から成績分布の確認を行っており、ガイドラインに抵触する事例等についてはカリキュラム担当者から状況を確認するなど、厳格性の担保に努めている。

成績評価について、学生が、成績評価基準やシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的な根拠に基づく確認事項がある場合は、「成績評価確認願」を提出できる制度も設けている（資料 1-5 p.36）。

3 卒業・修了要件の明示、学位論文審査基準の明示・公表

卒業・修了判定に関わる要件単位数は、大学学則第 18 条、大学院学則第 11 条及び第 11 条の 2 に定め、これに基づいて卒業・修了の判定を行っている。また、学生・大学院生には学生要覧及び大学院要覧に基準を明示している（基礎要件確認シート 12）。

（資料 1-5 p.80、90、100、pp.132-133、p.142、pp.116-118、資料 1-6 p.36、p.41、p.64、p.48、p.57）

博士前期課程(修士課程)・博士後期課程における学位論文審査に関しては、修士論文、博士の学位申請論文ともに、研究科ごとに「学位論文審査基準」を定め、大学院要覧に明示するとともに、大学公式サイトでも公表している(基礎要件確認シート 13)(資料 4-34【Web】、4-35【Web】、4-36【Web】)。なお、国際交流研究科博士前期課程では、社会人学生に限り、修士の学位申請論文または特定の課題についての研究の成果(修了レポート 2 編)を選択できることとしており、後者についての審査基準も定め、大学院要覧に明示し大学公式サイトにも公表している。また、音楽研究科(修士課程)においては、音楽芸術専攻は修士研究(修士制作及び修士副論文、又は修士論文)、演奏専攻では修士副論文及び修士学位審査演奏会への出演を課しており、それぞれの学位論文審査基準(修士論文、修士副論文)、修士制作及び修士演奏審査基準を定め、大学院要覧に明示し、大学公式サイトにも公表している。

4 学位審査及び修了認定の客観性、厳格性を担保するための措置

学位授与(卒業判定・修了判定)は、教授会・研究科委員会の審議事項とし、学長に意見を述べることを学則に定めている。特に修得単位数については、全学的な透明性と公平性を担保するために、大学教務委員会において全学部の卒業対象学生の単位修得状況を確認している(資料 4-37)。

学士の学位授与については、学位規則第 3 条に定めたとおり、各学部において、各学科所定の課程を修了し、大学学則第 18 条の規定により卒業資格の認定を受けた者に、その卒業を認め、学士の学位を授与している(資料 4-38 第 3 条)。

例えば、文学部では、卒業に必要な単位数を 124 単位と定め、DP 及び学位規則に基づき学位認定を行っている。3 学科ともに「卒業論文」を必修とし、シラバスにも成績評価基準を明示している(資料 4-39)。卒業論文審査には主査・副査制を導入し、複数教員による口頭試問を実施している。卒業判定については、学部教務委員会、大学教務委員会での確認を経て、学部教授会において厳格に行っている(資料 4-40～4-42、4-10、4-37)。

国際交流学部では、国際交流学科専門科目 6 単位の履修を「卒業論文」に替える制度を設けている。その場合はアカデミック・アドバイザーの指導のもと、指定された科目を 4 年次の前期・後期で履修することとし、DP に掲げられた知識・能力を身に付けていることを保証している(資料 1-5 p.125)。

また、音楽学部では、「卒業論文」又は「卒業制作及び副論文」のいずれかを選択することとしている。いずれの場合も、指導教員を主査として、他の専任教員 1 名を含む 2 名を副査として審査している。

研究科における修了判定については、修士・博士それぞれの学位授与の要件、学位申請論文の提出手続、学位申請論文の審査及び審査基準、最終試験等について学位規則に定め、厳格に審査を行っている(資料 4-38 第 5 条～第 10 条)。

学位審査は、学位規則及び審査基準に則り次のとおり行われる。

- ・修士の学位審査にあたっては、指導教授を主査とし、学外者も対象とした関連分野の教員 2 名を副査として口頭試問を行い、この審査結果を専攻主任が承認のもと、研究科委員会に付議され、研究科委員会での審査を経て、学長により最終的に学位の授

与が決定される。

- ・博士の学位申請論文の提出にあたっては、3月修了希望者は当該年度の6月に、9月の修了希望者は前年度の1月に学位申請論文提出資格確認願を提出しなければならない。この提出においては、研究科各専攻で定める様式、履歴書、業績書の提出も求め、これらを総合的に審査し、受理された者が博士学位申請論文提出の権利を得る。博士学位申請論文の審査は研究科委員会内に審査委員会を設置して行う。審査委員は主査（委員長）1人、副査2人以上とし、副査2人のうち1人は他大学から当該専門分野の教員1人とするにより客観性と厳格性を担保している。審査委員会は審査結果を研究科委員会に付議し、研究科委員会での最終的な審査を経て、学長により最終的に博士学位授与が決定される。

これらの学位申請論文の提出の手続きや審査体制についても、学位論文審査基準同様に大学院要覧に明示している（基礎要件確認シート13）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・ アセスメント・テスト ・ ルーブリックを活用した測定 ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査 ・ 卒業生への意見聴取
評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

1 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果の把握状況

〈学部〉

本学では、人材養成目的に掲げた教育目標及び DP に定めた教育成果の到達度を高めることを目的として、授業アンケートや学修行動調査を実施し、教育の現状を定量的・定性的に把握し、測定することを「アセスメント・ポリシー」として定めている（資料 4-43【Web】）。そのほかにも、各所管において、入学時、在学中、卒業時にそれぞれの目的に応じて次のように学修の状況や成果の把握を行っている。

(1) 大学全体

IR 推進委員会では、学部入学時において「新入生アンケート」を実施し、新入生の大学での学びや大学生活への期待などの意識調査と合わせて、受験準備における勉強時間など高等学校卒業までの学修の習慣などを調査している（資料 2-45、4-44）。

英語科目については、教育プログラムの中で学生は複数回（英語インテンシブ・コースでは最大 5 回、その他のコースでは 2 回）のプレイスメント・テストを受験しているが、英語教育運営委員会では、このテスト結果を分析し学修成果を把握している（資料 1-5 p.60）。さらに英語科目を含めた語学科目においては、検定試験の合格者数も学修成果を測定する重要な指標となり得るため、セメスターごとに検定試験による単位認定申請者数を明らかにしている。

全学生を対象として実施する「学修行動調査」は、学生の学修状況（学修時間や学修行動）や学修成果の把握を目的として、FD 委員会が中心となって学部学生を対象に毎年実施している。実施に当たっては、毎年度、分析方針、課題をあらかじめ設定したうえで調査を行っており、1・3 年次生には他大学との比較分析による現状把握も目的として、2018 年度から「ALCS 学修行動調査」を行っている。2・4 年次生には、「ALCS 学修行動調査」の内容に準じた本学独自の「学修行動調査」を実施している。「学修行動調査」に関しては、大学全体の学修状況の把握とともに、学生個人の「伸び」「成長」にも着目した分析を行っている（資料 4-45、4-46）。

卒業時には、「学修行動調査」（FD 委員会）と同時に「学生満足度調査」（IR 推進委員会所管）も実施し、卒業に至るまでの大学生活全般に対する実感を聞き、学生の成長に関わる環境整備の検討材料としている（資料 1-31）。

さらに、FD 委員会では、卒業後 5 年以内の卒業生に対して「卒業生アンケート」を実施している。実社会における大学での学びの有効性や、一方で不足していると感じる能力について調査し、教育内容や教育方法の改善の参考としている（資料 4-47）。

(2) カリキュラムレベル

全学部で、最終学年において、卒業論文・卒業制作・卒業プロジェクト・卒業公開演奏などを課し、4 年間の学びを総括することとしている。文学部は卒業論文・卒業制作、国際交流学部は卒業論文、音楽学部は卒業プロジェクト・卒業公開演奏を設定しているが、3 学部ともシラバスに、それぞれの到達目標、成績評価基準を明示しており、これをもとに、体系的なカリキュラムに基づいた各学位課程の特性に応じた最終的な学修成果の一つとして測定を行っている（資料 4-39、4-48、4-49）。

ルーブリックの各学部研究科における作成・活用状況は、次のとおりである。

- ・文学部ではすべての学科において 1 年次ゼミ「R&R（入門ゼミ）」及び 4 年次の「卒業論文」「卒業制作」でルーブリックを作成し、導入している（資料 4-50、4-51）。ルーブリックを導入するに当たっては、2018 年度に外部講師を招いて 2 回の FD 勉強会を実施した。「R&R（入門ゼミ）」では、オリジナルで作成しているテキストにルーブリックを掲載し、学生に対しても基準を明示している。日本語日本文学科では、さらに基礎論文演習及び人文科学研究科日本語日本文学専攻の「修士論文」、「博士論文」においてルーブリックを導入しており、これらのルーブリックを元にシラバスの成績評価基準や、成績評価方法などを定め、複数教員審査における採点基準の明確化、客観性の確保に努めている。
- ・国際交流学部では、学部の公式サイトで「導入演習」のルーブリックを公開している。

・音楽学部・音楽研究科では、実技系科目や研究科の修士研究等においてルーブリックを活用している。

このほか留学生科目においても、担当教員間でルーブリックを活用している。

なお、FD 委員会で協議の結果、2022 年度以降は、文学部以外の学部・学科においても卒業論文等へのルーブリックの導入を予定している。また、今後、1 年次から 4 年次までの各学年で開講しているゼミ科目についてもルーブリックを導入することを決定しており、カリキュラムレベルでの学修成果の把握をさらに進めていくこととしている（資料 4-52～4-54）。

この他にも、学生が自分の学修成果を把握し、主観的な指標として活用できるよう、全学教養教育機構（CLA）の「Ferris+」履修者や 2021 年度からスタートした英語の新インテンシブ・コース履修者を対象としてポートフォリオを導入するなど、カリキュラム単位でそれぞれの目的に適した方法で学修の可視化に対応した取組を進めている。

また、全学で実施する「学修行動調査」については、学生の入学時から調査実施時までの学修行動について、学生自身の自己評価の結果をとおして、カリキュラム単位でも点検を行っている（資料 4-55）。

(3) 授業科目レベル

FD 委員会主導のもと、各学期に 2 回の「授業アンケート」を実施している。学期途中に行う 1 回目の「授業アンケート」では、授業の進度や課題などに対する学生の反応を把握し、その後の授業運営に活かすことを目的としている。授業終了時に行う 2 回目の「授業アンケート」では、当該授業で身についたと学生が実感する能力を把握し、さらに授業運営等に関する意見・要望も聞いている。この結果をふまえ、各教員は授業改善のための改善計画を作成・提出することとしている。この改善計画は学生及び教職員に公開されている。

〈大学院〉

大学院研究科については、学位申請論文を成果と考え、論文の審査基準を設けるとともに口頭試問を実施し、内容と水準の維持に努めている。日常的な指導においても、現状では各研究科専攻とも在籍者数が少なく、指導教授による学修及び研究成果を個別に測り、指導に活かすことが可能な環境であるといえる。

2 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進委員会の関わり

学生の学修成果の把握及び評価については、2020 年度自己点検・評価において、大学教務委員会から、卒業論文における到達目標、成績評価基準の設定により、学修成果の把握測定に一定の効果があつたと評価報告がされた。しかし、全学内部質保証推進委員会としては、教育の質保証の観点からは現状では課題が残っており、継続して取り組む必要があると判断し、学修成果の把握状況とその有効性について教務部長・教務課長に報告を求め、意見交換を行い、引き続き対応を検討、学修成果の測定に関してさらなる取組を推進するよう依頼した（資料 2-33）。それを受けて、FD 委員会において検討し、2022 年度に全学における卒業論文等でのルーブリック導入に加えて、全学年を通

したゼミ科目でのルーブリック導入を決定した。

上記のように、委員会、大学教務委員会を始めとする教務関係各所管、各学部学科等における各カリキュラムレベルでの学修成果の把握、IR 推進委員会が実施する調査など、学内各部門において学修成果の把握に向けた諸活動が進んではいるものの、それらは必ずしも大学全体として組織的に行われているものではない。また、授業アンケート等の間接評価の導入は進んでいるものの、ルーブリックのような直接客観評価の導入が十分でないという課題もある。大学院における学修や研究の成果の把握及び評価の方法についても、今後、議論が必要である。

「学修行動調査」、「学生満足度調査」及び「卒業生アンケート」の結果は、全学内部質保証推進委員会においても取り上げ、検証の機会を設けてはいるが、教育の質の向上に活かせるような十分な検証には至っていない。組織的に学修成果を可視化・把握し、教育の質の向上に向けて有効活用することについては、全学内部質保証推進委員会とFD 委員会、大学教務委員会を始めとする教務関係の委員会とが連携し、実効性のある活動となるよう、全学内部質保証推進委員会が中心となり取り組む必要があると認識している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

既述のとおり、学部においては、DP に定めた教育成果の到達度を高めることを目的として、授業アンケートや学修行動調査を実施しており、また、学士課程全体を通じた統合的な科目として卒業論文・卒業プロジェクト・卒業制作・卒業公開演奏を課し、課程を通じた成果を測定している。履修状況、成績、卒業率、中退率、進路状況等を指標とする測定や、英語プレイスメント・テスト、卒業生調査なども実施し、教育目標の到達度を確認している。

学修成果の測定も含めた教育課程全体に関する適切性については、教務課、各学部・研究科、全学教養教育機構（CLA）において毎年度行う自己点検・評価で確認している（資料 2-26 pp.25-28、資料 2-27 pp.4-7、pp.16-18、pp.27-30、pp.39-42、pp.51-54、pp.62-65）。各学部・研究科においては、学部長・研究科長、学科主任・専攻主任、教務主任・教務責任者、入試主任・入試責任者等で構成される「主任等会議」において自己点検・評価シートをもとに点検・評価を行い、各学部教授会・研究科委員会に報告している。全学教養教育機構（CLA）は全学教養教育機構会議、教務課は大学教務委員会において点検・評価を行っている。これらの自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会に報告され、課題等を全学的に確認することとしている（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された点検・評価結果は、自己点検・評価委員長である事業推進担当副学長が当該年度の「自

己点検・評価結果」としてまとめ、学長が委員長を務める全学内部質保証推進委員会に文書で報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、改善に向けて全学的に取り組むべき課題等を抽出し、それをもとに学長が「検証結果に基づく行動計画」をまとめ、当該部門に対し、適切な対応を求めることとしている（資料 2-35）。「検証結果に基づく行動計画」では、CAP 制度において 2019 年度入学者から厳格な運用体制を適用しており、運用における適切性について継続して確認することが必要であること、また、学修成果の適切な把握・評価の方法について検討することが今後の課題であるとしており、大学教務委員会に対応を要請している。しかし、組織的に学修成果を可視化・把握し、教育の質の向上に向けて有効活用することについては、全学内部質保証推進委員会と FD 委員会、大学教務委員会を始めとする教務関係の委員会とが連携し、実効性のある活動となるよう、全学内部質保証推進委員会が中心となり取り組む必要があると認識している。

4.2. 長所・特色

DP を実現するために策定された CP に基づき、学部学科、研究科専攻の各専門分野を体系的に学ぶ教育課程が構築されている。小規模大学の利点を生かした少人数教育と厳格な成績評価による効果により、適切な学位授与が行われている。

4.3. 問題点

DP、CP をふまえた教育課程や厳格な成績評価、学位授与の制度は整っているものの、学修成果を把握し、評価する方法が整備されていない。今後の課題として教務部門に対応を要請するとともに、組織的な学修成果の適切な把握・評価方法の検討については、全学内部質保証推進委員会の関与も必要であると認識しており、FD 委員会、大学教務委員会を始めとする教務関係委員会と連携して取り組んで行くことが必要と考えている。

4.4 全体のまとめ

本学では、建学の精神及び教育理念のもとに、大学学則及び大学院学則に教育研究目的（を定め、その実現のために人材養成目的を置いている。これをふまえて、大学全体、各学科、研究科の専攻ごとに DP、CP を定めている。策定した DP、CP は学生に明示するとともに、大学公式サイトに掲載し、受験生や社会に対し広く公表している。

教育課程の編成にあたっては、大学全体の CP に「共通科目・専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講する」ことを定め、これをふまえて学科ごとの CP に、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分等を明示し、それぞれ教育課程を編成している。教育課程の編成にあたっては、カリキュラムの構造を明確にするため、各学科及び CLA コア科目、語学科目、教職課程、日本語教員養成講座それぞれでカリキュラムマップを作成し学生要覧に明示している。また、ナンバリングコードの「レベルコード」や、DP で示す「身に付けるべき資質・能力」とも対応させており、学生が教育課程の順次性と体系性を理解しやすいよう配慮している。

学生の学修を活性化し効果的な教育を行うため、授業形態に応じて適切な教育環境となるよう、履修者選抜科目、学科選抜科目などを設定している。また、学生一人ひとりが

主体的な学びができるよう、学期ごとに専任教員が面談し履修・学修に関する助言・支援を行うアカデミック・アドバイザー制度、学期始めの科目責任教員による履修相談を導入している。

大学院においては、コースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を適切に組み合わせて学修が行われるよう、カリキュラムを設定しており、そのうえで指導教授による論文指導により学位取得への道筋が構築されている。

成績評価、単位認定、学位授与に関しては、シラバスへの成績評価基準及び成績評価方法の明示、成績評価ガイドラインの設定、GPA 制度、学院論文審査基準の明示等の取組により、厳格かつ適切に実施している。

学修成果の把握・評価については、アセスメント・ポリシーを策定し、DP に定めた教育成果の到達度を高めることを目的として、授業アンケートや学修行動調査を実施しており、また、学士課程全体を通じた統合的な科目として卒業論文・卒業プロジェクト・卒業制作・卒業公開演奏を課し、課程を通じた成果を測定している。また、ループリックを用いたゼミ卒業論文審査における学修成果の把握も拡大する方向で検討が進んでいる。

学修成果の測定も含めた教育課程全体に関する適切性については、教務課、各学部・研究科、全学教養教育機構（CLA）において毎年度行う自己点検・評価で確認している。自己点検・評価の結果、CAP 制度において 2019 年度入学者から厳格な運用体制を適用しているため、運用における適切性を継続して確認する必要があること、また、学修成果の適切な把握・評価の方法に問題点が存在することを今後の課題としており、教務部門に対し、対応を要請している。学修成果の適切な把握・評価方法の検討については、全学内部質保証推進委員会の関与も必要であると認識しており、今後、FD 委員会、大学教務委員会を始めとする教務関係委員会と連携して取り組んでいくこととしている。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、教育理念・目的の実現のため、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）や「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）をふまえ、入学希望者に求める学習歴、学力水準、能力などを明らかにした「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー、以下「AP」）を定めている。

学部においては大学全体及び各学科単位で AP を設定している。大学全体のポリシーは次のとおりである。

大学全体の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の精神および教育理念を理解し、入学を志願する者が、個性と得意分野を活かして受験できるよう多様な入試制度を設けて選抜を行い、基礎的能力と学修意欲をもつ者を受け入れる。

入学試験では、知識・技能、思考力・判断力、表現力等の能力、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を評価の対象としている。

各学科の AP では、大学入学時に求める学生像と各入学試験の方法と目的を示している。

また、大学院においては各専攻単位で AP を設定している。各専攻の AP では、入学前に身に付けておいてもらいたい知識や能力及び求める人材像を示している。

大学全体及び各学科、各専攻の AP は、大学公式サイトに公表している（基礎要件確認シート 15）（資料 1-16【Web】、1-18【Web】～1-20【Web】、1-22【Web】～1-23【Web】、1-25【Web】、1-8【Web】～1-10【Web】、1-12【Web】～1-13【Web】、1-15【Web】）。また、学部入学に関する AP は大学案内や学生募集要項にも明記し、入学希望者に周知している（資料 1-26【Web】、資料 5-1～5-7）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、APに基づき、入学を希望する者が個性と得意分野を活かして受験できるよう多様な入試制度を設けて選抜を行い、基礎的能力と学修意欲を持つ者を受け入れている。

学部入試においては、主に学力を評価する一般選抜において、各学科の教育目標や学びの内容に沿った学科試験によって判定を行っている。多面的・総合的な評価に基づく選考方法である総合型選抜としては、自己推薦型の「秋期特別入学試験」（文学部、国際交流学部）、「公募制推薦入学試験」（音楽学部）を設けている。このうち「秋期特別入学試験」は、高等学校までの学習成果と大学入学後の学びにつながる基礎的な力を「基礎力調査」や「模擬授業」を利用した試験で評価する自己推薦型の入試である。文学部では、基礎的な学力を測る筆記試験である「基礎力調査」とグループ面接、さらに高等学校の調査書の全体の学習成績の状況を加味して判定を行っている。国際交流学部では、学部の教員が行う模擬授業を受け、それに関する授業レポートを作成する「授業レポート」と、その後に行うグループ面接で判定を行っている。音楽学部の「公募制推薦入学試験」では、小論文と、高校までの学習成果、課外活動、学外活動などについて各自が内容・テーマを決めて発表を行うプレゼンテーションと面接によって判定を行っている。また、学校推薦型選抜も行っており、学生募集要項を本学指定の高等学校に送付し、各学科の評定値に関する基準を明記している。この他、3学部共通で、帰国生徒入学試験、社会人入学試験を設けている。

大学院入試においては、秋期と春期に行う一般選抜のほかに、人文科学研究科と国際交流研究科においては、学内推薦入試及び社会人特別選抜を行っている。入学試験は学力検査と口述試験によって行われるが、社会人特別選抜については社会人経験を主たる判定対象とできるよう配慮しており、口述試験の結果を重視し、総合的に判定するとしている。

このような入試制度の周知を含めた入試広報は、大学案内、入試ガイド、大学公式サイト、ダイレクトメールなどの各種媒体での広報活動によって行っている。高等学校の生徒を対象として行われている大学教員による出張授業、女子高校生を対象とした授業見学会のほか、オープンキャンパスや学外の進学相談会は、受験生と大学の教職員や学生が直接接点を持つ重要な機会となっている。また、高校教員を対象とした説明会や高校訪問も広く展開している。大学院については、大学院案内を作成し資料請求者や学部生に広報活動を行っている。なお、入学試験に関する情報のほか、入学後の学生生活がイメージできるよう、授業その他の費用や経済的支援に関する事項についても大学案内に掲載し、受験生に情報提供を行っている（資料 1-26【Web】、5-8【Web】）。

本学の入学試験に関する重要事項を審議するため、大学入試委員会を設置している。大学入試委員会は、学長を委員長とし、全学教育担当副学長、事業推進担当副学長、各学部長、各研究科長、入試部長、教務部長、学生部長、国際部長、各学部入試主任、各研究科から選出された委員各1名（各研究科入試責任者）、大学事務部長、入試課長をもって構成されており、各学部・研究科の入学試験に関する重要事項はこの委員会で審議され、その結果に基づいて入学試験が実施されている（資料 5-9）。

また、本学の入学試験及び学生募集に関わる事項を審議し、またこれらの実施に係る諸課題を処理するために、入試 MM（Management and Marketing）委員会（以下、「入試 MM 委員会」）を設置している。入試 MM 委員会は、入試部長を委員長とし、各学部入試主任、各研究科から選出された委員各1名（各研究科入試責任者）及び入試課長をもって構成されており、入試の編成・内容・日程や、入試の結果発表・合格手続き・広報活動などの全学的方針に関する事項についての審議を行っている（資料 5-10）。

さらに、各学部には、入試主任を委員長とし、各学科から選出された入試委員によって構成された各学部入試委員会が置かれている。この委員会では、経年の入試結果や受験生の動向をもとに、入試の編成・内容・日程や、入試の結果発表・合格手続き・広報活動などの事項についての検証や審議を行っている。内容に応じて必要な場合は、学部長や各学科主任を含めた拡大委員会を開催して、問題点及び情報の共有をはかっている（資料 5-11～5-13）。

大学院入試においても、各研究科の学生募集及び入学者選抜については、学部入試主任が兼務する研究科入試責任者と、同じく学部入試委員が兼務する委員とで、入試の編成・内容・日程や、入試の結果発表・合格手続き・広報活動などの事項についての検証や審議を行っている。大学院の入学者選抜も学部と同様、全学的な入試選抜の方針を決定する大学入試委員会を中心として、入試 MM 委員会との連携を保ちつつ行われている。

このように、本学では大学入試委員会を中心とした体系的な委員会体制を整え、全学体制で入試実施に臨んでいる。

入試実施においては、大学の入試を統括する大学入試委員会を中心に、出題、採点及び試験監督等の入試関連業務に関しては専任教員全員が携わっている。なお、これらの業務は学長から委嘱されている。

入試問題の作成は、毎年、出題科目ごとに問題作成委員を挙げてこれに委ねている。例年 5 月下旬に、入試問題作成に関わる教員を対象とした学長（入試委員長）が招集する入試関係教員会議を行い、出題内容の適切性や出題ミスの防止などについて注意を喚起している。

合格者の決定に関しては、いずれの入試においても入学試験の採点終了後に合格者原案作成委員会を開催し、公平性に配慮して設定した基準に従って受験者の順位を決定し、合格者原案を作成している。合格者原案について各学部教授会・各研究科委員会でさらに審議のうえ学長に意見を述べ、最終的に合格者は学長が決定し、合格発表を行っている。公平性の配慮としては、例えば、国際交流学部的一般選抜（一般入試及び大学入学共通テスト利用入試）に関しては、合格判定は試験の得点によって行うが、選択科目の種類が多いことから、科目の選択によって不利益が生じることのないよう、必要な場合には得点差の調整を行うこととしている。また、総合型選抜の秋期特別入学試験等で行っている面接

試験に関しては、試験実施前に面接担当者間で打合せを行い、評価基準を明確にしたうえで試験を行っている。

また、選抜後は、情報の公開義務と守秘義務の双方の観点から慎重に検討しつつ、次年度以降の受験生や高等学校を主な対象として過去の入試データを入試ガイドや大学公式サイトで公開するとともに、過去問題を配布し、入学者選抜の透明性を高める配慮をしている（資料 5-14【Web】～5-16【Web】）。

入学試験受験及び入学後に特別措置が必要な場合は、出願期間開始の約 2 か月前までに申し出ることを大学公式サイトで求め、出願前に受験希望者、保護者、バリアフリー推進室を中心とした大学内の関係部門とで必要な対応について打合せを行い、入学試験時のみならず入学後の合理的配慮も含めて受験希望者と大学とのあいだで確認したうえで出願ができるようにしている（資料 5-17【Web】）。

なお、2021 年度入試においては、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、選抜の公平性及び妥当性について学内で十分に審議したうえで、次のような対応を行った。

〈学部入試〉

- ・「総合型選抜」において、事前課題とプレゼンテーション動画のオンライン提出（文学部日本語日本文学科を除く 3 学部 4 学科共通）。日本語日本文学科では、オンラインによる基礎力調査を実施。
- ・「学校推薦型選抜」において、オンライン面接の実施（3 学部共通）。

〈大学院入試〉

- ・人文科学研究科の「学内推薦入試」において、オンライン口述試験の実施。

また、入試実施日においては、学部・研究科ともに、パーティションの設置、フェイスシールドの使用等による感染症対策を講じた。

入試広報においては、来場型のオープンキャンパスに代えて、本学受験生応援サイトに「Web オープンキャンパス」ページの常設及び特定日に遠隔同時双方向のプログラムを交えた「LIVE オープンキャンパス」を実施し、また、Zoom を利用したオンライン個別相談も行い、受験生及び保護者の利便性に配慮した情報発信に努めた。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

入学定員に対する入学者数比率は、入試課において管理している。学部については、教

育効果の適切性と安定した経営という 2 つの側面から入学定員を定め、各入学試験の募集人員に振り分けて入学者数を検討している。合格者の決定においては、経年の入学手続き率を参考に最終的な入学者数を予測しているが、入学試験の多様化、経済状況の変動等の社会的な動きの影響も大きく、入学定員と入学者の比率が予測どおりにならないこともある。特に募集人員の多い一般入試に関しては、繰り上げ合格制度も利用し、入学者数の調整を行っている。

本学の各学部・研究科における志願者・合格者・入学者の推移については大学基礎データ表 3 に示すとおりである（大学基礎データ表 3）（基礎要件確認シート 16）。

入学定員に対する入学者数比率は、文学部英語英米文学科で 2018 年度に 1.50 倍と大きく入学定員を超えているが、2021 年度には 0.98 倍と入学定員を下回る結果となった。また、音楽学部音楽芸術学科では、2018 年度に 1.31 倍となっている。一方で、演奏学科は 2017 年度 0.70 倍、2018 年度 0.53 倍と入学者が入学定員を大きく下回っている。5 年間の平均については、演奏学科以外はいずれの学部学科も 1.06 倍から 1.16 倍となっており適切である。

収容定員に対する在籍学生数比率は、文学部英語英米文学科で 2018 年度に 1.30 倍、コミュニケーション学科で 1.26 倍、学部としても 1.25 倍となった。一方で、音楽学部演奏学科は 2017 年度 0.97 倍、2018 年度 0.86 倍となっている。なお、音楽学部は、2019 年度に、従来の「音楽芸術学科」と「演奏学科」の 2 学科体制から「音楽芸術学科」の 1 学科体制に改組統合し、現代の音楽文化や表現方法など、音楽に対する社会のニーズに応える新しいカリキュラムをスタートした。入学定員は、従来の「音楽芸術学科」の 45 名に、「演奏学科」の 30 名を加えた 75 名とし、2019 年度、2020 年度、2021 年度については入学定員を充足している（大学基礎データ表 2）。

編入学定員については、国際交流学部国際交流学科の 2 年次編入学において入学定員 4 名を設けている。過去 5 年間の入学者数の推移は大学基礎データ表 2 の通りであり、2018 年度以外は入学定員を満たしていない（大学基礎データ表 2）。編入学制度については、本学が求める学力を身につけたより多くの志願者を得るための取組について、検討する必要がある。

大学院については、志願者が少ない状況が続いており、いずれの研究科も収容定員を充足していない状況である。2021 年度収容定員充足率は、博士前期課程・修士課程では、人文科学研究科 0.25、音楽研究科 0.24、国際交流研究科 0.33、博士後期課程では、人文科学研究科 0.24、国際交流研究科 0.00 であり、国際交流研究科博士後期課程では、2017 年度以降志願者数 0 名の状況が続いている（大学基礎データ表 2）。

編入学定員及び大学院の収容定員の管理については、第 2 期認証評価においても定員未充足との指摘を受けた事項である。2019 年度に改善報告書を提出した後も、各研究科ともに、収容定員充足率の改善に向けて、各研究科及び入試関係の委員会を中心に、大学院案内の作成や進学説明会の開催などの広報活動を行い対策を講じているが、結果として好転していない。特に大学院の収容定員未充足については、全学内部質保証推進委員会においても全学的な課題として捉えており、「検証結果に基づく行動計画」にも掲げ、検証と改善策の検討を行っていくこととしている。（資料 2-35）

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各年度の入試実施に関する適切性については、毎年、年度当初の入試 MM 委員会において、前年度入試に関するさまざまなデータを資料として提出し、入試結果を検証するとともに、広報活動や次年度以降の入試制度見直し等の入試戦略の参考としている。また、5 月に実施する入試関係教員会議では、前年度入試問題に関する正答率や得点分布等の資料により、問題作成委員会単位で前年度の入試問題の検証を行っており、次年度入試の問題作成の参考としている。また、入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等について、入試部門と教務部門が連携し、入試種別ごとに学生の学修状況等の分析を行い、今後に向けた改善事項の有無について検討している（資料 5-18）。

入試実施も含めた学生の受け入れ全体に関する適切性については、各学部・研究科及び入試課において毎年度行う自己点検・評価で確認している（資料 2-26 pp.29-30、資料 2-27 pp.8-9、pp.19-20、pp.31-32、pp.43-44、pp.55-56、pp.66-67）。各学部・研究科においては、学部長・研究科長、学科主任・専攻主任、教務主任・教務責任者、入試主任・入試責任者等で構成される主任等会議において毎年自己点検・評価シートをもとに点検・評価を実施し、各学部教授会及び研究科委員会で確認、共有することとしている。入試課については、入試 MM 委員会において自己点検・評価シートをもとに点検・評価を行っている。入試課及び各学部・研究科における自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された点検・評価結果は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に文書で報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題等について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果にもとづく行動計画」としてまとめ、当該部門に対し、適切な対応を求めることとしている（資料 2-35）。学生の受け入れに関しては、大学院の収容定員未充足の課題がこれに該当しており、入試課及び各研究科長に対し、改善に向けて取り組むよう要請している。また、2021 年度には、学部入試における近年の志願者数や入学者数が低調であることの結果を受けて、全学内部質保証推進委員会において外部業者による「非出願調査」を実施した。「非出願調査」では、2021 年度入試に向けて本学の資料を請求したりオープンキャンパスに来場したりしていながら、結果的に本学に出願しなかった人たちを対象に、出願しなかった理由や実際の入学先、本学に対する印象などを質問した。その調査結果をもとにして大学入試委員会を中心に検討し、2023 年度入試に向けて入試制度の変更を行った（資料 5-19～5-20【Web】）。

5.2. 長所・特色

なし。

5.3. 問題点

- ・大学院における収容定員に対する在籍学生数比率について、博士前期課程・修士課程、博士後期課程ともに全研究科において未充足の状況にある。特に、国際交流研究科国際交流専攻博士後期課程においては、2018 年度以降 0.00 の状態が続いていることから、改善に向けた対応が必要である。
- ・国際交流学部 of 2 年次編入学について、2019 年度以降、入学定員 4 名を充足していないことから、改善に向けた対応が必要である。

5.4. 全体のまとめ

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）をふまえて入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を設定しており、学部においては学科ごとに、大学院においては専攻ごとに定め公表している。

入学者選抜は、大学入試委員会を中心に方針を定めるとともに、学生募集及び入学者選抜を適切に行うための体制も整備し、公平性に配慮し適正に実施されている。受験生への入試情報提供も、各種媒体を通した入試広報と共に十分になされている。

入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は、学部においては適正な範囲となっているが、国際交流学部の 2 年次編入においては、入学定員未充足の状態が続いており、改善に向けた対応が必要である。大学院においては、博士前期課程・修士課程、博士後期課程ともに全研究科において未充足の状態にある。特に、国際交流研究科国際交流専攻博士後期課程においては、2018 年度以降 0.00 の状態が続いていることから、改善に向けた対応が必要である。

学生の受け入れ全体に関する適切性については、入試課及び各学部・研究科において毎年度自己点検・評価を実施し確認している。入試課及び各学部・研究科における自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、課題等を全学的に確認することとしている。自己点検・評価委員会で確認された点検・評価結果は、自己点検・評価委員長である事業推進担当副学長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に文書で報告している。全学内部質保証推進委員会では、改善に向けて全学的に取り組むべき課題等を抽出し、それをもとに学長が「検証結果に基づく行動計画」をまとめ、当該部門に対し、適切な対応を求めることとしている。学生の受け入れに関しては、大学院の収容定員未充足の課題がこれに該当しており、入試課及び各研究科長に対し、改善に向けて取り組むよう要請している。また、2021 年度には、学部入試における近年の志願者数や入学者数の低調傾向を受けて「非出願調査」を実施し、その調査結果などをもとにして大学入試委員会を中心に検討し、2023 年度入試に向けた入試制度の変更を行った。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を制定しており、この中で「教員・教員組織に関する方針」を定めている。

本学は、理念・目的の実現のために、建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材によって教員組織を編成する。

教員組織の編成にあたっては、「大学設置基準」等関連法令にもとづいて教員を配置するとともに、長期的な計画のもと教員の年齢構成・ジェンダーバランス・国際性等に配慮する。

各学部・研究科では、それぞれの「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）や「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）にかなった教員組織を目指すとともに、建学以来大切にしてきた少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる。

教員の募集・採用・昇任の際は、教育活動、研究活動、社会活動等に関する業績を評価し、透明性と公平性を確保する。また教員の資質の向上を図るための方策を常に講じる。

「教員・教員組織に関する方針」は、教授会・研究科委員会で資料を配布するとともに、大学公式サイトでも公表し、教職員間で内容を共有している（資料 6-1、6-2 【Web】）。

また、合わせて、各学部・研究科で教員組織の編成方針を明文化している。各学部・研究科の教員組織の編成方針は、上記大学全体の「教員・教員組織に関する方針」を踏まえ、「1.専門分野・教員配置」「2.教育課程や学部運営における教員の役割分担」「3.教員構成」「4.教員人事」「5.教員の資質向上」で構成されている。それぞれの専門分野や研究領域に適合し、かつ、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」）の実現にふさわしい教員組織を編成することを定めている。大学全体の「教員・教員組織に関する方針」と同様に、各学部・研究科の教員組織の編成方針も、教職員間で内容を共有し、大学公式サイトにおいて公表している。（資料 6-3 【Web】）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学の教員組織は、大学設置基準及び教員組織の編成方針に基づき、各学部学科、各研究科専攻及び大学全体の教育研究上の目的を達成するために適正な教員を配置し、編成方針に沿った教員組織を整備している。2021年5月1日現在の専任教員数は大学基礎データ表1のとおりであり、学部、大学院ともに大学設置基準に定められた必要数を満たしている（大学基礎データ表1）（基礎要件確認シート17）。

なお、国際交流研究科国際交流専攻博士前期課程及び博士後期課程では、基準教員数を20名（研究指導教員10名（うち、教授数7名）、研究指導補助教員10名）として教員組織を編成していたが、算定された根拠について、現行カリキュラムもふまえて検証した結果、研究科としてあらためて基準教員数の検討が必要であるとの結論に至った。文部科学省にも大学院における基準教員数の考え方について確認したうえで、研究科内で見直しを行い、各研究群（第1群「グローバリゼーション研究」、第2群「グローバリゼーションと地域社会」、第3群「グローバリゼーションと日本」）にそれぞれ3名の教員（研究指導教員2名、研究指導補助教員1名）を配置することを基準とすることとし、2020年度第8回国際交流研究科委員会（2020年12月2日開催）及び2020年度第9回大学院委員会（2021年1月13日）で審議・承認された。この基準教員数の考え方をふまえ、博士後期課程のCPも一部修正を行った（資料6-4～6-6）。

授業科目の担当教員の配置については、各学科による原案をもとに、教務主任が委員長となり組織される学部教務委員会及び大学教務委員会の議を経て、教授会又は研究科委員会で決定される。特に必修科目については主に専任教員が担当するよう留意している。大学教務委員会、大学評議会、大学院委員会では、毎年度、専兼比率を確認している（資料4-40～4-42、4-10、4-37、2-9、2-10）。また、本学が教育目標を達成するために特に必要な科目及び分野を担当する教員として、特任教授、外国人契約教員、嘱託教員、客員教員などの任期付専任教員の制度を設けている。学士課程における授業科目の担当状況は、大学基礎データ表4のとおりである。個人実技の多い演奏学科を除いた各学科専門科目

の必修科目の専任担当率は、85.7%～100%であり、適切な編成がなされている（大学基礎データ表 4）。

教員構成については、学部・研究科の教育研究目的に即した教員を配置するとともに、大学全体及び各学部の教員組織の編成方針のとおり、年齢構成・ジェンダーバランス・国際性に配慮することとしている。例えば、国際交流学部では、カリキュラムに対応して「国際協力」「文化交流」「人間環境」の各プログラム内の多彩な専門科目を教授する上で必要とされる資質・能力を持つ教員を配置するとともに、実務経験や国際性、女性教員の比率にも配慮した採用人事を行うことで、時代状況に応じた教員編成としている。2021 年度は、専任教員 27 名のうち、外国籍の教員は 3 名（アルゼンチン、韓国、オーストラリア）、女性教員は 12 名である（資料 6-7）。

また、音楽学部では、最新の音楽界の情報をいち早く教育内容に活かせるよう、当該分野を専門とする任期付の嘱託教員を採用することにより、教育研究活動の活性化を図っている。

文学部では、教員の男女比の適切なバランスが保たれるよう配慮している。2021 年度の各学科の女性教員比率は、英語英米文学科では 20%、日本語日本文学科は 50%、コミュニケーション学科では 30%である。

教員組織における年齢構成は、大学基礎データ表 5 のとおりである（大学基礎データ表 5）。学士課程全体でみた場合、60 歳以上が 21.1%、50 歳台が 40.8%、40 歳台が 31.6%、39 歳以下が 6.6%となっている。

各研究科における授業科目担当教員・研究指導教員の資格については、大学院設置基準に規定される教員の要件に基づき、研究科ごとに「教員資格審査ガイドライン」を定めている。授業科目との適合性も併せて厳格に審査を行い、担当教員を配置している（資料 6-8～6-10）。

専任教員の担当授業時間やコマ数については「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」「専任教員服務規程」に定められている。また、任期付専任教員の基準コマ数は個別の契約や別の規程で対応している。一方、役職に就いている教員の負担に対する措置も「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」「副学長に関する規程」に定められており、適正な配慮がなされている（資料 6-11～6-13）。

学士課程における教養教育を運営する組織としては、全学教養教育機構（CLA: Center for the Liberal Arts）（以下、「全学教養教育機構（CLA）」）を設置している（資料 3-3）。本学における全学教養教育の推進を通じて、学士課程教育の質の向上並びに学則第 1 条の目的及び使命を達成することを目的としている。これに基づき、全学教養教育機構（CLA）では、本学における共通科目である「CLA コア科目」、「語学科目」、外国人留学生に関する授業科目「留学生科目」の運営に必要な事項を検討するとともに、その適切性の検証と改革に取り組んでいる。全学教養教育機構長は全学教育担当副学長が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター担当嘱託教員が所属する。運営にあたっては、全学的基本方針を策定する全学教養教育機構（CLA）会議（議長：学長）、人事を含む教育研究事業及び活動全般を扱う全学教養教育機構（CLA）運営会議（委員長：全学教養教育機構長（全学教育担当副学長））、CLA コア科目の実施・運営を担う CLA コア科目運営委員会（委員長：委員の互選）をそれぞれ

置き、全学的な方針のもとで運営する体制となっている（資料 6-14～6-16）。CLA コア科目は、各学部にも所属する専任教員も授業を担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実を図っている。

語学教育に関しては、語学教育の充実を図るために設置している言語センター（センター長は教務部長が兼ねる）を運営するための言語センター運営委員会とそのもとに置かれた英語教育運営委員会、初習外国語教育運営委員会、において、教育の方針やカリキュラムの編成などを審議している（資料 6-17～6-19）。また、留学生科目に関しては、留学生科目委員会において運営に関する審議を行っている（資料 6-20）。語学科目や留学生科目に関しても、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員のみならず、専任教員も授業を担当している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学では、教員の任用形態及び資格について「大学教員区分及び資格基準」に定めている（資料 6-21）。

採用・昇任及びその手続きについて、専任教員は「大学専任教員任用規程」及び各学部の「専任教員の任用に関する内規」に規定、明記している。また、期間を定めて嘱託として任用する教員については、「特任教授規程」「大学任期付専任教員任用規程」「大学任期付専任教員任用規程施行細則」「外国語契約教員任用規程」「語学教育担当嘱託教員任用規程」「留学生担当嘱託教員任用規程」「音楽学部嘱託教員任用規程」「情報センター担当嘱託教員任用規程」「客員教員規程」を整備し、任用手続等について定めている。非常勤教員については、「非常勤教員任用規程」において任用手続き等について定めている（資料 6-22～6-35）。

大学院における研究指導教員、研究指導補助教員については、「大学院担当教員に関する内規」に基づき、各学部で採用・昇任した教員が、大学院担当教員としての審査を経て兼担で教育・研究にあたっている。なお、大学院担当教員の資格の基準については、各研究科において「教員資格審査ガイドライン」として整備し運用している（資料 6-36、6-8～6-10）。

教員の募集については、公募制をとっており、公募要項には、求める教員の資格等について明記している。公募は、大学公式サイトのほか、各関係機関に対し求人を依頼するなど、広く募集し、厳正な審査を行っている。

採用については、「大学専任教員任用規程」第 7 条に「採用手続及び手続」が、昇任については、「大学専任教員任用規程」第 8 条に「昇任手続及び手続」が定められている。

採用・昇任に際しては、各学部教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会又は審査委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考又は審査を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している（資料 6-22）。例えば、文学部での採用においては、教員人事の方向性について、各学科主任・

教務主任・入試主任・大学評議員で構成される学科等主任会議で事前協議し、当該学科において学科内の諸条件を勘案したうえで、教育、研究分野等に関する具体的な方針を定める（資料 2-28）。教授会は当該学科の提案を受けて審議し、承認したうえで「文学部専任教員の任用に関する内規」によって人事選考委員会を設置する（資料 4-37、6-23）。委員会の委員は、各学科から選考・審査に相応しい委員が投票によって選出される。昇任の場合も同様の手続きを経て人事審査委員会が組織される。いずれも研究業績は学部で定めた基準に則ったポイントで計算し、学位の有無、教育活動なども重視しつつ、公正な選考・審査を行う。その結果を教授会に諮り、投票によって承認を行うという手続きをとっている。また、研究業績偏重への対策として、新規採用の場合、応募書類に「教育についての課題論文」を課し、また、選考面接の際には「模擬授業」を実施して、研究のみを審査することがないように注意している。

非常勤教員の任用については、「大学非常勤教員任用規程」に定めており、任用手続きは、担当する授業科目の区分に応じて審議する会議体が定められている。（資料 6-35）

大学院担当教員の審査については、「大学院担当教員に関する内規」及び各研究科で定める「教員資格審査ガイドライン」に基づき行われている。例えば人文科学研究科においては、人文科学研究科委員会にて選出及び推薦によって組織された審査委員会によって、公正かつ厳正に行われ、その結果を人文科学研究科委員会に諮り、投票によって承認を受けるという手続きをとっている。人文科学研究科における非常勤講師の採用についてもこのガイドラインを援用することとしている（資料 6-36、6-8～6-10）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を全学的に推進している。FD活動の推進にあたり、学長を委員長とする FD 委員会と、学部長を委員長とし、学科主任、教務主任及び学部・研究科選出委員により構成される学部・研究科 FD 委員会を設置している。教育の質的向上という課題に、全学的な視点と、学部・研究科の視点から検討することで、より実効性のある FD 活動の展開を目指している（資料 6-37～6-40）。

FD 委員会では、全学的な教育支援施策の企画・立案、推進を担っている。毎年の活動としては、各種調査の実施（学生による授業評価アンケート、学修行動調査、卒業生アンケートによる学生の学修実態の把握）、調査結果にもとづく教育改善への取組（シラバス点検、授業参観、成績分布の公表）、FD に関する情報収集と学内の啓発活動（学外講師による講演会、本学教員によるワークショップ・勉強会の開催）などがあげられる。アンケートや調査の結果は、FD 委員会のほか、各学部教授会へも報告し、全学的な共有をはかっている。また学修行動調査については、毎年、分析方針を決定しており、学生の入学後から現在までの学修行動についての自己評価をプログラムごとに点検している（資料 4-

55)。

学内の啓発活動については、2020年度は「卒業生の評価」をテーマとした講演会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止することとし、これに代えて、遠隔授業に関するFD勉強会「遠隔授業の特徴を活かした授業運営とは～これまでの振り返りとコロナ後の活用に向けて～」を開催し、オンラインのメリット・デメリットや効果的な取組事例等を共有する機会とした(資料6-41【Web】 pp.5-12)。FDワークショップとしては、本学の強みである語学教育の更なる発展を目的に、2015年度から「外国語による教授法プロジェクト」を実施している。2020年度は、2021年度から開始する語学教育の新カリキュラムに関するトークセッションを行った(資料6-41【Web】 pp.1-4)。2021年度は「対面及び遠隔授業」をテーマに、FD講演会「ハイブリッド授業の特徴について考える」を開催した。この講演会には学生も参加し、履修者の声を聞く貴重な機会となった(資料6-42【Web】)。このほかに、FD勉強会として「データサイエンス勉強会」「学生支援を考える～私たちはどのように受け入れ、どのように支えるのか～」を実施した。

上述のとおり、全学的なFD活動は計画的かつ活発に取り組まれている。一方で、学部・研究科や各カリキュラム単位での取組は所管委員会に委ねられており、実施頻度にばらつきがあることから、2021年度から、各所管主催のFD勉強会を年に1回以上開催することを2020年度第8回FD委員会で決定した(資料6-43)。各学部におけるFD活動は、それぞれの教育課程における教育改善をテーマに勉強会やワークショップを実施することとしている。例えば音楽学部では、2019年度に学部を改組統合したことを踏まえ、学年進捗とともに展開していく新しい音楽学部におけるカリキュラムを、全ての専任教員がより深く理解するための勉強会を開催している。2020年度は新規分野を担当する教員を講師として、「サウンドデザインの現場から」「アメリカの歌劇場運営とアーティスト教育」「資料にみる江戸時代の歌舞伎音楽」を、2021年度は「学生指導について～教育心理・教職課程の立場から」、「VOCALOIDから読み解く音楽テクノロジーとイノベーション」を開催した。国際交流学部では、2019年度に、プログラム制導入の効果と問題点の検証をテーマとするワークショップを開催した結果、近年、「人間環境」プログラムを選択する学生が多い一方で開講科目数が少ないことが確認されたほか、社会におけるジェンダー平等への関心の高まりを受けて、定年退職に伴う教員の公募の方針を「ジェンダーと法」に決定する契機とするなど、国際交流学部における教育の質的向上に資する活動が展開された。2021年度も「導入演習」「ライティング指導」「初年次教育」をテーマに3回の勉強会を開催した。

大学院におけるFD活動については、これまで自己点検・評価においても課題としてあげられてきたが、2021年度の各研究科の事業計画に「FD活動の充実」を置き、また、3研究科の各専攻の人材養成目的の策定や、国際交流研究科博士前期課程・博士後期課程のコースワーク・リサーチワークの設定を含めたカリキュラムの見直しをFD活動の一環として行った。また、音楽研究科では、2023年度以降の音楽研究科の新たな体制の検討を兼ねて、選択科目のあり方に関する勉強会を実施した。

その他、CLAコア科目運営委員会では、2020年度に完成年度を迎えたCLAコア科目の振り返りと今後の在り方について、認識を共有し継承していくための勉強会を実施し

た。また、留学生科目運営委員会では、留学生が抱えている日本語学習における課題や専門科目等で必要とされる対応について認識や理解を深めることを目的とした勉強会を実施した（基礎要件確認シート 18）（資料 6-44）。

なお、FD 委員会では、各所管主催の FD 勉強会の活発な活動を継続させるため、2022 年度も各所管において年度中に 1 回以上の FD 活動を行うことを決定した（資料 6-45、6-46）

教員の教育活動、研究活動、社会活動については、大学公式サイトで公表している（資料 6-47【Web】）。教育活動及び研究活動については、教員の任用及び昇任の際に評価の対象とし、その結果を重要な資料として活用している。一方で、社会活動については、分野や目的により教員の採用、昇任昇格の判断材料の対象としている事例もあるが、教育研究の向上のために活用する仕組みが十分に整備されているとはいえない（資料 6-22～6-25、6-48～6-50）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、各学部・研究科、全学教養教育機構（CLA）、教務課において毎年度行う自己点検・評価で確認している（資料 2-26 pp.31-38、資料 2-27 pp.10-12、pp.21-23、pp.33-35、pp.45-47、pp.57-58、pp.68-70）。各学部・研究科においては、学部長・研究科長、学科主任・専攻主任、教務主任・教務責任者、入試主任・入試責任者等で構成される主任等会議において自己点検・評価シートをもとに点検・評価を行い、各学部教授会・研究科委員会に報告している。全学教養教育機構（CLA）は全学教養教育機構会議、教務課は大学教務委員会において点検・評価を行っている。これらの自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、課題等を全学的に確認することとしている（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された点検・評価結果は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に文書で報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、改善に向けて全学的に取り組むべき課題等を抽出し、それをもとに学長が「検証結果に基づく行動計画」をまとめ、当該部門に対し、適切な対応を求めることとしている（資料 2-35）。教員・教員組織に関しては教員の社会活動を評価する仕組みが十分に整備されていないことを課題としており、関連する部門・委員会に対し、検討を進めるよう要請している。

6.2. 長所・特色

音楽学部では、音楽と社会を結びつけ、新しい価値を見出していくという学部の目的を達成するために、音楽界の先端的な分野を専門とする教員を任期付嘱託教員とする制度を設けている。

6.3. 問題点

- ・FD 活動について、大学全体の取組は活発に行われているが、各学部・研究科などカリキュラム単位での取組は各所管に委ねられており、ばらつきがある。2021 年度には FD 委員会の働きかけもあり各所管において活発な FD 活動が行われたが、これを継続していくことが必要である。
- ・教員の教育活動、研究活動、社会活動の評価について、教育活動と研究活動に関しては教員の任用及び昇任の際に評価の対象として活用しているが、社会活動については教育研究の向上のために活用する仕組みが十分に整備されていないため、検討が必要である。

6.4. 全体のまとめ

本学では、「教員・教員組織に関する方針」を定め、これに基づき、各学部・研究科の教員組織の編成方針を策定し、大学公式サイトに公表している。

本学の教員組織は、大学設置基準及び教員組織の編成方針に基づき、各学部学科、各研究科専攻及び大学全体の教育研究上の目的を達成するために適正な教員を配置し教員組織を整備している。また、大学全体及び各学部の教員組織の編成方針のとおり、年齢構成・ジェンダーバランス・国際性に配慮することとしている。授業科目の担当教員の配置については、授業担当負担へも配慮しつつ、各学科による原案をもとに、各学部教務委員会、大学教務委員会、各学部教授会、大学評議会で毎年度、専兼比率を確認の上、必修科目については主に専任教員が担当するよう配慮している。

教員の募集、任用、昇任に関しては、「大学専任教員任用規程」に基づき適切に行われている。各学部教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会又は審査委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考又は審査を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議、大学評議会及び法人本部諸会議の議を経て任用している。

FD 活動については、学長を委員長とする FD 委員会を設置し、教育活動全般の改善・向上に関する取組を推進している。2021 年度は、各学部・研究科 FD 委員会、各カリキュラム単位においても、それぞれの教育課程における質の向上に向けて勉強会やワークショップを活発に実施した。

教員の教育活動、研究活動、社会活動については、大学公式サイトで公表している。なお、教育活動及び研究活動については、教員の任用及び昇任の際に評価の対象とし、その結果を重要な資料として活用しているが、社会活動については、教育研究の向上のために活用する仕組みが十分に整備されていないため、検討が必要である。

教員組織の適切性については、各学部・研究科、全学教養教育機構（CLA）、教務課において毎年度行う自己点検・評価で確認している。これらの自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、課題等を全学的に確認することとしている。自己点検・評価委員会で確認された点検・評価結果は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に文書で報告している。全学内部質保証推進委員会では、改善に向けて全学的に取り組むべき課題等を抽出し、それをもとに学長が「検証結果に基づく行動計画」をまとめ、当該部門に対し、適切な対応を求めることとしている。教員・教員組織に関しては、教員の社会活動を評価する仕組みが十分に整

備されていないことを課題としており、関連する部門・委員会に対し、検討を進めるよう要請している。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を制定しており、この中で、学生が安心・安全な環境で学修に専念でき、豊かな人間性を身に付け、自らの資質と能力を十分に発揮することができるように「学生支援に関する方針」を定めている。方針は、「修学支援に関する方針」、「生活支援に関する方針」、「進路支援に関する方針」、「国際交流に関する方針」により構成しており、大学公式サイトにおいて公表している（資料 7-1 【Web】）。

本学は、理念・目的の実現のために、学生が、安心・安全な環境で学修に専念でき、豊かな人間性を身に付け、自らの資質と能力を十分に発揮することができるようにすることを通して、一人ひとりに行き届く、以下の支援を行う。

修学支援に関する方針

修学に関しては、学生の状況に応じた自律的学修等の促進支援をはじめ、経済支援、障がいを持つ学生への支援など、円滑な学生生活を可能にするための支援を行う。

生活支援に関する方針

生活に関しては、学生の心身両面での健康の保持・増進、学生の人権の擁護、また、豊かな人間性を涵養する課外活動の推進を通じて支援を行う。

進路支援に関する方針

進路に関しては、主体的なキャリア選択を可能にする、一人ひとりに則した就職・キャリア形成のための支援を行う。

国際交流に関する方針

国際交流に関しては、本学に在学する留学生及び留学を志す学生に対する支援に加え、総合的な支援を行う。

さらにより具体的な支援方針を示すものとして、「障がい学生支援に関する基本方針」、「ハラスメント防止の基本方針」、「ハラスメントに関するガイドライン」を制定している。「学生支援に関する方針」とともに教職員間で共有し、学生支援に関する取組を検討する

際の基本的な考え方としている（資料 7-2【Web】、7-3【Web】、7-4）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施
・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・正課外教育 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施
・学生の相談に応じる体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施
・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施
評価の視点 7：国際交流活動に関する適切な支援の実施
・留学を希望する学生への支援体制の整備 ・受入留学生に対する修学支援

本学では、安心・安全な学生生活を保障し、学生が支障なく、かつ、より充実した大学生活を送ることができるよう、修学支援、生活支援、進路支援を担う中心的組織として、教務課、学生課、就職課、学生支援センター各室（保健室、学生相談室、バリアフリー推進室）を設けている（資料 3-7）。海外からの留学生支援と海外留学をする学生の支援については国際課が担当している。

委員会組織としては、修学支援に関しては大学教務委員会とそのもとに置かれる各学部教務委員会を中心とした各種委員会、生活支援に関しては学生委員会と学生支援センター運営委員会、進路支援に関しては就職委員会、留学生支援と海外留学を希望する学生

の支援については国際センター委員会が置かれ、学生支援に関わる諸問題に対応している。これらの事務部門や各種委員会と、各学部学科や専任教員が担当するアカデミック・アドバイザーが適宜連携する形で学生の状況を把握し、多面的な学生支援を行っている（資料 4-10、資料 7-5～7-8、資料 1-5 p.18）。

1 学生の修学に関する支援

(1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育

本学では各学部で初年次教育科目を配置し、文章の書き方、調べ方、プレゼンテーションの方法など、高校までの学びと大学入学後の学びを接続する学修を行っている。語学科目については、授業外の時間帯に「語学学習カウンセリング」や「語学カフェ」の制度を設け、学生の語学学習を支援している。「語学学習カウンセリング」は、学生が個別に語学の指導やアドバイスを受けることのできる制度で、ライティングの指導、検定試験対策や留学相談の他、語学学習に関わるさまざまな質問や相談に対応している。「語学カフェ」は、昼休みに語学担当のネイティブ教員や学生が言語センターに集まり、さまざまなトピックスでディスカッションを行うことをとおして、学生がコミュニケーションスキルを磨くことや、多文化への理解を深め、外国語の学習意欲をさらに高めることを目的としている。どちらの制度も、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、朝鮮語の 6 言語で実施している。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業が中心であったことから、オンラインでの実施となった（資料 4-24 【Web】）。また、奨学会からの助成によって運営される語学検定試験受験料補助の制度を設け、語学検定試験の受験料の一部を補助することにより、語学検定試験受験のサポートを通じて、学生の語学力の伸長を支援している（資料 4-25）。

さらに、現在、ライティング支援を中心とした学修サポートセンターの設置を計画している。2021 年度は本学の学生に必要な支援を探るため、1・2 年次生を対象にライティング指導予備調査等を実施し、試行的な活動を行うとともに、2022 年 4 月の開設に向けて体制の構築や本格稼働に向けた準備を進めた（資料 3-12～3-14）。

(2) 成績不振の学生の状況把握と指導、休学者、退学希望者の状況把握と対応

本学では留年制度は設けていないが、専任教員によるアカデミック・アドバイザー制度を導入し、1 学期の修得単位数と成績が基準に満たず、通常の卒業が危ぶまれる学生を特別指導対象学生として、各学期の始めと学期中（月 1 回）に定期的な面談を実施し、学生の状況把握と学修全般の指導・助言を行っている。特別指導対象となる状態が続いた場合には、さらに修学指導対象として、教務部長が段階に応じた学修姿勢・学生生活の見直しに関する修学指導を行っている（資料 1-5 p.21、p.18）。

休学希望・退学希望の状況については、まず事務担当である教務課において集約される。休学希望者については、休学時に所属学科の学科主任が面談を行い、学生の状況を把握することとしている。特に健康上の理由による休学者が復学する際には、学生支援センターや保健室を通じて校医との面談を行い、学修に支障のない状況であることを確認するなど、適切な復学支援につなげるよう配慮がなされている。退学希望者についても、学科主任が面談を行い、退学を希望する理由や経済的・身体的状況の把握を行い、

必要に応じて学生支援センターによる支援につなげている（資料 1-5 pp.160-161）。

(3) 奨学金その他の経済的支援の整備

学生への経済的支援は、日本学生支援機構の奨学金制度を基本としつつ、本学独自の奨学金を目的別に設けている（資料 7-9、7-10）。貸与奨学金としては、日本学生支援機構奨学金受給者でさらに奨学金を必要とする場合の「フェリス女学院大学奨学金」「フェリス女学院大学大学院奨学金」、学納金の納付遅延を申し出たものを対象とした「旧フェリス女学院短期大学家政科同窓会りべるて奨学金」、一時的又は緊急に生活資金の援助が必要な場合の「フェリス女学院大学奨学会短期貸付金」を運用している。給付奨学金としては、経済支援給付奨学金、石間奨学金、音楽学部・音楽研究科対象の「三宅賞」「器楽部門賞」「音楽芸術部門賞」「江口奨学金」、障がい学生を対象とした「障がい学生奨学金」、奨学会による支援制度である「学業成績優秀者給付奨学金」「自己研鑽給付奨学金」を設けている（大学基礎データ表 7）（資料 7-11～7-25）。また、2020 年度からは、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」の対象機関にも指定されている。奨学金以外の経済的支援制度としては、学生納付金遅延制度も設けている（資料 7-26 p.121）。

なお、2020 年度は、コロナ禍において経済的理由による退学者を一人も出さないことを目標に、支援策の一つとして、1 ヶ月 5 万円を上限に必要な時期に随時申し込みを受け付ける制度「フェリス女学院大学短期奨学金」を新設した。（資料 7-27）。2020 年度は述べ 33 名に 164 万円を貸与した。このほかにも、留学する学生を対象に、授業料の減免や渡航費用の補助を目的とした奨学金を整備している（資料 7-28 pp.49-51）。

授業料や奨学金制度・学生納付金遅延制度などの経済的支援に関する情報は、本学公式サイト及び学生に毎年配布する『Schedule&Diary Handbook』に掲載し、周知している（資料 7-29【Web】、7-30【Web】）。また、学生ポータルサイト「FerrisPassport」に「奨学金関連」のコーナーを設け、日本学生支援機構や本学の奨学金のほか、地方公共団体・民間団体からの募集案内等も掲載し、周知している。

(4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生への支援は、「障がい学生支援規程」及び「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、バリアフリー推進室が中核となり、学生スタッフとともにピア・サポートを中心とした支援を行っている（資料 7-31、7-2【Web】、7-32）。入学試験受験前に受験生から修学上の支援の申し出があった場合は、入試課、教務課、学生課、学生支援センター、場合によっては受験する学科の教員も交えて支援内容を確認し、受験生とその保護者の理解を得たうえで受験させている。入学後も、授業や学生生活上の支援の具体的な内容について、毎月開催する障がい学生支援連絡会及び不定期開催の障がい学生支援委員会において、個々の学生の障がいの状況や要望を共有すると共に、期初に開催する障がい学生支援委員会で決定した各障がい学生への修学上の配慮について、在籍する学科の協力を得ながら、修学・生活面の両面を通じた支援を調整している（資料 7-33～7-35）。

授業での情報保障や生活上のサポートは主にバリアフリー推進室の学生スタッフが

担っており、視覚障がい学生への対面朗読、教材のテキストデータ化、移動補助などを始めとした支援を行っている。また、入学式、学位授与式においては学生スタッフによるノートテイクなども行っている。2020年度は遠隔授業が中心となったことから、授業サポートも遠隔を中心に実施した。今後は、支援内容に対する障がい学生からの申し立て窓口を設置し、学生のニーズとのマッチングに配慮した支援を目指すこととしている。

2 学生の生活に関する支援

(1) 学生の相談に応じる体制の整備

学生の生活上の相談・支援は、学生支援センターの各室が中心に担っている。学生支援センターには、保健室・学生相談室・バリアフリー推進室が設置されており、それぞれ、保健師、臨床心理士、社会福祉士等の専門職員が配置され、学生の相談内容に応じた支援を行っている（資料 3-7）。各室の室長は学生課長が兼ねており、各室のメンバーと室長による「シェアミーティング」を週 1 回開催し、連携を図ることで円滑な支援体制を構築している。学生は大学生活の様々な場面で支援を求めるサインを発しており、学生支援センターのみならず、学生課、教務課、就職課、国際課等の学生対応部門とも連携し、課題を抱えた学生の早期キャッチアップを目指している。

(2) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮は、学生支援センターの保健室、学生相談室を中心に実施している。保健室では、保健師 2～3 名が常駐し日常的な支援を行っているほか、校医による健康相談（内科・婦人科・精神科・心療内科）を行っている。また、学生が自身の健康を管理し充実した大学生活を送るためのサポートとして「ヘルスセミナー」を開催し、婦人科に関すること、体脂肪率の測定、ダイエット方法、アルコールパッチテスト、栄養指導などをテーマに保健師がアドバイスをを行っている（資料 7-36）。

学生相談室では、臨床心理士・公認心理師のカウンセラーが常駐し、学生の個別カウンセリングや、状況に応じて心理検査等を実施している（資料 7-37）。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、年間を通じて遠隔授業が中心となったことから、保健室、学生相談室への相談や校医面談をオンラインでも対応できるようにした。

なお、学生支援センター各室は、教職員が学生の対応について相談する窓口としての役割も担っており、教職員に対してガイドブック「多様な学生支援のために」を毎年配布し、学生対応の一助としている（資料 7-38）。

(3) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメントについては、本学では、すべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、ハラスメントの無い環境の中で、学修・研究・就業に専念できるよう、ハラスメント防止のための「基本方針」及び「ハラスメントに関するガイドライン」を定め、ハラスメントの定義、ハラスメントが生じた場合の相談窓口等を明示している（資料 7-3

【Web】、資 7-4)。

具体的なハラスメントの防止・相談等の対応は、大学ハラスメント防止委員会が担当している（資料 7-39）。学生の相談窓口として、本学ハラスメント専門相談員（学外相談員）の連絡先を開示しているほか、学生相談室、保健室、学生課を案内している。

小規模、女子大学という本学の特長は、教職員との距離の近さやきめ細やかな支援などの大きなメリットであると同時に、ハラスメントが起りやすい環境でもあることを教職員が十分に自覚して指導・業務に当たるようにしており、ハラスメント防止に向けた啓発活動として、毎年度リーフレットの配布や研修会等を実施している（資料 7-40、7-41、7-4、7-42、7-43）。

3 学生の進路に関する支援

(1) キャリア教育の実施

学生の進路支援に関しては、本学では、就職活動のみを対象とするのではなく、正課・正課外を含めた 4 年間の学生生活をとおして行うべきものであるとの認識のもと、取り組んでいる。

本学のキャリア教育は、授業科目と、就職課によるキャリア講座やサポートプログラムとで構成されている。

授業科目は、主に共通科目である CLA コア科目で展開され、段階ごとに「キャリア形成の理解」「キャリア系の知識を深める」「社会人基礎力の習得と実践」といった科目が展開されている（資料 1-5 p.53）。また、単位認定されるインターンシップとして「キャリア実習（短期・長期）」を開講している（資料 4-5）。「キャリア実習」は、企業や団体で実際の業務をらせていただくことで、働くことのリアルを学ぶことができる授業である。カリキュラム内では、実習前の研修を行い、ビジネスマナーや受入先の事業に関する学修、実習における目標を立てることで、学びを深める工夫をしている。過去の参加者が次年度の実習生を支援するピア・サポート制度や、実習終了後に、受入先・担当教員・就職課職員 3 者からのフィードバックの機会を設けるなど、多面的な気づきが得られるような仕組みも取り入れている。さらに、仕事を通じて、自身がどのように社会や他者の役に立つのかを意識し、働くうえで自分の強みをどのように活かせるか考えられるよう事前研修で指導している。これにより、「キャリア実習」での学びを通じて、本学の教育理念である「For others」が社会でどのように役立てられるのかを理解することに繋げている。このような、学びの量・質ともに高める工夫を講じていることが評価され、「2020 年度夏季キャリア実習」が「第 4 回学生が選ぶインターンシップアワード」（運営事務局：株式会社マイナビ）で優秀賞を授賞した（資料 4-6【Web】）。

各学科の専門科目にも、産業構造や労働環境について扱う講義科目や、グループワークやプロジェクト学修などの実習・演習科目がある。例えば音楽学部音楽芸術学科は、音楽の学びをとおして新たな価値を創造し、文化やビジネスシーンで活躍する人材を育成することを掲げており、アクティブ・ラーニング科目群の中で「音楽ビジネス」「音楽起業ワークショップ」「英語で音楽ビジネス」などのキャリア設計を視野に入れた科目を展開している（資料 4-7～4-9）。

(2) 学生のキャリア支援を行うための体制の整備、進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

学生のキャリア支援を行う部門として就職課を設置し、キャリア教育プログラムの企画・実施、就職講座・セミナーの開催、就職個人相談などの各種支援を行っている（資料 7-44 【Web】）。

就職課では、学生の自主的なキャリア選択を可能にする、一人ひとりに即した支援として各種プログラムを設けている。大学生の就職、企業の採用のあり方は変化し続けていることから、学生に適切かつタイムリーな情報提供を行うことを念頭に各種講座等の充実に取り組んでいる（資料 7-45、7-46）。

キャリア形成支援を目的とした低学年向けの講座では、社会で求められる能力・スキルを知り、自己の適性を理解することができるような講座・プログラムを実施している。

3・4 年次生を対象とした就職支援講座・セミナーでは、企業の人事担当者や社会で活躍する OG、学生の就職・キャリア支援を専門に行っている企業の講師などを招き、自己理解や業界・企業・職種理解を深める講座を充実させ、自己の適性に合った職業選択ができるようなプログラムを用意している。講座の開講に当たっては、学生の授業の履修状況や課外活動の状況に応じて、授業終了後の講座を充実させたり、同内容の講座を複数日程で実施したりするなど、学生が参加しやすいように配慮している。2021 年度後期には就職課と特定非営利活動法人キャリア・エンパワメントとの共催により、卒業生を講師としたセミナーが企画された。このセミナーでは、転職や起業、出産・育児など様々なライフイベントを経験した OG のロールモデルから、キャリアについて学び、考えることで、社会に出ることにに対し前向きに踏み出すきっかけを作ることを目指している。単に OG の話を聞くだけでなく、グループワーク形式で学生同士がディスカッションをしたり、10 名以上の社会人ファシリテーターと意見交換をしたりすることで、働く・社会に出るということについて多様な視点を学ぶ機会を設けている（資料 7-47、7-48 【Web】）。

就職個人相談は、就職課職員と外部キャリアカウンセラーが担当している。1 回 30 分の予約制とすることで、一人ひとりの学生に十分な就職相談の時間を確保し、学生のニーズと状況に応じた支援ができる体制を整えている。4 年次生に対しては、学生一人ひとりに連絡を取り、就職活動や内定状況を把握している。学生個々の状況をつかむとともに 4 年次生全体の状況を捉え、ニーズに合った対応策を講じるなど、柔軟性を持った支援体制を組んでいる。これらのきめ細やかな対応の結果、卒業年次生を対象に実施している「満足度調査」では、就職決定先への満足度について、大変満足している、おおむね満足していると回答する割合は例年 80%を超える結果となっている（資料 1-29～1-31）。また、個別の支援を強化するために、学生一人ひとりの状況を把握することにも注力しており、就職活動中期から後期にあたる 4 年生の夏以降には、定期的に学生への電話かけや SNS での情報発信などを行い、必要な学生へ支援が行き届くよう取り組みを行っている。そうしたことが、卒業後進路把握率 100%という結果にもつながっている（資料 7-49 【Web】）。

さらに、学生だけでなく父母等保証人に対して情報提供を積極的に行い、家庭での適切な就職支援ができるよう、保証人向けセミナーを行っている。具体的には、2・3 年

次生の保証人を対象に、就職活動を取り巻く社会環境や、本学の就職支援の内容、親が子供の就職活動をどのようにサポートしていくか、などについて本学職員及び企業人事担当者等による講演を実施している。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学生の就職・キャリアを取り巻く環境が変化することをふまえ、オンラインと対面の併用を前提とした就職活動に対応できるよう、講座・セミナー等を行った。実施方法もオンライン中心に切り替え、Zoomを使用したWeb就職相談、就職講座のWebでのLive配信、ガイダンスのオンデマンド配信など、学生が自宅にいながら就職活動を進めたり、自身のキャリアを考えられるよう工夫した。

- (3) 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

大学院設置基準の改正により、学識を教授するために必要な能力を培うための機会が努力義務化されたことを受け、博士後期課程の学生に対しては、2020年度から教育能力向上のためFD活動への参加を促すこととし、大学院要覧にも掲載し案内している（資料1-6 p.29）。

4 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

部活動等に関しては、本学の学生団体は、学生自治組織として「学友会」が組織され、そのもとに「体育部連合会」12団体（うち、1団体が2021年度休部中）、「文化部連合会」19団体（うち、4団体が2021年度休部中）、「同好会連合会」3団体（うち、1団体が2021年度休部中）が置かれ、活動している。また学友会の組織の一つに「大学祭実行委員会」があり、毎年11月に開催される「Ferris Festival」（大学祭）を企画・運営している（資料7-50【Web】）。

正課外活動の支援は主に学生課が担っている。上記各団体の活性化を図るため、主将や副主将などの幹部学生を対象にワークショップやカンファレンスを年2回行い、運営支援やハラスメント防止指導を行っている。また、経済的支援として、奨学会の協力のもと、「公認団体（クラブ）援助金制度」を設けており、各団体の加入者数や活動規模に応じた運営費の支援を行っている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学生の課外活動について対面での活動を禁止し、オンラインでの活動とした。2021年度に入り、対面授業が再開されてからは、感染予防策等の条件を満たしていることなどを確認したうえで、活動再開を許可している。

5 その他、学生の要望に対応した学生支援

(1) フェリスチャレンジ制度

学生が授業や課外活動など大学生活の中で学び得たことや問題意識をもとに企画を立案し、審査を通過したプロジェクトを大学が支援する「フェリスチャレンジ制度」を設けている。1プロジェクトにつき25万円を上限に援助しており、例年3団体程度の応募がある。近年の採択事例としては、パームオイルをめぐる問題についての研究・啓

発活動、キリバス共和国の女性の自立支援、経済的支援を目的としたフェアトレード商品の開発、ビーガンやベジタリアンに対応したグルメメディアサイトの開設・運営などがあり、学生たちの主体的かつ実践的な学びの機会となっている（資料 7-51）。

(2) フレンドリーグループ

教員がテーマを考えて学生に呼びかけ、関心を持った学生が所属学部学科に関係なく参加できる制度としてフェリス・フレンドリーグループを設けている。前身の制度である「アドバイザーグループ」も含めると 30 年近く続いている取組である。教員と学生によるサークル活動のような位置づけで、テーマは、教員の研究領域に関するものもあれば、まったく別のものが設定される場合もある。フレンドリーグループの予算は年間 7 万円程度であり、その年度のグループ数に応じて活動費を配分しているため、費用面での大学からの援助は多くないが、教員の協力のもと、実施している。2021 年度は、聖書をテーマに英語で話す会、多様性（ダイバーシティ）を切り口に学内で啓発活動を行うグループ、フェアトレード、環境問題、地域活性化に取り組むグループ、ダジャレの研究会など 6 グループに 53 名の学生が参加している（資料 7-52、7-53）。小規模大学で教員と学生の距離が近いという本学の特長を生かした正課外活動であり、学生の大学生活を充実させるための取組の一つとして機能している。

6 国際交流活動に関する支援

本学における国際交流活動は国際センターを拠点として行っている（資料 3-8）。国際センターは、本学のグランドデザイン『Ferris Univ. 2020』の重点項目の一つとして 2017 年度に設置され、従来、本学が積極的に取り組んできた国際交流活動のシンボルとして、留学を志す学生と受入留学生の支援を担う機能をさらに充実化させている。

(1) 留学を希望する学生への支援

本学では、異文化体験による他者理解・自己認識の機会提供と、留学経験による自律的学修者を育成する観点から、海外交流（国際交流）を重視している。

派遣留学プログラムは、長期（半年または 1 年間）の留学制度として、協定を結んだ海外の大学（20 大学）へ派遣する「交換留学」、学生自らが選んだ大学へ留学を大学が認定したうえで派遣する「認定留学」、文学部英語英米文学科の学生のみを対象とする「セメスター・アブロード」がある。短期の留学制度として、夏休みや春休みを利用して実施する 1～4 週間の短期研修は 13 プログラムを用意しているほか、海外インターンシップや ELAP（英語圏への長期留学のプレ体験）も実施している（資料 7-28）。これらの制度を利用して年間 150 名ほどの学生が海外交流体験を行っている。認定留学支援を目的とした学外の留学エージェントによる相談会を学内で開催したり、また、教職員が交換協定先大学を訪問し、協定内容の確認・更新や、学生に関する情報交換を行いパートナーシップを深めるなど、学生の安全な国際交流体験の機会拡大に努めている。

留学を希望する学生に対しての支援としては、4 月のオリエンテーションでの新入生・在学生別の説明会のほか、各プログラムの説明会を通年で約 30 回実施している（資料 7-54 【Web】）。また、独自の留学ガイドブックを作成し、留学希望者の自律的学習

支援、保証人への情報提供も行っている（資料 7-28）。さらに語学学修支援として、英語検定対策講座を開講しているほか、留学先の治安状況の変化に対応するため、学生対象及び短期研修引率を担当する教員対象の危機管理説明会を開催してリスク管理への意識向上にも取り組んでいる。なお、留学を希望する学生を対象に、経済的な負担を軽減するための支援として、授業料の減免や渡航費用の補助を目的とした奨学金（給付）（貸与）を整備している。（資料 7-28 pp.49-51）。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、例年とは大きく異なる支援となった。例年実施しているオリエンテーションは対面での開催ができず、特設サイトを開設して学生に積極的な情報提供を行い、留学を経験した在学生の体験談を動画として提供するなど生の声を視聴できるように工夫した。また、国際課スタッフや留学エージェントによる説明会や個別相談会もオンラインで開催した。夏季休暇中には、現地に赴かなくても海外の協定校で学ぶ機会を提供できるよう、オンラインでのプログラムを実施し、海外短期研修と同様に単位認定の対象とすることとした。さらに外務省「外交講座」の協力のもと「留学準備講座」（第 1 回インドネシアを知ろう、第 2 回スコットランドを知ろう、第 3 回スロバキアを知ろう）も開催し、各回ともに多くの学生が参加した（資料 7-55【Web】～7-57【Web】）。このように海外渡航が困難な時期においても留学する意欲の維持を目的としたさまざまな措置を講じた。

2020 年度は大学主催のほぼすべての派遣プログラムを中止・延期とせざるを得なかった。プログラム実施の可否については判断基準を 5 月に策定し、学生にも周知した。なお、2021 年度後期からは、派遣交換留学及び認定留学に関しては判断基準を改め、派遣留学の可否判断を、より留学開始に近くなってから行えるよう変更した。

（2）受入留学生支援

受入留学生支援についても国際センターを中心に行っている。私費留学生については日本語学校への資料送付、学校訪問、説明会への出席なども行っており、例年 20 名程度の私費留学生が在籍している。交換留学については、例年一定数の学生の受け入れのほか、定期的に協定校からの来訪もあり、本学教員・学生との文化交流やディスカッションの機会を持っている。

受入留学生に対しての学習支援については、国際センター講師による指導や、所属学科の専任教員が担当するアカデミック・アドバイザーが相談に応じる体制を整備しているほか、日本人学生によるチューター制度を設けている（資料 7-58）。2019 年度には、日本語学習のパートナーとなる日本人学生によるランゲージ・アシスタント（LA）を新たに設置し、特に交換留学生への学習支援の強化を図った。受入れ留学生を対象とした経済支援については、私費留学生授業料等減免制度、私費留学生奨学金を設けているほか、日本学生支援機構などの学外奨学金の利用を推奨し、申請・受給手続きの支援も行っている。生活支援については、学生生活をフォローするメンター、国際学生交流会館における共同生活をサポートするレジデント・アシスタント（RA）を配置している（資料 7-59）。学生同士の支援は、受入留学生だけでなく、支援を担当する日本人学生にとっても学習上の効果が高いことが、報告書やヒアリングから確認できている。

なお、2020 年度の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下では、私費留学生、受入

交換留学生に対し、それぞれ次のような支援を行った。

① 私費留学生

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活への不安を早期に相談・解消できるよう、国際課職員が定期的にオンラインでのミーティングを実施した。特に東京都・神奈川県に対する緊急事態宣言発出期間中は、週 1 回のペースで実施し、経済状況の把握、生活環境・就学環境・学修面のサポートを行った。
- ・帰国を希望する場合には、保健室と国際課による個別面談を実施し、帰国に伴う学修への影響や、帰国時・再渡日時の在留資格更新等の留意点の説明を行い、十分に理解をさせたうえで帰国支援を行った。
- ・帰国後も継続的にオンラインでのミーティングを実施し状況把握を行った。
- ・経済支援として、日本人学生を対象に拡充を図った「大学短期奨学金」を私費留学生も対象とすることとし必要な規程改正及び内規の制定を行った。

② 受入交換留学生

- ・受入に必要な書類提出期限や渡日スケジュールについて柔軟な対応ができるよう協定校と調整を行った。
- ・後期授業に向けて、輔仁大学（台湾）から 2 名の交換留学生が渡日する際には、入国後 2 週間の隔離施設（ホテル）の確保、空港からの移動手段として防疫ハイヤーの手配をし、厚生労働省への健康報告・位置情報登録報告の実施状況を毎日行った。
- ・本学の成績評価基準に照らした渡日期限を定め、期限まで渡日出来ない場合は交換留学として扱わないこととしたが、それでもなお留学を希望する学生がいたことから、オンラインでの授業履修が出来るよう学内での調整を行った。

このほか、受入留学生と本学の学生が広島で平和について学ぶ研修旅行「ジャパンスタディーツアー」も 2020 年度、2021 年度ともにオンラインでの開催となったが、本学への留学が中止となってしまった受入れ留学生にも幅広く声をかけ、韓国、インドネシアの学生も現地から参加した（資料 7-60～7-62【Web】）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、大学教務委員会、学生委員会、就職委員会、国際センター委員会において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価を行っている（資料 2-26 pp.39-49）。また、就職課では、各種の企画に対して、都度アンケートを行い、学生のニーズに沿った支援となっているか検証を行い、次年度の計画に活かしている。各委員会を実施された自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された内容は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している（資料 2-31）。

全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定している（資料 2-35）。学生支援に関しては、学生課の自己点検・評価結果において、合理的配慮基本方針をふまえて現状の本学における障がい学生支援の実施状況を確認した結果、支援を受ける障がい学生が、支援内容に不服があった場合に相談する窓口が明確になっていないことが課題として上げられた。このことについては全学内部保証推進委員会においても早急に対応すべきこととして「検証結果に基づく行動計画」に追加し、2021 年度に検討を開始した。

7.2. 長所・特色

- ・学生支援全般については、学生支援センターを中心に情報の共有がなされ、学部・学科やアカデミック・アドバイザー、事務部各部門間の連携により、少人数制の利点を生かした支援体制の構築ときめ細やかな支援が行われている。
- ・インターンシップ制度「キャリア実習」を、教育理念「For Others」に基づいて企画・運営していること、過去の参加者が次年度の実習生を支援する「ピア・サポート制度」を取り入れて実施していること、実施される就業体験が実際に限りなく近いことを特徴として行っている。このことが評価され、「学生が選ぶインターンシップアワード」（運営事務局：株式会社マイナビ）で「2020 年度キャリア実習」が優秀賞を受賞した。
- ・学生が授業や課外活動など大学生活の中で学び得たことや問題意識をもとに企画を立案し、審査を通過したプロジェクトを大学が支援する「フェリスチャレンジ制度」を設けている。1 プロジェクトにつき 25 万円を上限に援助し、学生の主体的な活動を促進している。

7.3. 問題点

障がい学生支援に関して、合理的配慮基本方針をふまえて、現状の本学における障がい学生支援の実施状況を確認した結果、支援を受ける障がい学生が、支援内容に不服があった場合に相談する窓口が明確になっていないことが課題として抽出された。なお、この課題に対しては 2021 年度に検討を開始している。

7.4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、「学生支援の方針（修学支援に関する方針、生活支援に関する方針、進路支援に関する方針、国際交流に関する方針）」を定め、大学公式サイトに公表している。

学生支援体制については、修学支援、生活支援、進路支援を担う中心的組織として教務課、学生課、就職課、学生支援センター各室（保健室、学生相談室、バリアフリー推進室）が担当しており、また、受入留学生の支援と海外留学をする学生の支援については国際課が担当し、各学部学科や専任教員によるアカデミック・アドバイザーと適宜連携し、安心・安全な学生生活を保障し、学生が支障なく、かつより充実した大学生活を送ることができる体制を全学的に整備している。また具体的な支援の実施においては、まずは各担当部門

が支援策を講じているが、それぞれの学生の状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう、学部学科と事務部各部門間が連携しやすい体制を整備している。

学生支援の適切性については、学生課、教務課、就職課、国際課が統括するそれぞれの委員会において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価を行っている。各委員会で実施された自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している。自己点検・評価委員会で確認された内容は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定することとしている。学生支援に関しては、合理的配慮基本方針をふまえて、現状の本学における障がい学生支援の実施状況を確認した結果、支援を受ける障がい学生が、支援内容に不服があった場合に相談する窓口が明確になっていないことが課題として抽出された。なお、この課題に対しては 2021 年度に検討を開始している。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、学生の学修や教員の教育研究活動が活発に行われるよう環境や条件を整備するため「教育研究等環境に関する方針」を定めている。

本学は、理念・目的の実現のために、学生の学修と教員の教育研究環境を整え、必要にして十分な校地・校舎、施設設備を整備する。その際には、バリアフリー及び自然環境に配慮したものとする。学生及び社会に対する知の還元に必要な教員の研究活動を活発化させるために、研究費・研究室・研究時間を保障するとともに、外部資金の調達及び研究発表の支援を推進する。また、研究倫理や研究活動の不正を防止するためのガイドラインを遵守する。

「教育研究等環境に関する方針」は、大学公式サイトにおいて公表しており、学内教職員間で共有している（資料8-1【Web】）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1 施設、設備等の整備及び管理

(1) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は、緑園キャンパスと山手キャンパスの2校地を有しており、大学設置基準で必要とされる校地面積及び校舎面積を十分に確保している。各キャンパスには、学部等の特性に応じて教育研究に必要な施設設備を整備している（大学基礎データ表1）（基礎要件確認シート19）。

施設設備の整備、維持管理は、学院全体の長期修繕計画を基礎として、中期的な計画を「フェリス女学院中期計画 2021-2025」にまとめており、これに基づき、大学においても毎年度、事業計画及び予算策定時に実施計画を確認のうえ、遂行している（資料 1-33 p.11）。大学では、大学総務課が、建築、機械、電気、防災設備等の各種保守及び修繕を行っており、定められた法定点検を実施し、不良箇所がある場合には速やかに改修している。学生にとって快適な学修環境を整備できるよう、卒業年次生を対象に実施する「学生満足度調査」において、毎年、施設・設備への満足度を確認している。2020 年度の調査では、学生が日常的に利用する教室、図書館、PC 教室（情報系教室）、トイレについて、「大変満足している」及び「おおむね満足している」の合計が約 8 割という結果であった（資料 1-31）。

施設・設備の安全及び衛生面の管理は、労働衛生管理規則に基づき、学院に衛生委員会を設置して対応している（資料 8-2）。2020 年度は 7 回の職場巡視による施設、設備の不具合や安全状況の点検を行った。また、学生・教職員の安全の確保のため、両キャンパスともに正門に警備員を配備し、警備員が常駐していない門については、電磁錠で常時施錠し関係者は暗証番号で開錠するシステムとしている。このほか、定期巡回、防犯カメラによる監視等により安心・安全なキャンパス環境の形成に努めている。

各教室のプロジェクターやマイク等の環境整備についても中期的な教具更新計画を策定し計画的に整備を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により年間を通じてオンライン授業が続いたことから、2020 年度に予定していた計画は 1 年先送りとし、2021 年度の授業に向けてハイブリッド授業用機材の準備、パーテーション設置等を行い、円滑な授業実施のための環境を整備した（資料 8-3 pp.86-89、資料 8-4）。また、新型コロナウイルス感染症への対応・対策として、感染防止のための啓発の取組、学内各所へのパーテーション・サーマルカメラ・手指消毒液の設置、室内換気向上のための網戸設置、接触感染リスク軽減のための共用スペースの抗菌施工、洗面台の自動水栓化、バリアフリー対応もふまえた自動ドア設置工事などを行った。

(2) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

各キャンパスの情報通信技術（ICT）等機器・備品等は、本部事務局の情報システム課と大学情報センターが連携して管理している（資料 3-6）。本部事務局情報システム課では、学院全体のネットワークシステムや情報システムの運用・管理を、大学情報センターでは、情報教育の推進、情報機器を活用した教育研究の改革・改善等を担っている。学院内における情報システム・ネットワークシステムの運用については、学院情報ネットワーク委員会のもとで中長期の維持・更新計画を策定し、大学の学生が利用するシステムについては 4 年ごとに PC 等の更新を行い、教育研究に必要な情報通信環境を維持・整備している。（資料 8-5、資料 1-33 P.12）。

情報系教室は、緑園キャンパスに 3 教室、山手キャンパスに 1 教室あり、授業時間以外は学生が自由に利用できるようにしている。これらの教室には、授業に必要なソフトを精査したうえで導入している。学生には貸出用のノート PC も用意しており、緑園キャンパスでは情報センターで 14 台、図書館で 38 台、山手キャンパスでは山手事務室で 6 台を準備している。学生の履修登録、休講情報・教室変更情報、大学からの連絡

情報等の配信等を行うポータルシステムと、授業資料の配布、教員と学生間の質疑応答、小テスト、アンケート、出欠管理等の授業支援システムを兼ね備える学内ポータルサイト「FerrisPassport」は、その機能を拡充するために 2021 年度にバージョンアップを実施した。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、前期授業はすべて遠隔で行うこととなったが、実施にあたっては、全学生を対象に PC・スマートフォン・タブレット端末の所有状況やネットワーク環境に関するアンケート調査を実施し、遠隔授業の環境が十分に整っていない学生・教職員に対し、必要とする機器の無償貸与を行った。さらに、教員に対する支援として、全学的に Web 会議システムを利用した授業を始めると、専任教員・非常勤教員を対象に 10 回近くの講習会を開催した。また、2021 年度には、遠隔受講と教室受講の両者に対応するハイブリッド授業を実施するために、緑園キャンパスのほぼ全ての教室と山手キャンパスの一部の教室に、教室で実施する授業を中継、収録するための機器を整備した。一部のハイブリッド型授業では、遠隔受講する学生に、共有される資料等とあわせて教室内の映像を Web 会議システムで配信したが、その支援として「学生サポートスタッフ」を配置した。学生サポートスタッフは、授業開始時刻 10 分前に担当する教室に入り、配信用 PC、カメラなどのセッティング、教室の換気、教卓やマイク、出入り口のドアノブの消毒などを行い、その時限終了まで待機し、教員が教室の機器の操作で困った場合のサポートも行った。

キャンパス内全域に整備されていた無線 LAN エリアについては、2021 年度からのハイブリッド授業展開にあたり無線 LAN アクセスポイントを増強し、フェリスホールを除くすべての授業実施教室でのネットワーク利用に耐えうるように整備した。

なお、本学は 2018 年から学術機関対象無線ローミングサービス (eduroam) に参加しており、eduroam 参加大学・参加機関所属者もキャンパス内で無線 LAN を利用できるように整備している。

(3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応については、本学では、施設設備の整備・改修の実施にあたっては、「教育研究等環境に関する方針」及び「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、バリアフリー化や利用者の快適性に配慮することを念頭に計画している。キャンパス内のバリアフリー化においては、バリアフリー推進室の学生スタッフが中心となり実施した学内調査をもとに、対策規模や優先順位を見極め、毎年の事業計画に盛り込み改善を図っている。整備内容によっては、学生スタッフや施設担当職員等の手で改良に取り組むこともある。これまでに改善及び修繕を加えた学内施設・設備の状況は、大学公式サイトに掲載するほか、学生スタッフが作成する「バリアフリーマップ」にまとめられている（資料 8-1【Web】、7-2【Web】、8-6【Web】）。

(4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学修を促進するために、2020 年 4 月に緑園キャンパス図書館棟にラーニングコモンズを開設した（資料 8-7【Web】）。2021 年後期からは、ラーニングコモンズ内のライティングサポートデスクで、学修サポートの一環としてのライティング指導の試行を開始した。2022 年度からは本格的な実施を予定している。ラーニングコ

モンズエリアは図書館エリアとはガラスパーテーションで区切られているが、図書館資料を使いながらのミーティング、ペアやグループでの学修を行うことができるようにしている。家具の素材やデザインの選定においては、長時間滞在しても疲れないこと、バリアフリーであること、志向や用途に応じて選べる多様性があること、女性一人でも移動させやすいことなどに配慮した学びやすい空間を実現している。また、学生の外国語学習を総合的に支援するために言語センターを設置している（資料 3-9、4-24【Web】）。言語センターでは、履修相談や授業外での学習に関する相談対応、自習教材、e-learning システムの提供、語学検定試験受付等の支援を行っている。言語センターも 2020 年度末にリニューアル工事を行い、集中して学習に取り組める個人ブースを設けるなど、より充実した語学学習が行うことのできる環境を整備した。

学生の学修や正課外活動の展開に沿い、近年は、教室環境においてアクティブ・ラーニングに対応した可動式の机や椅子を配置するなど、授業方法の多様化や教育ニーズをふまえた設備の整備に努めている。

2 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

学院内の情報ネットワークを利用するにあたり、これを安全かつ有効に利用できる環境を構築することを目的として「情報ネットワーク利用に関する指針」を制定しており、教職員に対してこの指針を遵守することを求めている（資料 8-8）。職員の入職時のオリエンテーションや研修プログラムでは、「情報ネットワーク利用に関する指針」をふまえて、学内ネットワークや情報セキュリティに関する情報システム課からの説明の機会を設けている。加えて教員については、入職時に情報センター教員による個別ガイダンスを実施している。職員に関しては、2018 年度に、全専任職員・嘱託職員を対象に毎年行う職員夏期研修において、学院の職員として必要なスタンダードレベルの情報リテラシーと情報セキュリティを学ぶ「情報セキュリティ研修」を実施した。なお、2021 年度からの中期計画「フェリス女学院中期計画 2021-2025」では、ガバナンス強化策の一つとして危機管理体制の強化を掲げており、情報リスクについてもクライシス・マネジメント計画を整備することを計画している（資料 1-33 p.5）。

学生への情報倫理教育は情報センターが担っており、入学時のオリエンテーションにおける「ネットワークガイダンス」や、1 年次生必修の導入科目である「R&R」（文学部）、「導入演習」（国際交流学部）、「基礎演習」（音楽学部）において情報センター所属教員が指導を行うほか、ワンポイント講習会、窓口でのユーザーサポート等で、適宜、注意喚起を行っている。その他、学生課がリスク啓発の観点から、上記の 1 年次生必修科目において、SNS 利用時の注意事項等に関する指導を行っている（資料 8-9～8-11）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学附属図書館は、緑園キャンパスに本館、山手キャンパスに分室を設置している。2021 年度における図書館資料の整備状況は、図書 348,961 冊、学術雑誌 4,188 種、電子ジャーナル 6,093 種となっている（大学基礎データ表 1）。図書資料・利用環境の整備等を含めた図書館運営については、図書館運営委員会が中心となり、全学的な調整のうえで適切に行われている（資料 8-12）。

本学では、国立情報学研究所が提供する「NACSIS-CAT」（目録所在情報サービス）及び「NACSIS-ILL」（図書館相互貸借）に参加し、他図書館等の資料の検索や文献複写・現物貸借が可能である。他図書館とのネットワークとしては、本学の地域性、教育研究領域等をふまえて、「神奈川県内大学図書館相互協力協議会」、「横浜市内大学図書館コンソーシアム」、「音楽図書館協議会」に加盟し、紹介状無しで相互に利用を認めている。また、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）にも加盟し、国内外の電子リソースの安定的な提供を受けている（資料 8-13）。また、2019 年度には、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの「送信承認館申請」が承認され、同サービス利用による視覚障がい学生への点字データ提供が可能となった。

蔵書検索サービスとしては、OPAC（オンライン蔵書目録検索システム）を導入し、ウェブ上での蔵書検索環境を整備している。OPAC を通じて、貸出期限延長、他キャンパスからの資料取り寄せ、レファレンス等のサービスをオンラインで学内外から利用することが可能である。また、本館・分室共に、全館で無線 LAN を整備し、大学貸し出しノート PC のほか、個人所有端末の利用を可能としている。また、図書館では独自のウェブサイトを活用しており、図書館利用案内に関する情報に加えて、各種契約データベース、電子ジャーナル、電子ブックなどの情報・リンクを一覧で掲載している。また、電子コレクション、機関リポジトリへのリンクなども掲載し、多様な学術リソースへのアクセスを支援するポータルサイトとしても活用している。なお、図書館サイトは、学生のニーズや利用環境の変化に対応しつつ、さらなる情報発信の充実を図るため、2021 年度末にリニューアルを行った。（資料 8-14 【Web】）。

2019～2021 年度の年間利用者数は資料 8-15 のとおりである。新型コロナウイルス感染症の拡大により遠隔授業となった 2020 年度は大幅に減少したが、2021 年度は対面授業を基本として行う方針としたことに伴い、コロナ前の状況に戻りつつある（資料 8-15）。

閲覧座席数は、緑園キャンパス本館に 506 席、山手キャンパス分室に 13 席確保し、緑園本館にはグループ学習室も 5 室設置している。また、学生の利便性向上を目的として館内にノート PC 貸出用ロッカーを設置し、利用者自身での貸出・返却手続が可能となっている。学生の自主学修時間を十分に確保するため、開館時間は、緑園本館は 8 時 50 分～21 時（土曜日は 9 時～17 時）、山手分室は 9 時～19 時（土曜日は閉館）としており、いずれも平日は授業開始前から終了後まで利用できる環境を提供している（資料 8-13）。

毎年卒業年次生を対象に実施する「学生満足度調査」において、施設・設備への満足度を確認しているが、図書館への満足度は例年高く、2020年度の調査で「満足している」「大変満足している」「おおむね満足している」の合算値）と回答した割合は97.2%であった（資料1-31）。

学生の図書館利用を促進するための支援として、例えば2019年度は、年間12件の企画展示の実施（公開中の美術展や映画をテーマとしたものや、学内のセンターや委員会との共催展示として、ボランティアセンターと共催による「アンネ・フランク生誕90年」、ハラスメント防止委員会との共催によるジェンダー・LGBTに焦点を当てた展示など）、リサーチスキル支援として「アドバイス会」を年4回（留学生対象2回、レポート準備編1回、卒論準備編1回）開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応として、閲覧席へのパーテーション・消毒液の設置などの基本的対策を講じるとともに、キャンパスに登校できない学生が安心して学修できるよう、郵送での図書の貸し出しサービス、契約データベースの一部を学外からアクセス可能とするための対応、オンラインレファレンス等の支援を行っている。郵送での貸し出しサービスは、2020年度は延べ379件（貸出冊数1,540冊）の利用があった（資料8-16）。

図書館には、適切な学術情報サービスを提供するため司書資格を有している専任職員を、緑園キャンパス本館に1名、山手キャンパス分室に1名配置している。緑園キャンパス本館では、閲覧・貸出、レファレンスなどのパブリックサービスを業務委託しており、委託スタッフ11名のうち9名が有資格者である。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制

1 研究活動を促進させるための条件の整備

本学では、学術研究の信頼性及び公平性の確保、研究活動の円滑な遂行を図るための行動指針として「フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範」を定め、大学公式サイトにも公表し、学内に周知している（資料8-17【Web】）。また、研究活動については、2022年度事業計画の中でも「本学における各研究者の独創的な研究を学内外の研究者と有機的に連携させ、大学の個性と特色を活かした研究を支援する体制を構築し、研究活動を促進する」ことを掲げ、取り組んでいる（資料1-41）。

研究費については、専任教員の研究推進を図ることを目的として「個人研究費規程」を定め、これに従って運用している（資料8-18）。また、本学における特色ある研究を

推進することを目的として共同研究制度を設けている。学外の研究機関（国公立大学及び産業界）と協定を締結し、特定の研究課題について共同して行う研究、または、本学の複数の専任教員が、学外の研究機関（国公立大学及び産業界）に所属する研究者とともに特定の研究課題について共同して行う研究について広く教員に募集を行い、採択された研究課題に研究費を支給している（資料 8-19）。

外部資金獲得のための支援は総務課が担当している。科研費や他の受託研究費等の公募情報を学内グループウェア上にまとめ、教員に情報提供を行うほか、応募者には関連資料の提供や申請のサポート等を行っている。科研費の獲得状況は、2020 年度は申請件数 11 件のうち新規採択件数は 4 件、2019 年度は申請件数 13 件のうち新規採択件数は 5 件である（資料 8-20 【Web】）。また、コンスタントに日本学術振興会特別研究員の受入れを行い、特別研究員奨励費を獲得し、若手研究者の研究支援も合わせて実施している（資料 8-21）。

研究室は、3 学部とも専任教員に対して、基本的に個人単位の研究室を整備している（大学基礎データ表 1）。研究時間の確保については、担当コマの負担の平準化がなされるよう、「専任教員服務規程」及び「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」により定めている（資料 6-12、6-11）。また、専任教員が研究に専念する期間として「特別研究制度」を設け、1 年または 1 学期間、在外研究・国際における研究に従事することのできる機会を提供している（資料 8-22、8-23）。ここ数年は毎年 2 ～3 名がこの制度による研究に従事している（資料 8-24 【Web】）

2 ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制

教育研究の活性化を支援する体制として、文学部・人文科学研究科及び国際交流学部・国際交流研究科においてはティーチング・アシスタント（以下、「TA」）、スチューデント・アシスタント（以下、「SA」）を設け、それぞれ「ティーチング・アシスタントに関する内規」「スチューデント・アシスタントに関する内規」「スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」に従って運用している（資料 8-25～8-27）。TA の募集、採用に関する支援は総務課、SA の募集、採用に関する支援は教務課が担っており、採用された学生への採用時の業務説明を行っている。また、TA、SA の教育サポートスタッフとしての資質の向上を図るための研修も実施している。TA については、教員や TA 経験者によるガイダンスや月間業務報告書による振返りを実施しており、SA については、授業運営を具体的にイメージさせるための事前研修と、振返りを行う事後研修の機会を設けている。（資料 8-28、8-29）。

音楽学部では教育研究環境の向上を目的として、学部授業における伴奏や演奏補助、演奏会運営補助等を行う非常勤副手を採用している（資料 8-30）。小規模な学科編成、女子大であることから学生だけでは満たせない楽器や声種を非常勤副手で補てんすることで、学生の学びの深化を図っている。この制度は、教育現場での経験を積むことで自身の音楽活動への研鑽に寄与する一つのステップとして、副手自身にとっても意義あるものとして位置付けられている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

本学では、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、「大学における研究活動に係る行動規範」「大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」（2021 年 9 月 30 日改正）を整備している（資料 8-17【Web】、8-31【Web】）。また、公的研究費の管理・運営に関しては、「公的研究費不正使用防止に関する基本方針」「公的研究費不正防止計画」を定め、適正な管理・運営に努めている（資料 8-32【Web】、8-33【Web】、8-34）。

研究倫理を遵守した研究活動を推進するための取組として、教員にはコンプライアンス教育としての APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)を、大学院生には研究倫理教育としての日本学術振興会 e ラーニング [eL CoRE] の受講を義務付けている。また、2021 年度に研究支援に関する学内専用サイトを立ち上げ、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」を掲載、通読による教育を実施している。加えて 2022 年度から、学部学生向け研究倫理教育の一環で、学生が携行するハンドブック（Schedule&Diary Handbook）を活用した啓発活動のほか、各年次の演習科目内で取り上げることを予定している。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、附属図書館、学生課、教務課、情報センターが所掌するそれぞれの委員会において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価をおこなっている。またこれらの内容をふまえて、大学全体の教育研究等環境の適切性について、総務課及び学長・事務部長で点検・評価を行った（資料 2-26 pp.50-64）。各委員会及び学長・事務部長で実施された自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された内容は、委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定することとしている（資料 2-35）。教育研究等環境に関しては、「検証結果に基づく行動計画」に該

当する事項はあげられていない。

8.2. 長所・特色

学生の主体的な学修を促すための環境整備として、2020年3月にラーニングコモンズの設置及び言語センターの改修を行った。環境整備に続き、ラーニングコモンズではライティング指導をはじめとした学生のアカデミックスキル向上を目的とした正課・正課外のコンテンツの充実にも取り組んでおり、これらの学修環境を利用した学生の自主学修のさらなる活性化が期待される。

8.3. 問題点

なし。

8.4. 全体のまとめ

本学では、「教育研究等環境に関する方針」を定め、大学公式サイトに公表している。教育研究環境として十分な校地及び校舎を備えるとともに、緑園キャンパス・山手キャンパスの各校地には、学部等の特性に応じて、教育研究に必要な施設設備を整備している。施設設備の整備、維持管理は、学院全体の長期修繕計画を基礎として、中期的な計画を「フェリス女学院中期計画 2021-2025」にまとめており、これに基づき、大学においても毎年度、事業計画及び予算策定時に実施計画を確認のうえ、遂行している。各キャンパスのネットワーク環境や ICT 等機器、備品の整備は、本部事務局の情報システム課と大学情報センターが連携して管理している。情報システム課では、学院全体のネットワークシステムや情報システムの運用・管理を、情報センターでは、情報教育の推進、情報機器を活用した教育研究の改革・改善等を行っている。各キャンパスの情報系教室は、授業時間外は学生が自由に利用できるようにしているほか、学生には貸出用のノート PC も用意している。施設設備の整備・改修の実施にあたっては、「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、バリアフリー化や利用者の快適性に配慮することも合わせて念頭に置き、計画している。教室環境の整備についても、学生の学修や正課外活動の状況や教育ニーズをふまえ、近年は、アクティブ・ラーニングに対応した可動式の机や椅子を配置するなど、授業方法の多様化に対応した設備の整備にも努めている。学生の主体的な学修を促すための環境整備も進めており、2020年3月にラーニングコモンズの設置及び言語センターの改修を行った。

緑園キャンパスに本館、山手キャンパスに分室を設置している附属図書館は、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツの利用サービスや複数の図書館コンソーシアムに加盟するなど、他の図書館とのネットワークも整備している。附属図書館では学内外からレファレンス等のサービスを利用することが可能となっているほか、独自の Web サイトは電子コレクションや機関リポジトリへのリンクなど、多様な学術リソースへのアクセスを支援するポータルサイトとしても活用している。

研究活動については、個人研究室などの環境整備、担当コマの平準化など研究時間の確保に配慮するとともに、特別研究制度も設けている。総務課による外部資金獲得のための支援のほか、TA・SA 制度などの支援体制を整えている。研究倫理を遵守するため、基本

方針や規程を整備するとともに、教員及び大学院生含め全学的なコンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施にも取り組んでいる。

教育研究等環境の適切性については、附属図書館、学生課、教務課、情報センターが統括するそれぞれの委員会において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価をおこなっている。またこれらの内容をふまえて、大学全体の教育研究等環境の適切性について、総務課及び学長・事務部長で点検・評価を行った。各委員会及び学長・事務部長で実施された自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している。自己点検・評価委員会で確認された内容は、委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している。教育研究等環境に関して、現状では問題点として上げられている事項はない。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を制定しており、この中で「社会連携・社会貢献に関する方針」を次のように定めている。

本学は、理念・目的に則り、教育研究及びその他の活動において、国内外の企業・団体・公共機関及び地域等と積極的に連携し、協働することにつとめ、本学の教育と研究の成果を適切に還元し、社会に貢献する。

この方針は大学公式サイトで公表し、学内教職員間で共有している（資料9-1【Web】）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1 学外組織との連携活動

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、教育や研究の一環として、学外組織との連携活動に取り組んでいる。連携先については自治体や地域企業を始め、広く多方面の組織・団体にわたっている。また、大学内では、大学全体のみならず、各所管部門及び各学部、各学科、各授業単位においても社会連携・社会貢献に携わっている。これらの活動は社会連携・社会貢献を目的とするのみならず、活動の機会をとおして学生の成長を促すことも目的の一つとしている。

学外組織から連携活動に関する申し入れがあった場合には、企画・広報課が窓口となり、内容に応じて関係教員や各部門との調整を行っている。学外組織と本学とのあいだで協定や覚書を締結する際には、大学協議会において学内関係者間で当該協定や覚書の内容、具体的な連携活動に関する情報共有を行ったうえで締結の是非について意見交換を行い、大学評議会への報告を経て、締結へと進む手順をとっている（資料9-2）。

地域連携、産官学連携、高大連携に関する取組に関しては、2021年度時点では、キ

キャンパス所在地である横浜市及び神奈川県などの行政のほか、地元企業や組織など 10 件の学外組織と連携協定・覚書を締結し、活動している（資料 9-3）。

- ①「相鉄いずみ野線沿線における『次代のまちづくり』の推進」に係る四者覚書
- ②横浜市環境創造局との連携・協力に関する協定
- ③横浜市水道局との連携・協力に関する協定
- ④大学・都市パートナーシップ協議会（横浜市）
- ⑤神奈川県教育委員会との連携・協力に関する協定
- ⑥2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大学との連携に関する協定
- ⑦株式会社ヴィ・ド・フランスとの「共同製品開発プロジェクト」における産学連携に関する覚書
- ⑧神奈川県タクシー協会との連携・協力に関する基本協定書
- ⑨「緑園都市駅音環境デザインプロジェクト」における産学連携に関する覚書
- ⑩鎌倉市との包括協定

主な連携活動としては、①は横浜市、相鉄ホールディングス、横浜国立大学と本学の四者による連携活動で、大学が所在する地域の活性化を目的とした「緑園街マルシェ」等の沿線のイベント及び②の「横浜市民向けの農体験イベント」でも企画・運営に学生・関係教員が参画している。⑤は神奈川県教育委員会と県内大学及び高等学校の連携活動であり、高校生に知的向上心を促進するきっかけとなるような大学での学びや、大学進学を目指す高校生に向けた入学試験に関する情報を提供することを目的とした活動である。⑩は文学部日本語日本文学科のゼミの活動の一環として、NHK 大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」ゆかりの 22 人について「鎌倉殿・人物ガイドブック」を作成したことを契機として協定を締結したものであるが、包括協定であることから、今後さまざまな分野における連携活動へと展開することが期待される。

2 生涯学習、社会人の学び直しに関する取組み

(1) オープンカレッジ

本学のオープンカレッジは、1997 年に開講し、大学の「知」を社会に還元することを主たる目的として、本学の専任教員・非常勤教員の教育・研究内容に沿って、文学・歴史・文化・宗教・語学・音楽・コミュニケーションといった領域の講座を提供してきた。しかし、2020 年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環としてすべての講座の開講を中止し、その後、本学における「知の還元」のあり方について見直すこととし、現状のオープンカレッジを 2020 年度末で終了した。このことに関しては、大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）において、社会連携担当部署を新設し、大学としての知の還元のための活動を推進していくこととしている（資料 9-4、9-5、1-40 p.21）。

(2) 科目等履修生制度

生涯を通じて学習を続けようと考えている方や、資格取得などを目的として特定の科目を受講しようとする方のために科目履修を認め、その単位の修得ができるよう、授

業科目の一部を本学学生以外に開放している（資料 9-6、9-7、9-8【Web】）。例年、約 10 名の受講生がこの制度を活用して、本学の学生と一緒に学んでいる。

(3) 音楽学部公開講座（ディプロマコース）

卒業生や社会人に対するより専門的な実技教育、リカレント教育及びキャリア教育の観点から、音楽学部ディプロマコースを設けており、例年 10 名程度の受講者を受け入れ、個人レッスンによる指導を行っている。所定の要件を満たした者には修了証を授与している。（資料 9-9、9-10【Web】）。

3 ボランティアセンターを中心とした学生のボランティア活動

2003 年 4 月に設立したボランティアセンターでは、本学の教育理念である「For Others」をもとに国内外のボランティアをとおして地域、行政、国際機関、他大学等との連携を図り、学生の経験・成長の場となるようなボランティアの運営や派遣に取り組んでいる（資料 3-11、9-11【Web】）。コーディネーターが、学生の希望や興味に応じて活動領域や活動場所を紹介、調整をしている。同センターは、学生参画型のプロジェクト運営が特徴であり、学生スタッフとして登録制度を設けており、現在は 45 名が活躍している（2021 年度現在）。また、学生スタッフは横断的に 12 分野のプロジェクトチームに所属しており、その内 15 名（2021 年度現在）の学生スタッフがプロジェクトリーダーとしてボランティアに関連するプロジェクトの企画・立案、運営を行っている。学生が運営するプロジェクト型ボランティア活動としては、「アンネのバラ育成」「学習支援（緑園東小学校ふれあい学習サポート等）」「国際協力（NPO 法人鎌倉ユネスコ協会等と連携をしながら、発展途上国の課題解決）」「日本語教育支援（川崎国際交流ラウンジ等との連携し、海外を背景とした子ども達に対する学習支援）」「音楽・演奏プロジェクト（緑園新春コンサートの開催や福祉施設での演奏会等）」「まちづくり（NPO 法人コミュニティラボ等と連携し、住みやすいまちづくりのための課題解決）」「障がい者支援（福祉施設をとおして障がい者に寄り添った活動）」「寿町支援」「農業プロジェクト（育てた野菜を「子ども食堂」等へ提供）」「刺繍プロジェクト（中東における女性の雇用促進等）」「広報動画制作（外部への活動の周知）」等がある。また、センター主催による講演会やシンポジウム、各プロジェクトチームによる勉強会等の開催により、学生に対してボランティアの背景や知識を補完し、理論と実践を重視し、「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」の実現に取り組んでいる。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症により、プロジェクトの多くがオンラインでの活動となり、コロナ禍におけるボランティア活動の状況や課題解決について考える機会となった（資料 9-12【Web】）。

4 エコキャンパス活動

2001 年から大学と学生団体（エコキャンパス研究会）との協働によるエコキャンパス活動を推進している。グローバルな課題である環境問題に対して、ハード面・ソフト面を通じた取組を実施している（資料 9-13【Web】、9-14）。ビオトープ、風力発電、屋上・壁面緑化、クール（ヒート）チューブといった施設設備の整備に加えて、照明・空

調利用の最適化、廃棄物の削減努力、及び地域への取組成果の還元などの総合的な取組が高く評価され、最近では2018年度に同研究会が「地域環境保全功労者表彰」（主催：環境省）を受賞した（資料9-13【Web】）。

5 SDGs の取組

本学では、教育理念「For Others」のもと、「他者のために」だけでなく、「他者と共に」という共生の問題意識も大切にし、現代社会の諸問題と向き合い、学生や教職員がさまざまな活動を展開してきた。上述の環境問題への取り組み、多文化共生に向けた地域活動、ボランティア活動などがあげられる。これらの活動は、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の考え方に沿ったものであり、また、SDGsの達成にもつながることから、2020年度からは「フェリス女学院大学のSDGsの取組」と位置づけている。「他者のために」「他者と共に」という問題意識にもとづく取組をとおして、SDGsの達成及びよりよい社会の実現に貢献している（資料9-15【Web】）。

6 学部の特徴を生かした取り組み、社会と連携した正課科目

本学では、教育理念「For Others」のもと、本学の特徴を生かす形で、各学部学科、全学教養教育機構（CLA：Center for the Liberal Arts）（以下、「全学教養教育機構（CLA）」）のPBL型授業をとおして、社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。

(1) 文学部

コミュニケーション学科は、学びの領域を「多文化理解」「共生コミュニケーション」「表現とメディア」の3つの柱から構成しており、これらを実践的に学ぶ科目の一つとして「共生のフィールドワーク」を開講している（資料9-16）。神奈川県内で外国につながる子どもや、多様な社会経済的条件のもとで育った子どもたちのサポートやエンパワーメントにかかわる活動をしている複数の団体に、履修学生がチームで継続的に参加し、現場の実践から学びながら「共生」概念について理解を深めている。例年、川崎市桜本地区での外国につながる子どもや生活保護世帯の小・中学生の学習サポートと居場所づくり、カトリック藤沢教会での外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援や、居場所づくり活動のサポート、横浜市中区寿地区での外国につながる子どもたちへの日本語指導などに取り組んでいる。学生たちは、授業期間中の毎週1～2回、授業時間外にボランティア学生スタッフとして各活動に参加し、「多文化共生」を自分自身の経験として学びながら、地域社会の関係者とともに課題解決に取り組んでいる（資料9-17【Web】）。

(2) 音楽学部

2019年度に改組統合した音楽学部では、音楽分野の教育に対する現代社会の要請に応え、特に実社会との接続を重視したカリキュラムを展開している。その学びの成果を生かした学生たちによるアウトリーチ活動や、教員の研究業績を広く地域社会に還元することを目的とした学部主催の特別公開講座、コンサートなどに取り組んでいる（資料9-18、9-19）。アウトリーチ活動には、2007年以来山手・みなとみらい地区での幼稚園や病院・介護施設への出張コンサート活動や、広報誌にもなる学科紹介の冊子制作、

山手ベリックホール等での公開作品発表会、横浜市や元町商店街主催の諸イベント参加等が含まれ、毎年数多くのゼミや学部生による活動が行われている。

2017 年度には、音環境デザインを学ぶ学生たちが、駆け込み乗車防止のための電車到着サイン音「アンダンテ」を発案し、相鉄ホールディングス（株）及び相模鉄道（株）の賛同を得て、緑園キャンパス最寄り駅の相鉄いずみ野線「緑園都市駅」での導入が実現し、現在も使用されている。到着する電車を音だけで判別することのできる電車到着サイン音「アンダンテ」は、公益社団法人日本騒音制御工学会「環境デザイン賞」を受賞したほか、視覚障がいを持つ人からの感謝の声も寄せられている（資料 9-20【Web】）。

(3) 国際交流学部

国際交流学部は、世界で日々起こっている問題を地球市民の一人としてとらえ、グローバルな視点から考え、行動できる人材を育成することを掲げており、そのための実践科目を開講している。その一つ、「海外環境フィールド実習」では、地球温暖化によって沈みつつあるキリバス共和国での住民支援として、空港近くの海岸をまもるためのマングローブ植樹活動に学生たちが参加している（資料 9-21）。2019 年度には、この授業を履修した学生を中心としたグループが、学内の「フェリスチャレンジ制度」を利用して「キリバス応援プロジェクト “Keep the Smile”」を立ち上げ、キリバス共和国の女性の自立支援や経済的支援を目的とした啓発活動やフェアトレード商品の開発に取り組んだ（資料 9-22【Web】）。また、2020 年度には、国際交流学科の専門演習で「企業等×学生の環境課題解決マッチング会」（横浜市地球温暖化対策推進協議会・横浜市共催）に参加し、イケア・ジャパン株式会社・IKEA 港北からの課題「より多くの方々に、サステナブルな生活により興味を持ち、実際の行動に移してもらうためには？」に対して、「サステナブル博士になろう！」と題し、サステナブルの意義、取り組みについて、子供たちを中心とした多くの人々に伝えるための具体策を提案し、最優秀賞を受賞した。（資料 9-23【Web】）

(4) 全学教養教育機構（CLA）

本学における共通科目「CLA コア科目」では、実社会と結びついた課題を具体的に設定し、解決策や企画を立案・提案する方法を体験的に学ぶ「プロジェクト演習」が開講されている。毎年 4 つのテーマが設定され、学生たちが現地調査や連携先企業へのインタビュー等を行い、メンバー同士でのグループワークで議論を重ね、最終的な解決策の提案を行っている。この「プロジェクト演習」のひとつとして、横浜の水源地である山梨県道志村の活性化に向けた取組を、横浜市水道局や道志村の関係者と活動が続けている（資料 4-16、4-17）。

以上のほかに、地域交流として、横浜市や地元企業との連携協定や覚書にもとづく取組「緑園街マルシェ」「横浜市民向けの農体験イベント」の企画・運営に学生が参画しているほか、緑園都市年末一斉清掃への学生・教職員の参加、緑園都市コミュニティ協会（RCA）の協力を得て行う学生の歩行マナー向上の取組「「AFTER YOU！～挨拶と歩行マナーキャンペーン～」などがあげられる（資料 9-24【Web】～9-26【Web】）。2001 年から継続

している、緑園キャンパス近隣の幼稚園、小学校、中学校、高校、そして本学の 5 校が連携して行う「ジョイント・コンサート」は、当初は、地域における防犯・防災面に関する情報共有や緊急対応策を協議することを目的として会合等を行っていたが、その関係性を生かして文化面での地域交流事業へと発展させた事例である。

国際交流事業では、ボランティアセンターにおける海外を背景とした住民に対する日本語教育及び学習支援、国際機関実務体験プログラムや海外ボランティアなどに学生が参加している（資料 9-12 【Web】）。また、2019 年度には、ボランティアセンターが窓口となり、外務省主催第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）における本会議ボランティアに 10 名の学生ボランティアを派遣し、また、同センターでは、公式サイドイベントとして、エチオピア政府の保健大臣（2021 年度現在）等の有識者に登壇して頂き、国際シンポジウム「アフリカと女性—グッドガバナンスに対する女性の役割」を行った。学生スタッフ 3 名も同シンポジウムの運営ボランティアとして参加し、ボランティア派遣のみではなく、企画・運営にも取り組んだ（資料 9-27 【Web】）。

以上のとおり、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、各部門が自治体や企業等の学外機関と連携し、教育研究活動の推進、多様な学びの機会の提供、地域交流・国際交流等を実施し、適切かつ積極的に教育研究成果を社会に還元している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学外機関との連携活動状況については、年度末の大学評議会で確認することとしており、2021 年度は第 14 回大学評議会（2022 年 3 月 11 日開催）において資料をもとに情報共有を行った（資料 9-3）。

社会連携・社会貢献の適切性については、生涯学習課（2020 年度末で廃止）、ボランティアセンター、教務課が統括するそれぞれの委員会において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価を行っている。またこれらの内容をふまえて、大学全体の社会連携・社会活動の適切性について、学長、事業推進担当副学長、事務部長及び企画・広報課で点検・評価を行っている（資料 2-26 pp.65-70）。各所管で行った自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された内容は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定している（資料 2-35）。社会連携・社会貢献については、大学内の各所管においてさまざまな取組や活動が行われているものの、それを支援・推進

する部門が十分に整備されていないこと、また、活動状況や成果について大学全体の観点で評価・検証する体制が整っていないことが課題となっている。このことについては、大学中期計画「21-25 PLAN」(2021 年度策定版)において、社会連携担当部署を新設し、大学としての知の還元のための活動を推進していくこととしている

9.2. 長所・特色

- ・2003 年に設立した本学ボランティアセンターは、学生参画型の運営を特徴としており、現在 45 名の学生が学生スタッフとして活躍している。そのうち 15 名が、常勤のボランティアコーディネーターの指導のもと、ボランティア事業の企画・立案、ボランティア経験のない学生の支援を行っている。学生の問題意識に基づく様々なプロジェクトが行われており、小学校での学習支援、障がい者施設での活動、海外をルーツとする方々への日本語学習支援、国際文化交流等、地域社会と連携しながら活動を行っている。
- ・教育理念「For Others」のもと、各学部学科、全学教養教育機構（CLA）においても、それぞれの分野の特色を生かした取組や、授業科目における学生たちの学びの成果を社会に還元する取組等、多様な社会連携・社会貢献活動が行われている。

9.3. 問題点

大学内の各所管においてさまざまな取組や活動が行われているものの、それを支援・推進する部門が十分に整備されていないこと、また、活動状況や成果について大学全体の観点で評価・検証する体制が整っていないことが課題となっている。このことについては、大学中期計画「21-25 PLAN」(2021 年度策定版)において、社会連携担当部署を新設し、大学としての知の還元のための活動を推進していくこととしている

9.4. 全体のまとめ

本学では、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めており、この方針に基づき、各部門による教育研究の成果を社会に還元する多様な取組が行われている。具体的には、キャンパス所在地である横浜市や神奈川県などの行政や地元企業との連携協定による活動、卒業生や社会人を対象とした講座の開講、ボランティアセンターを中心とした学生の活動、環境問題に関する諸活動である。また、各学部の正課科目においても社会と連携した多くの活動が行われている。

学外組織との連携状況については、毎年度末の大学評議会で、年間の活動状況について確認している。また、社会連携・社会貢献活動の適切性については、生涯学習課（2020 年度末廃止）、ボランティアセンター、教務課が統括するそれぞれの委員会において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価を行っている。またこれらの内容をふまえて、大学全体の社会連携・社会活動の適切性について、学長、事業推進担当副学長、事務部長及び企画・広報課で点検・評価を行っている。各委員会及び学長、事業推進担当副学長、事務部長により実施された自己点検・評価結果は、大学自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している。自己点検・評価委員会で確認された内容は、自己点検・評価委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している。全学内部質保

証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定している。社会連携・社会貢献については、大学内の各所管においてさまざまな取組や活動が行われているものの、それを支援・推進する部門が十分に整備されていないこと、また、活動状況や成果について大学全体の観点で評価・検証する体制が整っていないことが課題となっている。このことについては、大学中期計画「21・25 PLAN」(2021 年度策定版)において、社会連携担当部署を新設し、大学としての知の還元のための活動を推進していくこととしている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10(1) 1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、大学の将来を見据えた中長期の計画を実現するために次のような「大学運営に関する方針」を定めている。

本学は、中・長期計画に基づいた大学の政策を実現するために、法人組織と連携して安定した大学運営を行う。業務執行に当たっては、教職員相互の信頼関係に基づいた協働を基本とし、一人ひとりは常に当事者意識をもち責任ある行動をする。また、業務の運営に際しては、内部統制の不断の検証を図り、効率的で確実・迅速な管理運営体制を整備する。

「大学運営に関する方針」は、大学公式サイトにおいて公表しており、学内教職員間で共有している。また、大学内では、毎年度始めに「中期計画・事業計画説明会」を開催しており、統一した方向性のもと各部門の取り組みが進むよう、学長から年度の方針が示されるとともに、中期計画やそれをより具体的な事業に展開した事業計画について説明がされている（資料10(1)-1【Web】）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学は、「寄附行為」に定める学校法人フェリス女学院の目的達成のため、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に則り定められた「組織並びに運営等に関する規程」に基づき整備された組織により運営されている（資料 1-1、10(1)-2、10(1)-3）。また、大学の内部組織及び運営並びに業務分掌及び役職等については「大学規程」に定めており、この定めに基づき運営がなされている（資料 10(1)-4）。

学長候補者の選考については、「学長候補者選考規程」に定めているとおり、専任教員の投票に基づき、大学評議会が行うこととしている（資料 10(1)-5）。大学評議会は、学長候補適任者資格認定委員会によって認定された学長候補適任者を告示のうえ、学長候補者選挙を行い、選挙結果に基づく学長候補者を理事会に推挙する（資料 10(1)-6）。最終的には理事会により審議決定される。なお、本学の理事は「寄附行為」第 6 条に定めるとおり、「福音主義キリスト教信者であるものに限る」としており、理事である学長も例外ではなく、「学長候補者選考規程」第 4 条にその資格を明記している（資料 1-1 第 6 条、資料 10(1)-5）。

学長の権限については、「大学規程」第 2 条に定めており、「学長は、大学を代表し、校務を統括する。」「学長は、校務全般について決定権とその責任を有する。」と明記されている（資料 10(1)-4）。また、「組織並びに運営等に関する規程」においては、「大学長は、学院長を補佐し、校務を統括する。」と定められており、学校法人の運営における役割が明示されている（資料 10(1)-3）。

大学の役職者は、「大学規程」第 8 条に定めている（資料 10(1)-4）。

副学長については、その権限について同規程第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 項において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」「学長に事故あるときは、副学長が学長の職務を代行する。」としている。また、副学長は 2 名置くことを「副学長に関する規程」第 2 条に規定しており、選任方法については、同規程第 4 条において「学部長を除く大学専任教授の中から学長が任命する。」「副学長 2 名のうち、少なくとも 1 名は、福音主義キリスト教信者とする。」としている（資料 6-13）。

副学長以外の役職者の各選任方法は大学規程第 18 条に、権限については同第 9 条～第 17 条に明記されている（資料 10(1)-4）。

学部長・研究科長については、「大学規程」第 9 条及び第 9 条の 2 にその権限と責任が明記されている（資料 10(1)-4）。教授会・研究科委員会の決議においては、「可否同数のときは議長がこれを決する」権限を持っており、学部長・研究科長は、各学部教授会・各研究科委員会を招集し、議長となって会議を主催して学部の意思の取りまとめに当たり、学事に関する運営を掌るものとしている（資料 4-37 第 6 条）。また、学部長・研究科長は、大学全体の意思決定に関わる大学評議会・大学院委員会、大学協議会、学部長会議の構成員であり、全学的な意思決定と各学部の運営とをつなぐ役割を担っている。選出方法については、「大学規程」第 18 条、各学部の「学部長候補者選考規程」及び「学部長候補者選挙に関する内規」に定められているとおり、教授会において専任教授の中から選挙によって候補者が選出され、学長が大学評議会の議を経て候補者を選考し、理事会が決定する（資料 10(1)-4、10(1)-7～10(1)-12）。

教学各部門に関する事項を掌り、学長を補佐する各役職者については、その役割を「大学規程」第 9 条の 3～第 17 条に、任命方法を第 18 条に明記している。また、各学部・研

究科の学科主任・専攻主任、教務主任、入試主任等の責任者、附属の教育研究施設、センター等の責任者として職務責任者を置いており、その役割と選任方法は同規程第 19 条～第 22 条の 8 に明記している（資料 10(1)-4）。

大学の運営に関する重要事項についての意思決定は、大学評議会・大学院委員会において行われている（資料 2-9、2-10）。また、学長の意思決定を支えるため、学長の諮問機関として学部長会議、大学協議会、将来計画委員会を設置している（資料 10(1)-4）。

学部長会議は、学長、副学長、各学部長・研究科長、大学事務部長によって構成され、毎月、定期的に行われている。学長の諮問に応じて、大学運営に関する重要事項及び各学部・各研究科に共通する事項を審議することとしており、大学評議会に審議事項の提案がなされる前に各学部・研究科間で調整や確認が必要な事項について、連絡調整が図られている（資料 2-19）。

大学協議会は、学長、副学長、各学部長・研究科長、教学の役職者、大学事務部長、大学事務部次長、大学総務課長で構成され、全学的に共通する教育研究に関する事項に関し、各部局間の連絡調整を図ることを目的に、必要に応じて開催されている（資料 9-2）。

将来計画委員会は、学長、副学長、各学部長・研究科長、各学科から選出された教員各 1 名、大学事務部長、大学総務課長、企画・広報課長で構成され、大学の中長期計画について検討協議することを目的として開催されている（資料 1-36）。

また、学長による決定事項、大学評議会での審議による決定事項で、急ぎ通知する必要がある事柄については、学長による通達「学決」を発信し、学内周知を行っている（資料 1-3 第 52 条、資料 10(1)-13、10(1)-14）。

教授会の設置については、大学学則第 39 条に定められ、各学部・各研究科に所属する専任教員をもって構成することが明記されている。研究科委員会については、大学院学則第 36 条にその設置について定められている。その役割については、「教授会及び研究科委員会規程」第 3 条に、「審議事項」に定める事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と明記し、教授会・研究科委員会の意思決定の範囲を明確にしている（資料 1-3 第 39 条、資料 1-4 第 36 条、資料 4-37）。

本学は、学校法人フェリス女学院のもとに設置されており、大学のほかに中学校・高等学校が設置されている。学校法人及び設置校に関わる重要な意思決定は最終意思決定機関である理事会の承認を得て行われる。理事会については「寄附行為」に定めており、法人の代表である理事長が招集し、議長となる（資料 1-1）。また、理事会の方針に基づき、理事会の決議によって委任された学院業務運営の特定事項及び理事長が必要と認めた事項について、審議し決定する機関として常任理事会が置かれている（資料 10(1)-15）。フェリス女学院には、各設置校の教育及び運営を総括し、通常の法人業務を執行する役職として学院長が置かれているが、学院長の意思決定を扶ける機関として統括管理職会議が設置されている（資料 10(1)-2、10(1)-16）。理事会、常任理事会、統括管理職会議には、いずれも理事である学長が構成員に含まれている。

理事会及び常任理事会には学長及び大学選出理事（専任教員）1 名が構成員として出席するほか、大学からの陪席者として副学長 2 名、学部長 3 名が出席している。本学院の評議員会は 37 名以上 39 名以下で組織されるが、そのうち 10 名は教職員から選任されており、大学からは教員 4 名、職員 3 名が構成員となっている（資料 1-1 第 22 条）。これ

らの学院運営上、主要な役割を持つ会議体において、大学からは教学の観点からの意見を申し述べ、法人としては管理・運営面からの意見を示すなど、教学活動の支援、実現に向けた双方からの意見交換を密に行っている。

学生からの意見については、学生自治組織である学友会が年 2 回開催し各公認団体の主将が出席する「リーダーズカンファレンス」や、学内 3 カ所に設置しているオピニオンボックスへの投書を通じて学生課で集約している。内容に応じて、学生委員会や関係部門で対応することとしている。また、学生のニーズや満足度を把握するため、卒業年次生を対象とした「満足度調査」を毎年実施しており、IR 推進委員会、大学評議会等の会議体での報告をとおして学内に共有している（資料 1-29～1-31、2-45）。対応が必要な事項については、関係部門で検討のうえ、予算化の必要なものについては事業計画に反映し取り組むこととしている。学生に対しては調査結果を大学公式サイトを通じてフィードバックしている。

教職員からの意見については、各種委員会において、教員と職員が連携して運営しており、委員会での審議に反映している。

また、危機管理対策としては、次のような体制が組まれている。

大学が主催する各種プログラム（海外短期研修、交換・認定留学、海外インターンシップ、国内・海外の研修旅行・ゼミ旅行・部活動合宿等）の実施中に事故が発生した場合には、国内の事案については学生課が所管する「国内危機管理室」、国外の事案については国際課が所管する「海外危機管理室」が対応を行う体制としている。なお、重大事故、疾病、感染症罹患、災害等の緊急事態が発生した場合は、国内危機管理室及び海外危機管理室を拡大し、緊急対策本部を設置のうえ対応することとしている。緊急事態に適切に対応できるよう、国内／海外危機管理マニュアルを整備するとともに、危機管理要員の教職員を対象とした説明会を毎年開催している（資料 10(1)-17）。海外短期研修への参加等、留学する学生を対象とした危機管理説明会も開催し、注意喚起を促している。

キャンパスでの火災、地震その他の災害等発生時の訓練として、各キャンパスにおいて学生、教職員を対象とした避難訓練を学期ごとに実施している。また、教職員を対象とした防災訓練（避難器具体験等）も実施し、災害対策に備えている。更に、訓練に合わせ防災自助意識を高める「災害カード」を作成し、総務課で学生に配布している（資料 7-26 p.146）。

学校運営における危機管理体制については、フェリス学院中期計画 2021-2025 において危機管理体制の強化に取り組むこととしており、危機対応時の基本的な組織体制の構築及び 5 つの特定リスク（自然災害、火災、感染症、不正・不祥事、情報リスク）に対する危機管理計画を策定することとしていた（資料 1-33 p.5）。このことに関しては、2021 年度中に学院全体の取組みが進み、学院の危機管理規程類の制定と「火災」、「自然災害」の危機管理マニュアルを大学・中高と連携して整備した。広報に関わる危機管理対策としては、企画・広報委員会において大学公式 SNS 利用ガイドラインの制定に着手し、案の作成段階で外部のリスクマネジメントのアドバイスを受けるなどブランドリスクに関する対応策を検討した。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

学院全体の単年度の予算編成の流れは以下のとおりである。

- ① 本部事務局が、学院の将来構想を実現するための財政基盤の安定化を目標とし、当年度収支差額の均衡を条件に予算編成方針を作成する。10月の常任理事会での承認後、大学・中高・本部の各部門に提示する。
- ② 各部門が当該予算編成方針に基づいて予算案を作成し、1月に本部事務局に提出する。
- ③ 本部事務局は提出された予算案を集計し、学院全体の財政バランスを考慮し、各部門の予算編成責任者・予算業務担当者と予算調整を行う。当該査定結果を予算案に反映後、学院長、理事長の査定及び評議員会を含む各会議体を経て、最終的に2月の理事会において事業計画とともに承認される。

大学が担う予算編成は主に上記②である。大学では、例年、学長と大学事務部長が「大学事業計画と予算策定方針」を作成し、各部門の所属長に対し周知のうえ、事業計画案と予算案の提出を求めている。各部門から提出される予算案については、学長、事務部長、総務課、企画・広報課が大学の中期計画と予算の関連性や事業の優先順位を考慮しながら、11月に各部門の所属長に対しヒアリングを実施のうえ、調整し、1月の大学評議会の議を経て本部事務局に提出している（資料 10(1)-18）。

予算執行においては、「経理規程」、「予算執行及び契約に関する規程」により執行権限が規定され、責任が明確にされている（資料 10(1)-19、10(1)-20）。大学における最終的な統括責任者は学長であるが、執行額と予算部門により執行責任者を定め決裁権限を委譲することで、権限と責任を明確化するとともに予算執行の決裁及び手続の円滑化を図っている。なお、5万円以上の執行に関しては予め稟議での承認を要することとしている。

予算執行状況については、大学事務部の各所管において会計システムで把握する体制が整備されている。会計システムが導入されていない教育系の所管については、毎月、総務課から実績表を配布し、執行状況を確認することとしている。大学全体の執行については、本部事務局財務課から定期的に提供される月次決算により、学長、事務部長、総務課が確認を行っている。予算執行の変更や予定外の執行については稟議での承認を必須としており、予算執行の透明性を図っている。

学院全体の予算執行状況の調査・分析は、本部事務局財務課が担っている。毎年度決算確定後に、学院全体、大学、中高における資金収支、事業活動収支及び財務比率の推移に基づき10年間の趨勢を本部事務局経営推進課が「財政白書」にまとめ、常任理事会に報告している。大学では、教職員を対象とする「財政白書勉強会」をSDの一環として毎年開催しており、その際に、本部事務局経営推進課が「財政白書」を用いて財務状況の報告を行っている（資料 10(1)-21）。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に

機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織については、「組織並びに運営等に関する規程」に基づき、本部事務局、大学事務部、高等学校・中学校事務室、内部監査室により構成されている。内部監査室は、職務の性質上、理事長の直属機関として設置している（資料 10(1)-3、10(1)-22）。大学については「大学規程」第 25 条に定める事務部と、同規程第 22 条～第 22 条の 8 に定める附属の教育研究施設、センター等で構成され、それぞれ専任職員、業務に応じ具体的な専門業務を担う嘱託職員、臨時職員、派遣職員を配置している。学部や教育系センターには嘱託副手を配置している。

職員の採用については「専任職員採用規程」を整備し、中期計画の人員計画を基準として、新卒採用と即戦力として期待する既卒採用を計画的に実施している（資料 10(1)-23）。昇任・昇格は、「事務職員人事規程」「職員人事評価規程」及び「職員人事委員会規程」に基づき、基本的に年 1 回の昇任・昇格と年 2 回程度の異動を行い、人材の育成と組織力の活性化を図っている（資料 10(1)-24、10(1)-25、10(1)-26）。なお、事務職員の配置に当たり、従来は職員人事委員会が設定した各部署の配置人数の目安をもとに行っていたが、「学院中期計画 2021-2025」において、財政面を勘案した部署別の定員を定めたことをふまえ、この基準に沿った人員配置を早期に実現し、維持することとしている（資料 1-33 pp.9-10）。

本学では、業務内容の多様化、専門化に対応するため、また、本学の教育理念を実現するため、専任職員のほかに、それぞれの分野に関する専門的な知識を持つ人材や経験者を主に嘱託職員として採用している。具体的には、学生のボランティア活動の支援・促進を担うボランティアコーディネーター、障がいをもつ学生の支援やキャンパスのバリアフリー化推進において中心的役割を担うバリアフリーコーディネーター、本学の教育の根本をなすキリスト教における各種活動（チャペルサービス、キリスト教講演会など）を運営する宗教センター職員、音楽学部関係の演奏会や本学主催の演奏会関連業務を担う演奏会室職員などを専門嘱託職員として採用しているほか、学生支援センター保健室のチーフ保健員を専任医療職員として採用し、専門的領域にも対応し得る職員体制を整備している。事務職員は定期的な人事異動により様々な部署における勤務が原則であるが、上記専門的知識に応じて配置された職員については、人事異動の対象外としている。専門嘱託職員は最長 5 年間の有期雇用であるが、無期労働契約に転換するための選考試験を受けることができる制度を設けている。このように特定部署においては、経験及び専門能力を活かした業務遂行ができるような体制を整えている（資料 10(1)-27、10(1)-28、10(1)-29）。単一部署で担うことが難しい業務については、プロジェクトチームを編成し、各部署から担当者を集めて対応するなど、業務内容の多様化にもフレキシブルに対応して

いる。ここ数年の事例としては、学務システム運用調整のチーム（教務課、学生課、就職課、総務課、入試課、企画・広報課、情報システム課）、在学生向け AI 問い合わせシステム導入に向けた検討プロジェクト（教務課、学生課、就職課、企画・広報課）、会議資料ペーパーレス化に向けた検討プロジェクト（総務課、国際課、企画・広報課）などがあげられる。

大学事務部においては、一部の部門を除き教員を部長（またはセンター長）に任命し配置しており、教職協働で大学運営を行う体制を整備している。大学の運営方針を方向付ける大学評議会・大学院委員会、各学部教授会・研究科委員会、各種委員会等の委員は主に教員によって構成されるが、事務職員が構成メンバーの一員あるいは陪席として大学運営に関する企画・立案のプロセスのサポートを担っている。このプロセスに関与することによって決定事項の目的を十分に理解し、執行段階においてその意図を十分に生かした教育研究支援を提供することを可能としている。また、大学評議会・大学院委員会、学院の理事会・常任理事会後には課長補佐以上が出席する「大学課長会」を開催し、会議報告のほか、大学全体の現状や課題について情報共有及び意見交換を行っている。内容は、必要に応じて出席者から課員に周知されている。

人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善に関しては、本学では、2000 年度から事務職員を対象とした目標管理制度を運用してきたが、2016 年度から評価制度の導入を中心とする制度の検討を進め、2020 年度から新しい職員人事制度を導入した。これは組織の発展に貢献できる人材の育成を目的として、目標管理と行動評価による人事評価を行い、その結果を育成、昇格、配置、報酬に活用するものである。2020 年度は試験導入、2021 年度は管理職を対象に本導入、2022 年度に非管理職への本導入と段階的に導入を進めており、「事務局中期計画」においても制度の定着を進めるとともに、効果を検証し、制度の一部修正を含めた対応を行うこととしている（資料 10(1)-25）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

本学では、大学運営を適切かつ効果的に行うため、「フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針」を定め、教職員を対象に SD 活動を実施している（資料 10(1)-30【Web】）。実施に当たっては、全学内部質保証推進委員会で年間の計画を確認することとしているが、年度の途中であっても必要に応じて新たな研修・取組を実施することとしている。毎年実施するものとしては、事業計画説明会、決算報告及び財政勉強会、危機管理説明会、ハラスメント防止研修会があり、これに加え 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う危機管理体制の見直しの必要性から「感染症・新型コロナウイルスへの危機管理-事故対策との違いを知る」と題した研修を計画し、ミニシミュレーションを含む形で、危機管理コンサルタント及び学院・大学保健室の協力を得てオンラインで開催した（基礎要件確認シート 20）（資料 10(1)-31、10(1)-21）。

学院における職員の研修としては、「職員研修規程」を定め、職員が業務に必要な知識

及び技能を計画的に付与又は修得するための研修制度を設けている（資料 10(1)-32）。本規程に基づき研修体系を構築し、採用から人材育成までを一連の流れとして捉え、各段階に応じた適切な支援を行うことで研修効果を高めている。具体的には、若手・中堅・管理職といった階層別研修、目的別・業務別研修、全職員を対象とした夏期研修、一般社団法人 日本私立大学連盟主催の研修等の外部研修等で構成されている。これらの研修全体の体系や各研修の目的・対象・内容は、それぞれ「事務職員研修ガイド」「事務職員研修体系」としてまとめ、学内グループウェアを通じて事務職員に配布している。また、特に外部研修の参加者には報告会での発表や報告書の提出を義務付け、学内への情報還元と本人の振り返りの機会を設けている（資料 10(1)-33、資料 10(1)-34）。また、2021 年度からは、職員育成支援の強化施策として、Web 研修ツールを導入したほか、自己啓発支援制度を開始し、職員育成支援の強化を図っている（資料 10(1)-35、資料 10(1)-36）。自己啓発支援制度は、所属部署又は学院内のいずれかの部署で求められる能力の向上に資する講座等の受講費用の 50%（1 人年間上限 2 万円）を学院が負担する制度である。この制度は「事務局中期計画」の施策の一つとして導入し、評価制度を補完する役割を持つものとして位置づけているが、自らの長所や課題をふまえて職員個々の自己研鑽意欲を喚起し、能力を高めることで、学院全体の組織力の強化を図ることを目指している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：監査プロセスの適切性 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

大学運営の適切性については、総務課、本部事務局、内部監査室において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価をおこなっている。またこれらの内容をふまえて、大学全体の状況について、学長・事務部長で点検・評価を行った（資料 2-26 pp.71-76）。学長・事務部長による自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している（資料 2-29）。自己点検・評価委員会で確認された内容は、委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している（資料 2-31）。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定することとしている（資料 2-35）。大学運営に関しては、危機管理対策として火災想定対策の拡充、災害マニュアルの整備、事業継続計画の検討、広報に関わる危機管理対策の検討が課題となっており、検討に当たっては、学院全体の「危機管理体制の強化」の取組とも連携して進めることとしていた。このことに関しては、2021 年度中に学院全体の取組が進み、学院の危機管理規程類の制定と「火災」、「自然災害」の危機管理マニュアルを大学・中高と連携して整備した。広報に関わる危機管理対策としては、企画・広報委員会において大学公式 SNS 利用ガイドラインの制定に着手し、案の作成段階で外部のリスクマネジメントのア

ドバイスを受けるなどブランドリスクに関する対応策を検討した。また、SD 活動の実施方針が明文化されていないことが課題となっていたが、全学内部質保証推進委員会から総務課に対し、策定を要請し、これまでの実績や実態をふまえた「フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針」が 2021 年度に制定された。

監査については、三様監査体制を整備しており、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ監査計画のもと、それぞれが定期的又は必要に応じ監査を実施している。監事は、「監事監査規程」に基づき、学院の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行っている（資料 10(1)-37）。監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されるもので、毎年度、監査計画書に基づき適正に実施されている。内部監査室による監査は「内部監査規程」に則り、監査計画に基づく定期監査と、理事長の指示に基づいて対象事項及び対象部門等を指定して実施する特別監査を行っている（資料 10(1)-22）。大学運営に関する項目としては、会計・稟議書監査、外部団体（周辺会計）監査、科研費に関する監査を定期的を実施している。

なお、「大学中期計画「21-25 PLAN」（2021 年度策定版）」においては、昨今の大学運営を取り巻く状況の変化に伴い、広報部門や IR 機能の充実化の必要性が示されており、事務組織改編の検討に着手する予定である（資料 1-40 p.21）。

10（1）.2. 長所・特色

適切な大学運営が行われるよう方針を定め、学長を中心とした役職者が配置され、意思決定のための組織が構成されている。さらに大学内各部門がそれぞれの使命と役割を理解し、互いに有機的なつながりをもって大学運営を行う体制が構築できている。

10（1）.3. 問題点

危機管理体制について、「火災」「自然災害」の危機管理マニュアルの整備を法人本部と連携して進めているが、未着手の事項があること、また、広報に関わる対策の検討も十分ではない。学院全体の「危機管理体制の強化」の取組とも連携して対策を進めることが必要である。

10（1）.4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するために「大学運営に関する方針」を定めている。

学長や役職者の選出方法及びその役割は規程に定めており、適切に運用されている。大学の運営に関する重要事項についての意思決定は、大学評議会・大学院委員会において行われており、また、学長の意思決定を支えるため、学長の諮問機関として学部長会議、大学協議会、将来計画委員会を設置している。

予算編成に関しては、常任理事会において示された編成方針に基づき学長と大学事務部長が「大学事業計画と予算策定方針」を作成し、それに沿って各部門において事業計画案と予算案を作成している。各部門から提出される予算案については、11 月にヒアリングを実施し、1 月の大学評議会の議を経て本部事務局に提出している。予算執行においては、「経理規程」、「予算執行及び契約に関する規程」により執行権限が規定され、責任が

明確にされている。大学における最終的な統括責任者は大学長であるが、執行額と予算部門により執行責任者を定め決裁権限を委譲することで、予算執行の決裁及び手続の円滑化を図っている。

職員採用及び昇格については、関連規程に基づき適切に行われている。また、業務内容の多様化、専門化に対応するため、また、本学の教育理念を実現するため、専任職員のほかに、それぞれの分野に関する専門的な知識を持つ人材や経験者を専任・嘱託職員として採用している。職員の適正な評価のため、2020 年度から新しい人事評価制度を導入し、段階的に運用を進めている。

大学運営を適切かつ効果的に行うための SD 活動については、従来から継続的に取り組んできたが、2021 年度に「フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント (SD) の実施方針」を定め、組織的に実施している。学院における職員の研修については、「職員研修規程」を定め、職員が業務に必要な知識及び技能を計画的に付与又は修得するための研修制度を設けている。また、2021 年度からは、Web 研修ツールを導入したほか、自己啓発支援制度を開始し、職員育成支援の強化を図っている。

大学運営の適切性については、総務課、本部事務局、内部監査室において、自己点検・評価シートや活動内容・実績をふまえて点検・評価を行っている。またこれらの内容をふまえて、大学全体の状況について、学長・事務部長が点検・評価を行っている。学長・事務部長により実施された自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会において、効果があがっている点、今後改善が必要な点などを全学的に確認している。自己点検・評価委員会で確認された内容は、委員長が当該年度の「自己点検・評価結果」としてまとめ、全学内部質保証推進委員会に報告している。全学内部質保証推進委員会では、全学的な方針のもとで改善に取り組むべき課題や、各学部・研究科、附属機関、諸機関等では扱うことが難しい事項について、改善・向上に向けた方向性を確認し、それを受け、学長が「検証結果に基づく行動計画」を策定することとしている。大学運営においては、課題としていた危機管理対策に関して、学院全体の危機管理規程類の制定と「火災」、「自然災害」の危機管理マニュアル整備との連携作業により進んだが、広報に関する対策の検討は未だ十分とは言えない。学院全体の「危機管理体制の強化」の取組とも連携して対策を進めることとしている。また、SD 活動の実施方針が明文化されていないことが課題となっていたが、全学内部質保証推進委員会から総務課に対し、策定を要請し、これまでの実績や実態をふまえた「フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント (SD) の実施方針」が 2021 年度に制定された。なお、「大学中期計画「21-25 PLAN」(2021 年度策定版)」においては、昨今の大学運営を取り巻く状況の変化に伴い、広報部門や IR 機能の充実化の必要性が示されており、事務組織改編の検討に着手する予定である。

監査については、三様監査体制を整備しており、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ監査計画のもと、それぞれが定期的又は必要に応じ監査を実施している。

以上のとおり、大学運営については、本学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画を実現するための組織、運営体制として概ね適切である。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

10(2) 1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：＜私立大学＞当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、大学の将来を見据えた中長期の計画を実現するために「大学運営に関する方針」と併せて「財務に関する方針」を定めている。

本学は、各年度の予算編成・予算執行を適切に運用するとともに、中・長期計画に基づいた教育研究活動を支えるための安定した財政基盤を構築する。また、外部資金を受け入れるための体制を整備し、授業料収入への依存ができるだけ低い財務体質を目指す。

「財務に関する方針」は、大学公式サイトにおいて公表しており、学内教職員間で共有している（資料 10(2)-1 【Web】）。

フェリス女学院では、2021 年度以降の中期計画として「フェリス女学院中期計画 2021-2025」を策定し、財政計画は、学院全体の中期計画の中で定めている。財政の安定化、収支の継続的な確保を実現するための財政目標を設定するとともに、この目標を実現するための各種施策を学院及び大学・中高の各部門で検討・実施することとしている（資料 1-33 pp.7-8）。なお、学院の収支構造において、事業活動支出の過半を人件費が占めていること、また設備投資が財政に与える影響が大きいため、「人員計画」及び「施設・環境整備計画（ネットワーク環境整備を含む）」も策定しており、財政目標にはこれらの計画内容を反映させている（資料 1-33 pp.9-12）。

学院中期計画における財政目標では、以下の項目について具体的な数値等を定め、大学・中高の各部門の内訳も明示している。

- ①事業活動収入及び学生生徒等納付金収入
- ②基本金組入前当年度収支差額
- ③人件費
- ④寄付金収入
- ⑤純金融資産（金融資産－借入金）
- ⑥施設・環境設備（ICT 含む）
- ⑦新たな借入を行わないこと
- ⑧中高の繰越支払資金黒字化

なお、財政目標の設定にあたっては、学院全体の財政の安定化に向けて有効に機能する

よう、教職員が理解しやすいこと、財政状況の把握に適していること、妥当な目標水準であることに留意した。

また、財政計画における財政目標だけでなく、財務指標も設定しており、予算作成時・決算時に「人件費比率」「純金融資産積立率」「純資産比率」「当年度収支差額」「学生生徒等納付金依存率」についてモニタリングを行い財政状況の確認をしている。財政目標が全教職員に向けたストレッチ目標であるのに対し、財務指標は、健全な財務体質を維持するうえで必要な最低限の水準に設定することで、財政上の問題の早期発見、早期対応が可能な体制の維持につながっている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

大学の財務状況に関して、2020 年度決算の事業活動収支計算書関係比率（大学部門）の主な項目では、人件費比率 55.5%、教育研究経費比率 28.5%、事業活動収支差額比率 9.1%である。なお、2020 年度はコロナ禍により教育研究経費や学生生徒等納付金の減少等が生じている。コロナ禍以前の最新決算である 2019 年度でみると、人件費比率 55.2%、教育研究経費比率 30.8%、事業活動収支差額比率 5.9%である。財務状況の健全性を検証するにあたっては、本学が加盟する私立大学連盟における同規模大学（収容定員数が 2,000～2,999 名の大学）の平均値と比較しているが、人件費比率△1.8%、教育研究経費比率+0.7%、事業活動収支差額比率+2.2%と良好な収支状況である。また、財政目標において最重要指標としている基本金組入前当年度収支差額は 2000 年度以降の全ての年度で黒字を確保し、2020 年度末における繰越収支差額が 1,137 百万円（法人部門の当年度収支差額按分後でも 899 百万円）の黒字であることから、基本金組入後においても健全な収支バランスを維持しているといえる（資料 10(2)-2）。

貸借対照表関係では、2020 年度末時点で大学に係る借入金が一切なく、借入金に依存しない大学運営を実現している。なお、法人全体としては、2020 年度末時点で約 4 億円の借入金を有しているが、2025 年度に完済する予定である。金融資産は 2020 年度末時点約 113 億円あり、純金融資産は約 109 億円となる。純金融資産が法人全体の事業活動収入の 2 年分超にあたること、また 2020 年度末の要積立額約 105 億円を上回っていることから、十分な金融資産を有していると言える（資料 10(2)-2）。純資産構成比率は 90.8%であり、同規模大学平均の 87.0%を上回っていることから負債に過度な依存をすることなく資産を構築できているといえる。

点検・評価項目①で前述したとおり、「フェリス女学院中期計画 2021-2025」では、教育研究活動の遂行に要する人員及び設備投資をそれぞれ人員計画、施設・環境整備計画と

して定め、これを財政目標にも反映させており、これらの計画を実行することで教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

大学の予算は、学院の財政計画のもとで策定していくことになるが、各年度の予算編成に際しては、学長と大学事務部長が大学の将来計画を実現するうえで重点的に取り組む事項や財政状況などをもとに作成する「大学事業計画と予算策定方針」を提示するとともに、各所管に対して予算目標額を示している。ここ数年は、対前年度当初予算に対してゼロシーリングでの予算作成となっているが、その中でも優先度が高いと判断したものについては新規・増額要求も採用することとしており、限られた財源を最大限有効活用できるよう、すべての部門の所属長に対しヒアリングを実施のうえ、予算を編成している。大学内でまとめられた予算案を学院全体の予算案に組み込む際には、教育研究活動の遂行と財政確保の両立が保たれるよう学院と大学のあいだで調整を行い、当該年度の予算を編成している。

本学は、学生生徒等納付金以外の収入の確保として、外部資金の獲得にも取り組んでいる。文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けては、事務支援体制の強化を図り、研究活動の活性化につなげている。文部科学省科学研究費補助金の新規の応募件数は年度によりばらつきがあるが、2020年度は11件、採択件数は4件であった。分担金も含めた科研費等の受入れ件数は46件となっている。

寄付金については、新入生及びその保証人を対象とする「フェリス女学院大学教育充実資金寄付金」と、在学生・卒業生・保証人、その他広く一般を対象とする「フェリス女学院維持協力会寄付金」の2種類を設けている。なお、2016年から2020年までは学院創立150周年記念募金を募っていたことから、大学ではこの間、「フェリス女学院大学教育充実資金寄付金」の募集を休止していた。2019年度における法人全体としての寄付金比率は2.5%、同規模大学平均が2.4%と同程度の水準にあるが、大学単体では、本学が0.6%、同規模大学平均が1.3%と低い水準である。本学の教育への理解を得てより多くの協力が得られるよう、2021年度から教育支援を対象とした新たな寄付メニューの新設、寄付方法の増加(Pay-easy及びコンビニ決済の導入)等に取り組んでいる(資料10(2)-3【Web】)。

資産運用については、「資金運用規程」を定めるとともに、資金の運用にあたっては、毎年度資金運用計画を策定し、常任理事会及び理事会の承認を得たうえで行っている(資料10(2)-4)。

2015年度以前は債券運用の範囲を日本国国債、政府保証債、公募地方債、財投機関債に限定していたが、2016年度以降、その対象に事業債(劣後債を含む)を追加した。また、運用期間に応じた格付要件を新たに定めたことで、相対的に利率の良い金融商品を運用できるようになった。ただし、金利の低迷が続いていることから、大学単体の受取利息・配当金額は2010～2019年度の10年間で33.5%減少した。なお、より高い利回りを目指した資産運用を行う場合には、それに伴うリスクが伴うため、現時点で資産運用方針(元本保証のある金融商品のみを資産運用の対象とする)の変更は検討していない。

10(2).2 長所・特色

- ・学院・大学の財務状況として、安定した収支バランスを長期にわたり確保していること、大学に係る借入金がないこと、十分な金融資産を有していること、純資産構成比率が高

いことなどから、教育研究活動を遂行するための財務基盤を確立している。

- ・管理経費比率が同規模大学平均よりも低い（2019 年度（大学部門）：本学 6.9%、同規模大学平均 9.0%）一方で、教育研究経費比率は一定の水準を維持しており、教育研究活動の遂行と健全な財務体質の維持の両立を図った支出構造も長所・特色のひとつとなっている。なお、2022 年度入試から「入学者選抜成績優秀者奨学金」を開始する等、安定した財政を基に学生への還元策を展開している（資料 10(2)-5【Web】、10(2)-6、10(2)-7、10(2)-8）。

10 (2) .3 問題点

- ・寄付金について、恒常的な募集活動を行っているが、大学は寄付金比率 1.0%前後と低い水準となっている。
- ・学生生徒等納付金は、大学において入学定員管理を厳格化したことにより減少基調にあり、2010～2019 年度の 10 年間で 6.9%減少している。
- ・学生生徒等納付金収入の減少に伴い、基本金組入前当年度収支差額も減少基調にある。

10 (2) .4 全体のまとめ

本学は、「フェリス女学院中期計画 2021-2025」において財政計画を策定し、財政の安定化、収支の継続的な確保に取り組んでいる。財政計画の中では財政目標も定めており、学院及び大学・中高の各部門が目標を実現するための各種施策を検討・実施することとしている。また、財政目標だけでなく財務指標も設定し、予算作成時・決算時にモニタリングを行い、財政状況の確認をしている。

大学の財務状況に関して、健全性を検証するための指標の一つとして私立大学連盟における同規模大学の平均値を用いているが、事業活動収支計算書関係比率の主な項目で比較した結果から良好な収支状況であると判断できる。

学生生徒等納付金以外の収入の確保として、寄付金、文部科学省科学研究費補助金の獲得にも取り組んでいるが、寄付金については大学において寄付金比率 1.0%前後の水準が続いており、さらなる支援を得るための取組が必要である。

以上のことから、本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

終章

フェリス女学院は2020年に創立150周年を迎え、フェリス女学院が目指す教学ビジョンを示す「学院ミッションステートメント」を定めた。これを実現するための計画として「フェリス女学院中期計画2021-2025」が策定された。大学としてはこれを実現するため、「パイオニア精神」と「For Others」の精神をもって「新しい時代を切り拓く女性」を育成することを「大学中期計画」の中心に位置付け、すべての改革にリンクさせて中期計画を定めた。また、「フェリス女学院中期計画2021-2025」では、この5年間で学院が長期的に発展していくための「教学の自己変革」の期間と位置づけている。学院の「教学の自己変革」の方針を受けて、2021年度に大学においても「変革方針」を策定した。大学中期計画「21-25 PLAN」（2021年度策定版）においては、この「変革方針」に基づいて教学改革を進めて行く。

一方で、フェリス女学院大学は、2015年度の第2期認証評価受審の後、自己点検・評価のさらなる改善と教育研究活動の質の改善・向上に向けて、実効性のあるPDCAサイクルを適切に機能させるための学内の組織体制の強化と、恒常的・継続的にさらなる教育の質の向上を図るシステムの構築に取り組んできた。毎年度行ってきた「自己点検・評価委員会」における活動に加えて、2018年度からは、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を担保し、本学における教育研究活動をより一層向上させることを目的とする「外部評価委員会」を設置し、学外者から自己点検・評価活動、その他本学の諸活動に対する提言・助言を受けている。さらに、2019年度からは、各部門で取り組んでいる自己点検・評価が教育研究活動の改善や向上に有効につながっているかを点検・評価し、本学の内部質保証の推進に責任を負う委員会として、学長を委員長とする「全学内部質保証推進委員会」を立ち上げた。第3期認証評価受審に当たっては、上記の体制のもと準備に当たった。

第3期認証評価受審のために行った自己点検・評価から再確認できたのは、大学におけるすべての活動が、一貫して建学の精神・教育理念に基づき、これを実現及び具体化することを目的としており、そのための不断の努力と弛みない改善・向上に向けた活動であるということである。また、その方向は、教育研究組織、教育課程、教員組織など、学生への教育効果の向上を目指したものである。特に、学生支援に関しては、修学支援、生活支援、将来に向けたキャリア支援のいずれについても、学部学科、学生支援部門のほか、多くの部門が関わり、小規模大学、女子大学ならではのきめ細やかな支援体制を整えている。また、本学の特徴のひとつでもある国際交流活動についても、コロナ禍を経て、新たな一歩に向けて展開の兆しが見え始めたところである。

一方で、学修成果の可視化という点では、各部門において、検証と改善につながる活動が行われているものの、大学全体としての組織的な体制は整っておらず、喫緊の課題として取り組むべきことと認識している。大学中期計画「21-25 PLAN」（2021年度策定版）においては組織的なIR活動の整備に取り組むこととしているが、その取組と合せて学修成果の可視化に関する課題も検討し、解決していきたいと考えている。

この度の自己点検・評価のまとめによる検証については、現状の長所、問題点を学内全体で共有し、課題については解決に向けた対策を検討することとし、大学の将来の発展のための中期計画・事業計画とも有機的に連携させ、本学における教育研究活動の質の向上に繋がるよう努力していく所存である。